

二〇一四年度

水俣市環境レポート

熊本県水俣市

2014年度版

水俣市環境レポート

【環境白書 No.41】



熊本県水俣市

水俣市環境レポート2014へのご意見、ご要望をお聞かせください。
形式は、郵送、FAX、電子メール等なんでも結構です。
下の発行者あてに、送ってください。

水俣市環境レポート（環境白書）2014

平成27年12月発行

発行者：水俣市

水俣市福祉環境部環境課 環境政策室

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1-1-1

TEL：0966-61-1612

FAX：0966-63-9044

メール：kankyo@city.minamata.lg.jp

水俣市環境レポート（環境白書）の刊行にあたって

水俣市は、戦後復興期における物質的な豊かさを追求した急速な経済成長の過程で水俣病を経験しました。環境破壊による健康被害の深刻さは世界に類例を見ないものでしたが、水俣病の発生による地域社会への影響も大きく、人々は長いあいだ混乱の中にありました。

そこで、水俣市は1990年から熊本県と一体となって「環境創造みなまた推進事業」を展開し、1992年には全国で初となる「環境モデル都市づくり宣言」を行い、水俣市環境基本条例を定めました。その後、住民参加による資源ごみの高度分別収集を開始するとともに、1996年には「第1次水俣市環境基本計画」を、また2008年には「第2次水俣市環境基本計画」を策定し、環境施策の根本を定めつつ、独自の環境ISO制度の取り組みを進めるとともに、環境教育旅行の誘致や地区環境協定、環境マイスター制度などにより、環境に配慮しながら市民と一体となったまちづくりを進めてまいりました。

また、水俣市議会においても、1992年には「環境・健康・福祉を大切にすまちづくり」を宣言し、ともに「環境」という新たな物差しで地域を見つめなおし、市民の力を結集し、自信と誇りをもって今日の水俣を築き上げてきました。

その結果、2008年7月には国の「環境モデル都市」として認定され（2014年までの認定は23都市）、さらに2011年には環境NGOが共同主催し、全国の先進環境自治体が参加する「日本の環境首都コンテスト」において、日本で唯一の「環境首都」の称号を獲得するまでに至りました。これにより本市は、環境という面で地方から日本をリードする牽引役としての使命を与えられたものと考えます。

このような中、2014年度は、水銀に関する水俣条約1周年フォーラムや、新潟の子ども達との交流事業、宇部市を訪問する環境スタディーツアー等を通し、水俣の取り組みを国内外に発信いたしました。また、水俣病資料館の来館者は90万人を達成し、環境教育の拠点として大きな役割を果たしています。

これからも水俣病を経験したまちとして、「環境の大切さ」「いのちの大切さ」を教訓とした様々な情報を発信しながら、市民をはじめ関係機関の皆様と協力して、環境と経済が調和するまち、持続可能でこころ豊かな地域社会の創造に向けて一層取り組んでまいります。

本書は、これまでの本市が進めてきた環境への取り組み及び2014年度の現況をまとめたものです。これによって水俣市の環境についてご理解いただければ幸いです。

2015年12月

水俣市長 西田 弘志

目 次

水俣市環境レポート（環境白書）の刊行にあたって

水俣市環境レポート（環境白書）作成の経緯	1
水俣市の位置	2
水俣市の自然と暮らし	2
第1部 水俣市の環境行動の概要	
水俣市の環境行政の動向	3
（1）近年の動き	3
（2）これまでの経緯及び取り組み	4
水俣病への取り組み	6
（1）水俣病への取り組み	6
（2）環境再生の象徴づくり	12
2014年度の水俣市の環境への取り組み 主な出来事	19
（1）水俣病条約1周年フォーラムの開催	19
（2）水俣市環境スタディーツアー	20
（3）水俣病資料館来館者90万人達成	21
（4）「山と海のあいだに生きる私たちのエコフェスタ in 久木野」	22
（5）円卓会議の活動	23
第2部 2014年度の環境施策の取組状況	
第2次水俣市環境基本計画体系図	25
環境基本計画に対する市の取り組み状況	25
1 取り組み状況一覧表	25
2 取り組み内容	27
水俣病の教訓を胸に	27
（1）祈りを捧げ、忘れない	27
（2）誰もが安心して暮らせる環境づくり	27
「もったいない」の心を持つまちづくり	28
（1）ごみの減量・分別の徹底（重点）	28
（2）地域丸ごと環境ISOの推進（重点）	30
環境とビジネスを結ぶまちづくり	31
（1）安心安全なものづくり（重点）	31
（2）資源循環のまちづくり（重点）	32
（3）自然資源の保全と活用（重点）	32
環境にこだわる地域づくり	33
（1）自然環境（海・山・川・大気）の保全（重点）	33
（2）水源のかん養機能の向上（重点）	34
（3）公共用水域の水質保全	34
（4）花と緑のまちづくり	35
（5）健やかな住まいと建物づくり	35
（6）人と環境にやさしい交通のまちづくり	36
感性や五感を活かした環境学習	36
（1）公害・環境学習の拠点づくり（重点）	37
（2）公害・環境学習プログラムの充実（重点）	37

市民協働による環境まちづくり	39
（１）市民協働による環境モデル都市づくりの推進（重点）	39
第３部 水俣の環境	
自然を大切に	40
1 海の保全・再生 水俣の海、海べり	40
2 山（森）の保全・再生	41
（１）水俣の山（森）の状況	41
（２）対策	41
1）森林の整備	41
2）森林の保全・再生	41
3）漁民の森へと	42
3 川の保全・再生	42
（１）対策	42
1）自然な川べりの森の保全と再生	42
2）伝統的な石積み護岸の保全と再生	42
3）自然な川相の保全と再生	43
自然と共に	44
1 環境に負荷の少ない暮らし方の促進	44
（１）水環境 水俣の水めぐり	44
1）水利用の状況	44
2）上水道	44
3）簡易水道等	44
4）水俣市簡易水道事業等統合計画	45
（２）水をきれいに	48
1）公共下水道	48
2）合併処理浄化槽	48
2 資源の循環	50
（１）ごみ処理の状況	50
1）ごみ排出量の推移	50
2）埋立量の推移	50
3）ごみ分別の変遷	51
4）2014年度のごみ処理の状況	52
（２）対策	53
1）ごみの減量とリサイクルの促進	53
3 環境にやさしい暮らし方（ライフスタイル）の創造	54
4 心を癒す住まい町並みづくり	54
（１）都市・農村景観の保持と形成	54
1）都市景観	54
2）農村景観の保全	55
3）村丸ごと生活博物館	55
（２）健やかで地球環境に配慮した住まい建物づくり	56
（３）歴史文化遺産の継承	56
1）文化財の保護	56
2）文化人の顕彰	58
指定文化財一覧	59

生命の尊重	60
1 環境汚染の防止	60
(1) 大気汚染の防止	61
1) 概要	61
2) 大気環境の現況	62
3) 立入調査等	66
(2) 水質汚濁防止	67
1) 概要	67
2) 水質汚濁の現況	75
(3) 騒音・振動の防止	83
1) 概要	83
2) 騒音・振動の現況	84
3) 特定施設及び特定建設作業の届出状況	84
(4) 悪臭の防止	87
1) 概要	87
(5) 廃棄物の管理	88
1) 一般廃棄物最終処分場	88
2) 産業廃棄物最終処分場	88
(6) 公害苦情	89
1) 公害苦情の発生状況	89
2 災害対策	91
(1) 災害対応力の向上	91
(2) 防災意識の啓発	91
(3) 消防防災施設の整備	91
(4) 治水対策の推進	91
(5) 雨水による浸水対策の推進	92
3 野生の動植物の保護	94
(1) 野生の動植物の現状	94
(2) 保護対策	95
参考資料	
(参-1) 水俣市環境基本条例	97
(参-2) 環境・健康・福祉を大切にすまちづくり宣言	101
(参-3) 環境モデル都市づくり宣言	102
(参-4) ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言	103
(参-5) 水俣市役所環境方針	105
(参-6) 水俣市地球温暖化対策推進実行計画	106
(参-6-2) 温暖化実績	107
(参-7) 水俣市役所グリーン購入の推進	108
(参-8) 水俣市環境行政組織	109
(参-9) 環境モデル都市アクションプラン概要	110
(参-10) 水俣市環境審議会委員	113
(参-11) 水俣市議会公害環境対策特別委員会委員	113
(参-12) 土地利用等	113
(参-13) 2014年度環境行政の概要	115
(参-14) 2014年度水俣病問題に関する経過概要	118

水俣市環境レポート（環境白書）作成の経緯

水俣市環境レポート（環境白書）は、1971年に公害防止条例を策定し、また、1972年、市に公害課を設置したことをきっかけに「公害調査報告書」として第1号を刊行しました。その後、1991年度から1993年度までは「水俣の環境」、1995年度からは「水俣市環境白書」、2001年度からは「水俣市環境レポート」と名称を変えて毎年編集発行し、水俣の環境について公表しています。

水俣市は、戦後復興期における急速な経済成長の過程で発生した環境破壊による健康被害と地域社会破壊の深刻さにおいて、世界に類例を見ない産業公害である水俣病を経験し、環境の再生・復元の困難さを身をもって体験しました。

その教訓を踏まえ、1992年、市議会において「環境・健康・福祉を大切にすまちづくり宣言」を議決し、市としては「環境モデル都市づくり宣言」を行いました。

その後、1993年に「水俣市環境基本条例」を策定、1996年には「第1次水俣市環境基本計画」を策定し、環境保全の取り組みを進めてきました。

社会情勢の変化等に対応するため、2008年には、水俣市環境基本条例を改正し、また、水俣市環境基本計画についても、策定から10年が経過したこと及び市民の主体的参加による環境のまちづくりをさらに展開するため第2次計画を策定しました。この計画は、2007年に設置した「環境首都まちづくり委員会」で検討され、その提案を取り入れ策定したものです。

第2次環境基本計画は「世界の中の水俣」「環境まちづくり行動計画」「環境まちづくり基本計画」からなり、本市の環境施策の根本となる計画を示しています。特に「環境まちづくり基本計画」では、5つの分野（「『もったいない』の心を持つまちづくり」「環境とビジネスを結ぶまちづくり」「環境にこだわる地域づくり」「環境に配慮した暮らしづくり」「感性や五感を活かした環境学習」）で実施プログラムと計画の進捗を計るための数値目標を掲げています。それらの達成度を計ることにより、環境施策の推進を図りながら、併せて問題点の明確化と改善を行っていくものとなっています。また、その進捗状況等については、水俣市環境基本条例（巻末、参考資料1）第13条第6項に基づき、本レポートを作成し公表しています。

水俣市の位置

本市は熊本県の南端にあり、鹿児島県の出水市と伊佐市に隣接し、面積は 162.9k m²、人口は 26,161 人です。（2015 年 3 月末現在）

東方の山地から西の不知火海へ流れる水俣川の流域を水俣市域内に持ち、河口域に開けた市街地に商店、事業所のほとんどが立地しています。東西には国道 268 号が、南北には国道 3 号と九州新幹線、肥薩おれんじ鉄道が走っています。

水俣の川の流域には野や山の辺に農山村が点在し、山間部には湯の鶴温泉、北西部にはリアス式海岸が続き、天然の良港と美しい景観をつくりだしています。また、入り江ごとに半農半漁村が広がり、海べりに面した湯の児温泉一帯は芦北海岸県立自然公園となっています。

水俣市の自然と暮らし

本市の地質は、九州山系の西南延長部と南九州の第三紀火山群との複合地域にあたり、安山岩を母岩とする火山性の土壌が多くなっています。

森林は 12,177ha（民間林 10,422ha、国有林 1,755ha）と市域の 75%を占め、このうち杉桧等の人工林が 87.1%に達し、自然林は 10.2%と少ないのが特徴です。（※出典：平成 25 年度熊本県林業統計要覧）

水俣には、湯出川、久木野川、宝川内川を集めて流れる水俣川が大きく市内を東から西に流れ、アユ、ハエ、コイ、ウナギ、エビ等の水棲動物とカワセミ、セキレイ、ヤマセミなどの鳥類が生息しています。

農業用地は、市域の 6.1%と少なく、耕地面積は 988ha となっています。主な農作物としては、かんきつ類、茶、水稻、サラダたまねぎなどがあります。

不知火海に面する海域では、タチ、アジ、タコ、ボラ、コノシロ、カタクチイワシなどが獲れ、魚の産卵する場となっています。

市街地（用途地域）は 729ha（4.5%）で、ここに人口の約 6 割にあたる 17,569 人が居住し、商店、事業所、工場のほとんどが集中しています。

海沿いに南と北を結ぶ国道 3 号、宮崎方面につながる国道 268 号を幹線道路に、天草を海路でつなぎ、肥薩おれんじ鉄道が海沿いに走っています。また、2004 年 3 月には九州新幹線が部分開業、2011 年 3 月には全線開業しました。

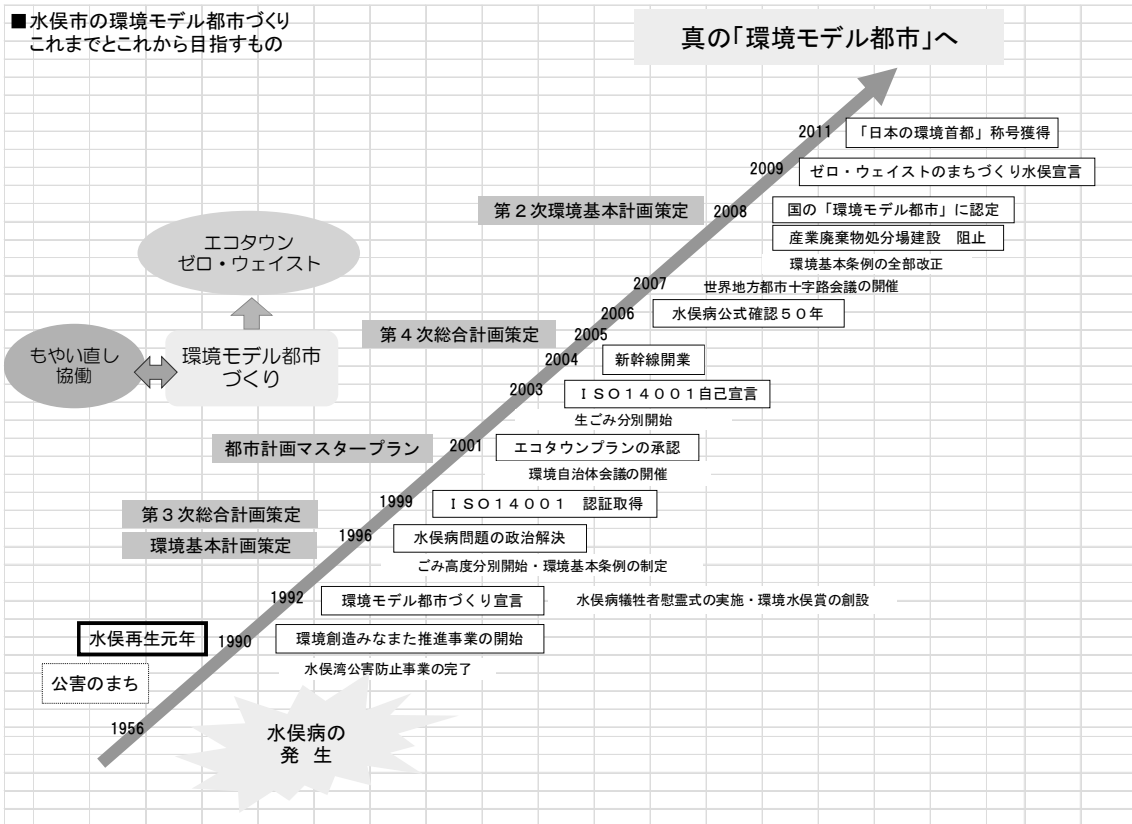
市街地は従来、川が運んだ土砂が堆積してできた低地域でした。このことから市街地では洪水が繰り返し起こっていましたが、1934 年の河道変更で水害はほとんどなくなりました。しかしながら、都市化や周辺部の宅地化の進行で、小水路の氾濫が続いていました。現在では、これまでの下水道の整備で被害は激減しています。

汚水の処理については、1979 年から公共下水道の整備を進め、現在、全体計画処理区域 695ha のうち 384ha の事業計画認可区域の整備にあたっています。

第 1 部

水俣市の環境行動の概要

水俣市の環境行政の動向



(1) 近年の動き

水俣病は、1956年の公式確認から58年を迎えました。

本市最大の課題である水俣病問題、特に被害者救済については、長い間解決に至っていない状況が続いていましたが、1995年の政府による水俣病被害者救済の最終解決策が実施され、市民の間の「もやい直し」が進み、水俣病に対する理解も深まり、紛争状態はほぼ終結し、水俣市をはじめ被害地域では、被害者への救済、地域再生の取り組みが行われてきました。

しかし、2004年10月に出された水俣病関西訴訟の最高裁判決で、水俣病の発生と拡大を防止できなかったことについて、国・熊本県の責任が認められたため、多くの人々が公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定申請をし、また、損害賠償請求訴訟を起こすなど、混迷した状況となりました。

このような中、2009年7月、再度、政治による解決を目指し「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立し、2010年5月1日から2012年7月31日までの2年にわたり水俣病被害者の救済申請の受付が行なわれました。また、2010年3月には損害賠償請求訴訟を起こしている水俣病被害者団体と、被告である国・熊本県・チッソとの間で和解の基本合意がなされ、2011年3月には、いくつかの

団体とチッソとで紛争終結の協定が締結されるなど、被害者救済に関する動きは大きく進展しました。今後はさらに、高齢化が進む水俣病被害者や胎児性患者の福祉対策の充実など、残された課題に取り組んでいく必要があります。

一方、2006年からはこれまでも増して、市民間の「もやい直し」を新たな人間関係を創る「もやいづくり」へと進めていくとともに、「公害の原点」と言われる水俣病問題をそれぞれの立場から検証しました。水俣病で犠牲となられた方々の慰霊はもちろんのこと、水俣病の経験をさらなる教訓としつつ、地域のもやい直しと振興を一層進めることを目的として、「水俣病公式確認50年事業」を実施しました。

2009年度には、市の将来の都市像を「環境モデル都市みなまた」とした新たな総合計画（「第5次水俣市総合計画」）を策定し、2010年度から2017年度までの8年間、この計画に沿ったまちづくりを進めていきます。

環境モデル都市みなまたは、「環境をまちづくりの中心に据え、生命の尊さ、“もったいない”の気持ち、地域に対する愛着と誇りを大切にするとともに、地域の特性を踏まえて産業振興を図ることによって、『真の豊かさ』を感じることができ、多くの人々が交流する、活力あるまちを、市民協働で築いていく」ことを目指そうとするものです。

市では、2014年度から2019年度までの6年間の指針となる、第2次水俣市環境基本計画後期実施計画を策定し、水俣病の教訓を胸に、「もったいない」の心をもつまちづくり、環境とビジネスを結ぶまちづくり、環境にこだわる地域づくり、環境に配慮した暮らしづくり、感性や五感を活かした環境学習、市民協働による環境まちづくりというテーマのもとで、「人がいきかい、ぬくもりと活力ある「環境モデル都市みなまた」の実現に向けて様々な取組みを進めていきます。

（2）これまでの経緯及び取り組み

1990年から熊本県と一体となって進めてきた「環境創造みなまた推進事業」は、水俣病問題についての正しい理解と市民相互の理解（もやい直し）や、対外的にはマイナスのイメージからプラスのイメージへの転換など、水俣の再生に取り組んだもので一応の成果を収め、1998年度で終了しました。その後、「環境創造みなまた推進事業」を引き継ぐ事業として、中山間地域の交流支援など山里文化保全交流推進事業や水俣病伝承支援事業、グリーンツーリズム推進事業等を柱とする「環境共生事業」が行われ、2005年度からは、地域のイメージ向上や、水俣病の経験や教訓を風化させないための情報発信事業「水俣病教訓発信事業」が行われました。

水俣市議会は1992年6月「環境、健康、福祉を大切にすまちづくり」を宣言し、同年11月には水俣市も全国に先駆けて「環境モデル都市づくり」を宣言しました。ま

た、1993年3月に水俣市環境基本条例を制定し、水俣病の経験を貴重な教訓とする地域づくりを進めていこうと決意しました。

ほぼすべての患者団体代表が出席した1994年の水俣病犠牲者慰霊式では、初めて市長によって水俣病に関し不十分であった市の取り組みについて、反省の意が表明されました。これらのことを受け、市は「環境基本計画」の策定を進めましたが、同時に「総合計画」の見直しも進め、市長出席の地区懇談会などで住民意見を反映し、1996年3月に「第3次水俣市総合計画」と「水俣市環境基本計画」を策定しました。

1999年2月、水俣市役所は環境管理の国際規格であるISO14001を認証取得しました。認証取得後は、このシステムにより省エネ、省資源はもちろんのこと、環境モデル都市づくり（環境基本計画）もマネジメントしています。4年後の2003年9月には、市民と市役所の環境意識の更なる向上を目的に、市役所の公共サービス提供の相手方である市民による監査チームを編成し、ISO14001自己宣言を表明しました。2015年2月に実施した12回目の市民監査でもエコスター評価として、93点の5つ星をいただき、12年連続で高評価を維持しています。

自己宣言を行い、市役所が市民の監査を受けるしくみになったことで市民とより近くなり、市役所の取り組みが市民にわかりやすくなりました。

また、「学校版環境ISO」をはじめ、「保育園・幼稚園版」「家庭版」「旅館・ホテル版」「畜産版」などの水俣オリジナル版環境ISOを幅広く広め、市民に環境ISOの理念普及を図る水俣地域丸ごとISOのまちづくりを進めています。

2000年5月に水俣市で開催された環境自治体会議では、環境モデル都市づくりの取り組みが発表され、水俣病の水俣から、環境の水俣へと変貌を遂げ、水俣市が環境の先進自治体であることが認知されました。また、水銀国際会議の開催、国際協力機構（JICA）研修受け入れなど、世界的視野に立った環境モデル都市づくりも進めています。

2008年には、これまでの様々な取り組みが認められ、国の「環境モデル都市」（現在は23自治体）に認定されました。このことに伴い2009年にはアクションプランを策定し、プランに基づいた、環境共生型モデル住宅（エコハウス）の建築や自転車市民共同利用システムの運用、EV充電施設整備事業なども始めました。2011年に、環境NGOが共同主催し、全国の先進環境自治体が参加する「日本の環境首都コンテスト」において、日本で唯一の「環境首都」の称号を獲得したあとは、さらに一般家庭向けの太陽光発電システム設置費用の助成額を増額し、再生可能エネルギーの普及促進に努めるなど、これまでに大きな成果をもたらした「環境モデル都市づくり」事業に、新たな取り組みも加えながら、積極的に推進していきます。

水俣病への取り組み

(1) 水俣病への取り組み

市ではこれまで、水俣病を正しく理解するとともに、水俣病犠牲者に祈りを捧げ、水俣病被害者の思いを知り、痛みを共有していく取り組みを行なってきました。特に1994年度に、水俣病犠牲者慰霊式において市長が反省の意を表明したことにより、市民と被害者をとりまく環境も大きく変わり、同年、青年会議所等の手による市民の集いも実施され、相互理解が進んできました。現在でも、水俣病が公式確認された5月1日に、多くの方のご参加をいただき、水俣病犠牲者慰霊式を行なっています。

未認定患者救済問題については、1995年、2009年の政府解決策でも全ての被害者が受け入れられることにはなりません。私たちは、すべての被害者の救済に向けて、二度と同じ過ちを繰り返さないよう努めていく必要があります。

1) 被害者を支える

水俣病の公式確認から40年目を迎えようとしていた1995年12月、未認定患者救済についての政府解決策の実施によって、これまで裁判やチツソ(株)との自主交渉によって救済を求めてきた多くの人々は、紛争状態を終結させました。

水俣市は、1990年から「環境創造みなまた推進事業」などで水俣病に関する市民の理解、市民相互の対話の促進、環境行動の展開に関する事業を実施してきました。

水俣病の教訓を伝えていくために1993年1月に開館した市立水俣病資料館には、毎年4万人前後の人々が訪れています。また、水俣病犠牲者への慰霊・鎮魂、災禍を繰り返さないことを祈念する場として、1996年10月に「水俣メモリアル」が、水俣病の情報を発信する場として、2001年6月には「国立水俣病情報センター」が完成しています。また、2006年4月には、水俣病の原点の地である水俣湾埋立地(エコパーク水俣)親水緑地に「水俣病慰霊の碑」を建立しました。

■認定申請と認定等の状況

水俣病認定申請と認定状況については表のとおりです。

(表) 水俣病認定申請処理状況(熊本県・鹿児島県)2015年3月末現在(熊本県及び鹿児島県の資料より)

項目 県別	申請 総件数	取り下げ等	申請件数	処 分 済		未処分 未審査
				認定	棄却	
熊本県	21,310	6,756	14,554	(1,480) 1,785	11,762	1,007
うち水俣市			4,943	965	3,877	101
鹿児島県	8,957	4,230	4,727	(375) 492	3,687	548
合 計	30,267	10,986	19,281	(1,855) 2,277	15,449	1,555

() 死亡数再掲

■未認定患者救済

1995年、水俣病問題の解決について、関係当事者間で合意がなされました。また、その実施において、国は万全の措置を講じることが閣議決定されました。合意された内容は、(1)企業は救済を求める者のうち一定の要件を満たす者に対して一時金を支払う、(2)国及び熊本県は、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決にあたり、遺憾の意など何らかの責任ある態度を表明する、(3)この解決案に同意して救済を受ける者は紛争を終結させる。また、国及び県は、紛争の終結に際し、総合対策医療事業の継続及び申請受付再開、チッソ支援、地域再生・振興のための施策を行うというものでした。この解決策の実施によって、紛争はほぼ終結しましたが、2004年10月15日の関西訴訟最高裁判決により、状況は大きく変わりました。これを受けて、2005年4月に環境省から新たな救済策が示されましたが、すべての被害者には受け入れられることにはなりませんでした。

このような中、2009年7月、再度、政治による解決を目指し「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立し、これを受けて、2010年4月16日に特措法の「救済措置の方針」が閣議決定され、2010年5月1日から水俣病被害者の救済申請の受付が始まりました。

水俣市では、2010年5月1日の申請受付開始を受けて、2010年6月1日に白浜町の高齢者福祉センター隣(養護老人ホーム恵愛園跡地)に「水俣病被害者救済相談窓口」を設置し、申請期限の2012年7月31日まで受付を行いました。2014年8月末の発表では、熊本県に対し、42,757人が申請を行ない、37,613人が救済措置に該当と判定されました。

なお、「救済措置の方針」の概要は以下のとおりです。

【基本的考え方】

チッソ(株)、国及び熊本県の責任を踏まえ、水俣病被害者の方々をあたう限りすべて、迅速に救済する。

【対象者】

昭和43年12月31日以前に、水俣病患者が多発した地域に居住し、対象地域の汚染された魚などをたくさん食べた方のうち、両手足の先等に感覚障害をお持ちの方など

【判定方法】

- ・一時金等の申請者は、県が指定する医療機関の医師による診断を受けて、申請書と一緒に県へ診断書を提出する。
- ・判定検討会は、指定医療機関の医師が作成する検査所見書及び申請者の提出診断書を総合して判定する。
- ・関係県は、各県が設置する判定検討会の意見を聴いて判定する。

【支給内容】

- ・一時金 : 210万円
- ・療養費 : 医療費の自己負担分
- ・療養手当 : 1月につき1万2,900円～1万7,700円(入院、通院の別、年令で3区分する) など

【申請の受付】

- ・新たに救済を求める方については、国が平成23年末までの申請状況を被害者団体と意見交換の上、十分に把握し、申請受付の締め切りは平成24年7月31日。

【その他】

- ・一時金等の対象となる感覚障害は有しないが、一定の感覚障害と水俣病に見られる症状を有する方にも水俣病被害者手帳を交付する。
- ・国及び関係地方公共団体は、水俣病発生地域における地域再生・振興及び健康調査等の施策を進める。

①「市民の会」の動き

1977年には水俣病に起因する諸問題の解決に向け、「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」が組織され、水俣病問題の早期解決等に関する市民一体の動きが展開されました。

■国等への陳情等

- ・1994年4月6日～7日及び8月8日～9日
国等へ、水俣地域振興及びチッソ存続支援について要望
- ・1994年6月24日～27日、6月30日、9月16日及び12月8日
熊本県議会へ、チッソ支援・県債発行及び水俣地域振興について要望
- ・1995年5月8日～9日、7月16日、11月9日～10日
首相や環境庁長官等に対し、チッソ支援と水俣地域の再生・振興について要望
- ・1997年2月13日～14日
国等へ患者補償と地域の再生・振興のためのチッソへの抜本的な支援について要望

チッソ県債の種類と金額

2015年3月末現在

県債の種類	金額 (利子を含む)	目的・備考
患者県債	約1,633億円	認定患者への補償金の支払い (高利で利息が元金を上回るという状況を回避するため、繰上償還・低金利借換のための626億円を含む)
へドロ立替債	約688億円	水俣湾水銀へドロ処理・埋立用工事費用
設備県債	約120億円	チッソ経営建て直しのための設備投資資金
H7一時金県債	約80億円	政府解決策による一時金支払い及び地域再生・振興資金
H22一時金県債	約144億円	水俣被害者救済特別措置法による一時金支払い
特別県債	約210億円	
合計	約2,875億円	

※熊本県環境政策課発行『「チッソ株式会社に対する金融支援措置」についての経緯〈参考資料編〉』より

②こころフェスティバル・もやい音楽祭の実施

水俣病患者・障がい者をはじめ、多くの市民が一同に会し、出合いやふれあいの場を創造し、それぞれの取り組みや思いを発表する機会を設け、福祉や健康、環境、人権などについての相互理解と、もやい直しを進めるために開催しました。

また、2008年2月から、水俣病で被害を受けた人や、障がいを持つ人が、それぞれの思いや夢を詩に託し歌うことで、命の尊さや水俣病を二度と発生させないという思いを次世代に語り継いでいく機会として、もやい音楽祭を開催しています。

2) 祈りを捧げる

①水俣病犠牲者慰霊式 (23 回目)

日時：2014 年 5 月 1 日 (木) 13 : 30～
場所：エコパーク水俣親水緑地「水俣病慰霊の碑」前
主催：水俣病犠牲者慰霊式実行委員会・水俣市
参列者数：約 750 人

- ・患者遺族代表として、川本愛一郎さんが祈りの言葉を述べました。
- ・政府代表として石原伸晃環境大臣が出席し、祈りの言葉を述べました。
- ・チッソ(株)森田美智男社長が出席し、祈りの言葉を述べました。

②火のまつり

水俣病で犠牲になった生命と、埋立地に封じ込められたすべての生物に祈りを捧げ、併せて地域再生の願いを炎に託す「火のまつり」を 2014 年は 9 月 20 日(土)に雨天のため水俣病情報センターで開催しました。リグラスの灯りに包まれた会場では、330 人の方々にご参加いただき、全員で祈りを捧げました。

③水俣メモリアル

公害の悲惨さや人命の尊さを訴え、再び災禍を繰り返さないことを誓う、水俣市民の心を象徴する場である「水俣メモリアル」には、たくさんの人々が訪れています。

水俣メモリアルは、1995 年に実施した国際コンペで、国内外 18 カ国から応募された 454 点の作品の中から、建築家磯崎新氏によって選ばれた案をもとにして 1996 年に建築されました。

設計者：ジュセッペ・パローネ氏 (イタリア)

『この水俣メモリアルは、特別化された場としてではなく、また、階層性を持つ空間、サイン、シンボルとして限定的に存在するのではなく、このメモリアル全体が個人個人にちょっとした散策、休息、思索、回想することを促してくれます。意図としては、訪れる人々を圧倒するのではなく、その方々の想いを投影する「モニュメント」を具体化することにあります。』

1996 年 10 月 27 日、不知火海を臨む明神崎で、火のまつりに先だって「水俣メモリアル出発(たびだち)式」を行いました。式典では水俣病犠牲者の名簿が納められました。

以後、2005 年度まで、水俣病犠牲者の名簿は、水俣メモリアルの名簿収納箱に奉納され、水俣病犠牲者慰霊式もここで開催されました。

④その他

水俣病患者有志 (16 名：当時) により、「本願の書」が 1994 年、水俣市及び熊本県に提出されました。水俣湾埋立地は、水俣病の犠牲の上になされた土地であり、祈りの地にしたい、石像を置きたいというものでした。

はじめて立場の違いを乗り越えて集まった患者有志の意を尊重し、実現に努力することになり、市内各団体への説明と意見交換、水俣湾埋立地の討論集会 (1994 年 4 月 23 日) で市民の議論を経て、埋立地の利用に関する市民意見とともに、水俣市長から熊本県知事に要望書を提出しました。本願の会は 1995 年 1 月 29 日に発足、当面は埋立地の森づくりを市民参加で創造していく母体のひとつになり、木の実か

ら森を育てていくことになりました。

1996年6月20日「水俣湾埋立地における石像に関する覚書」を熊本県・水俣市・本願の会の三者で調印し、1996年度に2体の石像が置かれることになりました。

現在では、魂石（たましいいし）と呼ぶ50体の石像が、親水護岸広場周辺に設置されています。

3) 水俣病への理解

①水俣病に関する教育

水俣病は未だに、「伝染する」とか「遺伝する」と思っている人が多く、水俣出身というだけでいわれなき偏見や差別を受けることもあります。これは水俣病が正しく認識されていないことにはほかなりません。

このことから、市内小中学校における水俣病教育の展開を強化し、市民も正しく水俣病を伝えていくこと、また、水俣病に関する社会教育教材づくり、水俣病資料館等の活動により、水俣病に関する理解促進を図っています。

水俣病の教材の提供については、全国からも問い合わせが多く、水俣病を正しく伝えるため、次の冊子を発行しています。なお、これらの冊子は水俣病資料館のホームページ (<http://www.minamata195651.jp/>) から無料でダウンロードできます。

【こども用学習資料】

「みなまた海の記憶」、「水俣病とわたしたち」、「水俣病Q&A」、「こどもと学ぶ水俣病」、「やってみよう身近な環境づくり」、「はじめて学ぶ水俣病」（熊本県作成）

【大人向け研究資料等】

「水俣病 その歴史と教訓 2007」（日・英）、「水俣病とその歴史と教訓 年表」、「新聞の見出しから見る水俣病」、「水俣病 10 の知識」（日・英）、「水俣病詩集『戻らぬ命』」、「資料館リーフレット」

②環境創造みなまた推進事業

1990年度から1998年度まで実施された環境創造みなまた推進事業は、水俣再生と新たなイメージの創出を目指して様々な取り組みを行ってきました。

その結果、地域でタブーとされてきた水俣病（問題）について、市民が口を開き、互いに話せるようになり、また、様々な催しを患者・市民・行政が一体となって取り組めるようになり、人と人との心の絆を結び直す「もやい直し」が進んでいます。

この間、長年の懸案であった水俣病被害者救済問題について、被害者には苦渋の選択ではありましたが、一応の決着が図られ、また、環境復元の第一歩として、熊本県知事の安全宣言による水俣湾仕切網完全撤去に伴い、水俣湾内での漁業が再開されました。

本事業は1998年度で終了しましたが、水俣病を教訓とした環境モデル都市づくりと、水俣病の理解促進を住民協働で進めるために、その後継事業として次の事業を行ってきました。

・水俣環境共生推進事業：1999～2001年度

水俣市の推進する「環境モデル都市づくり」の一環として、環境共生を目指した地域の育成や、国内外に向けた水俣病理解促進を図るために実施。

・水俣病伝承事業：2002～2004年度

水俣病の教訓や環境への取り組みを国内外・次世代へと発信し、「負の地域イメージ」の払拭を図るとともに、「資源循環」、「環境学習」をキーワードとして、水俣市を環境モデル都市として国内外へ定着させることを目的として実施。

・水俣病教訓発信事業：2005年度～

これまでの水俣病問題を改めて検証するとともに、地域のイメージ向上や、水俣病の経験や教訓を風化させないことを実施。

③もやい推進事業

患者・市民・行政の互いの垣根を払拭するなど、「もやい直し」の推進を図るために次の事業を実施しています。

(1)火のまつり

水俣病で犠牲になった生命と、水俣湾埋立地に封じ込められた全ての生物に祈り捧げ、併せて地域再生の願いを炎に託す「火のまつり」を1994年度から毎年1回、9月のお彼岸に近い土曜日の夜、開催しています。

(2)もやいの森づくり（実生[みしょう]の森づくり）

もやいの森は、患者、漁民、市民協働の森づくりを通して、もやいを進めていこうとするものです。環境と健康をテーマに公園整備が進んでいるエコパーク水俣（水俣湾埋立地）の一角に、市民手づくりによる「実生の森」（約1.4ha）をつくりました。

1997年2月に種まきを行い、以降は、草刈りやゴザやワラを敷いたりして苗木の成長を助けたり、実生の森に親しむための講演会を開催したり、海の日などに実生の森内の清掃、除草作業を行ったりしています。

また、毎年、国際ワークキャンプ参加者及び子どもエコクラブや市内の小・中・高校生、市民ボランティアなどにより「実生の森づくり一斉行動」を行っています。

④水俣病公式確認50年事業の実施

2005年7月、水俣病問題をそれぞれの立場から検証し、水俣病の経験を活かして教訓とし、また地域のもやい直しと振興を一層進めることを目的として「水俣病公式確認50年事業実行委員会」が設立され、患者団体、関係団体、チッソ(株)、国、県、近隣市町、住民団体が一体となって事業に取り組みました。

具体的には、実行委員会の中にある「慰霊」・「教訓」・「地域福祉」・「もやいづくり」の4つの事業検討部会が事業計画を策定し、水俣病の犠牲者を慰霊するとともに、これまでの50年を回顧し、その教訓を後世に伝えるためのシンポジウムや50年誌等の制作、地域のもやい直しを進める住民総参加の事業などを実施しました。

【慰霊部会】

- ・みなまたイヤーの始まり
- ・みなまたの50年フォーラム
- ・水俣病慰霊の碑の建立と落成行事
- ・水俣病犠牲者慰霊式
- ・みなまた曼荼羅話会「未来への提言」

【教訓部会】

- ・水俣病 50 年誌「水俣病の 50 年～それぞれに思うこと～」の出版
- ・ミナタメッセ
- ・みなまた写真・パネル展

【地域福祉部会】

- ・胎児性水俣病患者、障がい者の想いを伝える創作舞台芸術
- ・地域福祉シンポジウム

【もやいづくり部会】

- ・みなまた人材育成事業
- ・みなまたもやいの日事業
- ・花と緑による来訪者歓迎事業
- ・環不知火海 4 市町もやい促進事業

(2) 環境再生の象徴づくり

水俣病の犠牲を無駄にしないためには、水俣病が教えてくれること、二度と同じ過ちを繰り返さないよう内外に伝えることと共に、水俣地域がその経験を貴重な教訓に、水俣湾埋立地及びその周辺を環境再生の象徴の地にしていくことが求められています。

1) 水俣病の教訓を伝える

①水俣病資料館の活動

水俣病資料館では、水俣病に関する資料を収集、保存、展示し、語り部制度を設け、水俣病の教訓を継承し、環境問題への情報発信に努めています。

ア) 入館者数等

水俣病資料館入館者数（過去 5 年間） (人)

年度	入館者数	語り部聴講者数	
		小中高校生	語り部聴講者数
2010	42,321	25,588	25,044
2011	46,528	29,505	28,775
2012	49,144	28,256	28,869
2013	48,235	29,186	29,186
2014	41,824	26,656	27,655

イ) 水俣病慰霊の碑に奉納する水俣病犠牲者名簿への記載申込の募集・協力依頼
水俣病犠牲者名簿への記載申込の募集・協力依頼を行い、2014 年 5 月 1 日開催の水俣病犠牲者慰霊式において、新たに水俣病犠牲者 2 人の名簿を水俣病慰霊の碑に奉納しました。

●水俣病犠牲者名簿奉納者総数【(1996 年度～2014 年度) : 377 人】

ウ) 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」受け入れ

2002 年度から始まった「こどもエコセミナー」は、2011 年度から新たに「水

俣に学ぶ肥後っ子教室」となり、熊本県内全校の小学5年生（約300団体、15,496人）が水俣市を訪れ、水俣病や環境について学びました。

エ) 水俣病発生地域間交流事業への協力

新潟県が主催する水俣病発生地域間交流事業が、2014年8月6日～8日に行われ、新潟県の小学生12名が水俣市を訪問、市内3校の小学生12名とともに、水俣病や環境についての学習を通して交流を深めました。

オ) 広報・普及・啓発の充実に関すること

●水俣病資料館ホームページによる新着情報の更新

水俣病資料館ホームページアクセス件数 2014年度 138,000件

●ビデオ・DVDの貸出 2014年度 230本

●水俣病資料館展示ブース改修に係る実施設計の作成

●新語り部室増築による施設の充 2014年11月から供用開始)

●四大公害病資料館（新潟、富山、四日市）等との交流、連携

●企画展示の実施

2014年12月16日～ :「その時どう動いたかのかー吉井正澄展」

●水俣病を基礎から学ぶフィールドワークツアーの開催

2014年12月7日、県内外から企業や団体の代表者等20名が参加、今の水俣とあわせ、五感で体感できるツアーとなりました。

●水俣病解説員養成講座（中級編）を開講

初級編講座修了者14名を対象に、より専門的な内容の講義を5回実施し、今後の解説員活用制度の検討も行いました。

2014年12月13日に一般市民を対象とした公開講座を開催、35名が参加し、水俣病のこと、また、環境モデル都市みなまたについて理解を深めました。

②環境水俣賞

1992年度に創設した「環境水俣賞」は、2006年度までに20団体6個人及び1997年から新たに設けた特別賞（環境水俣市民賞）に4団体1個人の方々を表彰しました。（2005年度には部門の改定を行っています。）

部門 年度	流域生態系部門	海洋生態系部門	共生社会部門
第1回 (1992)	松永勝彦	ニティ・リティボンブ ン	熊本県ホテルを育てる会
第2回 (1993)	脊梁の原生林を守る連 絡協議会	アジア湿地帯事務所	ヤワラク・アピチャプロ ップ
第3回 (1994)	天明水の会	マレーシア自然協会	各務原地下水研究会
第4回 (1995)	竹と環境財団	牛深ダイビングクラブ	財団法人PHD協会
第5回		マングローブ植林行動	アジア民間交流ぐるーぷ

(1997)		計画	ディアン・タマ財団
	特別賞（環境水俣市民賞） 水俣市立水俣第二中学校生徒会		
第6回 (1999)	牡蠣の森を慕う会		阿蘇グリーンストック インドネシア森林環境協会
	特別賞（環境水俣市民賞） 生活協同組合水光社家庭会		
第7回 (2001)	アサザ基金		水と文化研究会 廃棄物対策豊島住民会議
	特別賞（環境水俣市民賞） 畳リサイクルの会		
第8回 (2003)	崎尾 均 ブナの森を育てる会		NPO法人伊万里はちがめプラン
	特別賞（環境水俣市民賞） 椎葉昭二		
部門改定 (2005)	流域・海洋生態系部門	循環型社会形成部門	先進技術部門
	(受賞団体なし)		
第9回 (2006)	佐久川 弘 ウ・オン		
	特別賞（環境水俣市民賞） 村丸ごと生活博物館 (頭石・大川・久木野地区)		

2) 環境再生の象徴の地づくり

水俣病の発生した水俣湾及びその周辺を環境再生の象徴の地にしていくために、次のことが進められました。

①水俣湾の環境

熊本県による水俣湾の環境調査の結果（2013年度）は次のとおりです。

	地点数等	調査月	結 果
水 質 (海水)	2 地点	6, 8, 10, 2 月	水銀は検出されませんでした。 (環境基準は 0.0005mg/l以下です。)
地下水	2 地点	8, 2 月	水銀は検出されませんでした。 (環境基準は 0.0005mg/l以下です。)
魚 類	2 魚種	7 月	暫定的規制値を下回っていました。 (暫定的規制値は、総水銀 0.4mg/kg、メチル水銀 0.3mg/kg です。)
底 質	3 地点	10 月	暫定除去基準値を大きく下回っていました。 (暫定除去基準値は 25mg/kg です。)
動 物 プランクトン	湾 内	2 月	低い水準で大きな変動はありませんでした。 (基準値等の設定はありません。)

②水俣湾埋立地及び周辺地区の整備

水俣湾埋立地については、水俣病を教訓に、環境と健康をテーマとする公園を整備する計画が1994年度に確定し、熊本県により整備が進められてきました。周辺地区では、水俣病資料館（1993/01）、熊本県環境センター（1993/08）、水俣メモリアル（1996/10）、竹林園（1992/11）、みなまた観光物産館「まつぼっくり」（1996/04、2009年5月、道の駅に認定）、国立水俣病情報センター（2001/06）が建設され、公園内では親水緑地、潮騒の広場が整備され、水俣湾埋立地は「エコパーク水俣」という愛称で、2007年に誰もが集い憩える緑の公園として完成しました。

③環境教育、学習、研究

水俣には環境省の国立水俣病総合研究センターがあり、医学・疫学・社会学分野で研究が進められています。

また、熊本県環境センターや、水俣病資料館の活動により、修学旅行生をはじめ、内外の学校生徒に対する学習の場や社会教育の場でも、環境に関する学習の機会が提供されています。

◆修学旅行の誘致

1997年度より熊本県の協力を得て水俣市教育旅行誘致実行委員会を発足しました。水俣病の教訓を活かし、「環境学習の場・水俣」を広く伝えるため、教育旅行の誘致活動、受け入れ体制の整備に取り組みました。その後、NPO法人水俣教育旅行プランニング（現・一般社団法人環不知火プランニング）が設立されるなど、これまで官民一体となった誘致活動を展開してきました。

《環境学習プログラムの例》

【水俣病を学ぶ】

水俣病は、チッソが流したメチル水銀によって、水俣湾や不知火海の魚や貝などが汚染され、それを食べた人間や猫などに発生した病気です。水俣病によって命を失ったり、寝たきりになってしまった被害者、見た目にはわからなくても様々な症状で苦しんでいる人が今も数多くいます。水俣病は地域住民の間に差別や偏見を生み出し、今なお、一部の人々には汚染された地域として、負のイメージを持たれています。このプログラムでは、こうした日本の近代化が作り出した「負の遺産」を学ぶと共に、海や山はもちろん、人々のつながりを再生することで、一人一人の市民が自信を取り戻している様子を知り、「水俣の教訓」を学びます。

◎水俣病資料館で語り部の話を聞く

水俣病患者による「語り部」制度があります。つらかったことや苦しかった頃の話などを通じて、差別や偏見、生き方や自然との関係を考えます。

◎水俣病の案内人と回る

水俣病センター相思社が派遣する案内人がバスに同乗して、市内の見学を行います。水俣病について、教科書には載っていない水俣をわかりやすく案内します。

【環境を守る取り組みに学ぶ】

水俣では、水俣病を教訓としたまちづくりを進めています。例えば各家庭から出るごみは24種類に分別され、立派な資源として生まれ変わっています。「安心」「安全」や「環境」に配慮した活動や事業に取り組んでいる人を「環境マイスター」と呼び、市民のお手本にしています。一部の地域では環境を守るために、住民が中心となって「地区環境協定」を結び、足元の暮らしと環境を保全するために様々な取り組みをしています。

このプログラムでは、廃食油を利用した石けん作りやごみの分別体験、水の大切さを学ぶ実験などを通じて、私たちの生活が環境に与える影響と、自然を守ることの大切さを学びます。

◎石けん作り体験

企業組合エコネットみなまたでは、家庭や事業所から出る廃食油を再利用して石けんをつくっています。石けん作りをしたり、合成洗剤との比較をしながら、川や海を汚さないためにはどうしたらいいかを考えます。

◎ごみの分別収集体験

水俣市民が取り組んでいるごみの分別を、環境クリーンセンター内などで体験することができます。市内各所で実施されている分別現場の見学も、各地区の分別収集の時間帯であれば可能です。

◎水の実験

熊本県環境センターでは、試薬を使った水質の簡易実験などが体験できます。

また、ビデオや展示、講義などを通して、様々な環境問題について学べます。

【自然や暮らしに触れる】

水俣には多様な自然が残っています。山間部では何世代にもわたって林業が営まれ、また最近では、広葉樹の植林も市民の手によって行われています。中山間地には棚田や里山があり、そこで生活する人々と自然との昔ながらの関係が今も生きています。

不知火海に面した海岸はリアス式で変化に富み、様々な生き物を観察することができます。漁村では、水銀汚染によって破壊された漁業再生への様々な取り組みが行われています。

このプログラムでは、山仕事や農村での作業、自然観察などを通して、私たち日本人がどのように自然に向き合い、関わってきたのかを学びます。また、不知火海や広葉樹林の自然についても学習できます。

◎「村丸ごと生活博物館」での体験プログラム

生活文化、自然、産業などを守り、伝え、育てることに意欲のある地区を水俣市が「村丸ごと生活博物館」として指定しています。村丸ごと生活博物館は、目に見える建物や田畑、目に見えない知恵や言い伝え、そこに住む人々など、村の全てを博物館に見立てた「屋根のない生活の博物館」です。現在、頭石、久木野、大川、越小場の4地区が指定を受けています。

村丸ごと生活博物館では、村人の中から水俣市が認定した「生活学芸

員」と「生活職人」が、村の普段の暮らしを楽しむ『生活の旅』を訪問者に提供します。『生活の旅』では、「村」めぐり（案内）、「食」めぐり（家庭料理）、「わざ」めぐり（各種体験）が楽しめます。

◎水俣市久木野ふるさとセンター「愛林館」の環境教育プログラム

久木野地区の愛林館では、山村の風土に生まれた食文化を学べます。地元の人々に手伝ってもらいながら、豆腐・そば・うどん作りや炭焼きなどが体験できます。そのほか、間伐作業や下草刈りを通して、山を守る取り組みを学べる「働くアウトドア」や「水源の森づくり」、棚田での農作業や、照葉樹林・里山の自然観察のほか、「棚田石積み教室」「棚田食育士養成講座（初級～上級）」など、多彩なプログラムを提供しています。

◎お茶摘み作業の体験

山間部にある石飛地区のお茶農家で、茶摘みや製茶作業が体験できます。自分たちで摘み取り、煎ったお茶の味は格別です。少人数の場合は、山ならではの食事も可能です。

◎ろうそく作り体験

侍地区は、江戸時代から和ろうそくの原料であるハゼの実の生産が盛んで、現在でも日本一の産地として知られています。「侍街道はぜのき館」では、和ろうそく作りが体験できます。

◆みなまた環境大学

水俣病の教訓を伝えるとともに、“環境”にこだわった水俣のまちづくりを学んでもらおうと 2007 年から実施しており、水俣の地域資源を活用した講座やフィールドワークなどを「短期セミナー」として実施し、多様な学習の場を提供しています。なお、セミナー修了者を「みなまた環境大使」に任命し、“水俣”を伝えていくことにご協力いただいています。

2014 年度は、48 人の受講生を受け入れ、本講座以外のイベントにも参加されるなど、交流が続いています。

「水俣入門編」 2014 年 9 月 15 日～19 日（4 泊 5 日）：参加者 24 人

「水俣じっくり編」

A コース：海と山が繋がればマチはどげんかなるばい

2014 年 10 月 31 日～11 月 3 日（3 泊 4 日）：参加者 10 人

B コース：水俣の海と私の物語を紡ぐ

最少催行人数に満たず中止

C コース：エコハウスでじっくりエコライフ

2015 年 3 月 14 日～17 日（3 泊 4 日）：参加者 14 人

【入門編カリキュラム】

		9月15日	9月16日	9月17日	9月18日	9月19日
テーマ		水俣病の教訓	水俣の山の暮らし	水俣の海の暮らし	環境と経済	水俣への提言
内容	午前		<ul style="list-style-type: none"> ・里山保全と村丸ごと生活博物館（久木野地区） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣の海に浸る ・命をいただく～お魚教室～ 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と経済について ・エコタウン見学 ・商店街の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク（まとめ・発表） ・閉講式
	午後	<ul style="list-style-type: none"> ・開講式 ・オリエンテーション ・水俣病資料館見学 ・語り部講話 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マイスターの取り組み ・資源ごみ分別見学 	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病から宝物を伝えるプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> グループワーク（ワークショップ） 	

2014年度の水俣市の環境への取り組み 主な出来事

(1) 水俣条約1周年フォーラムの開催

日 時：2014年10月18日

場 所：国立水俣病情報センター

主 催：環境省、国立水俣病総合研究センター、熊本県、水俣市

参加者：市内4中学校（水俣第一、水俣第二、袋、緑東）1年生約230人

内 容：市内中学1年生が参加し、水銀による健康被害や環境汚染を防ぐ条約の意義を学び、水俣条約の早期発効を願うメッセージを世界に発信しました。

- プログラム：1 もやい音楽祭受賞者生演奏
2 蒲島熊本県知事「水銀フリー社会に向けたメッセージ」
3 くまモンによるクイズ「水銀って何？クイズ」
4 熊本県環境センター藤木館長セミナー「水銀について考えよう」
5 熊本県の取組み紹介
6 著名研究者と中学生のミーティング
コーディネーター：金刺潤平氏
研究者：ミレーナ・ホーバット氏、ローリー・チャン氏、
アナ・チョイ氏、佐藤洋氏、坂本峰至氏
7 セレモニー：中学生からメッセージ入り地球儀を環境大臣に渡す
8 さかなクン講演
9 記念撮影



(2) 水俣市環境スタディーツアー

2013年度より、中国・九州地区先進環境自治体である山口県宇部市、長崎県対馬市と協力し、地域から持続可能な社会づくりに取り組むことを目的に連携及び交流を進めています。

2014年度は、水俣市の中学生12人が山口県宇部市を訪問しました。宇部市は、戦後の石炭景気に支えられ順調な復興を遂げましたが、産業の発展とともに企業の石炭使用量が増加し、ばいじん汚染が大きな問題となりました。そのため、独自の公害対策・環境保護・改善の取組みを積極的に展開し、ばいじん汚染の克服に努めたまちです。

参加生徒は、2回の事前学習を行った後、8月6日から3日間の日程で宇部市を訪問し環境やまちづくり等の取組みを学びました。また、宇部興産株式会社の竹下道夫社長(水俣市葛渡出身)からは、環境に配慮した会社運営の歴史を学びました。地元中学生との交流もあり、参加者はあらためて環境の大切さについて考え、水俣の良さにも気付くこととなりました。



(3) 水俣病資料館来館者90万人達成

1995年のオープン以来、国内外より年間約5万人の来館者を受け入れていますが、2015年2月5日に来館90万人を達成し、90万人目となった宇土市立緑川小学校、伊佐市立菱刈小学校に記念品の贈呈を行いました。

2014年度は、新たな語り部講話室の建設を行い、公害学習・環境学習だけでなく、人権教育の場としても活用されるよう取組みを進めています。



(4)「山と海のあいだに生きる わたしたちのエコフェスタ in 久木野」

- 1 と き 2015年3月22日(日)
- 2 ところ 水俣市久木野ふるさとセンター(愛林館)
- 3 延べ来場者数 約200名
- 4 主な内容及び参加団体数



第一部

企画名	内 容
青空マーケット・カフェ	家庭料理大集合、山と海の恵みフェア(6出店:茶のみ場・本よみ場、竹友会、東部かつさい市場、木村蒲鉾店、まるごと農場、Un Pain) リサイクル自転車販売、古着販売
講習会・コンサート	家庭菜園のような発電所を作るワークショップ(講師:小崎悠太氏)、森のコンサート(出演:柏木敏治氏、宮本信明氏ほか)、伝統芸能(出演:久木野伝統芸能クラブ)
体験・展示	合併浄化槽PR、ノルディックウォーキングでフットパス、ピザ釜でピザづくり体験、エコかまど、ソーラークッカー
交通試乗	電気自動車・電動アシスト自転車の展示&試乗体験



第二部

エコフェスタ交流会&水俣あかり一升瓶販売開始記念パーティー



(4) 円卓会議の活動

現在市では、市民協働の環境モデル都市づくりを目指して「ゼロ・ウェイスト」「環境にやさしい暮らし」「観光と公共交通」「環境大学・環境学習」「エネルギーと産業」の5つの円卓会議が、それぞれのテーマに沿って議論を重ねています。

●芋焼酎「水俣あかり」完成

「環境にやさしい暮らし」円卓会議では、環境を切り口に「食と農」をテーマに話し合いを行っています。2012年度に市内の休耕地を活用した水俣産の材料（芋と米）で地産地消できる特産品の開発を行い、「芋焼酎 水俣あかり」が誕生しました。2013年度はさらに生産量を倍増させ、地域の活性化とイメージアップも図りつつ、引き続き取り組みを推進しています。



完成した芋焼酎「水俣あかり」



芋の収穫

●市民手作りのゼロ・ウェイスト情報紙「みなへら通信」発行

「ゼロ・ウェイスト」円卓会議では、ごみの分別項目や方法を市民にわかりやすく伝えようと、メンバー手作りの情報紙を作成。年に4回広報紙とともに各世帯に配付しています。容器包装プラや生ごみの自家処理方法など毎回テーマをもとに、メンバー自ら取材に赴き、編集・発行しています。手書きのイラストで温かみがあり、とても分かりやすいと市内外から好評を得ています。

みなへら通信 No.12

みなへら通信 第12号 2015年3月15日

ゼロ・ウェイスト宣言のまち、水俣から
ムリなく、楽子に みんなで 組みあらし
みなまたスタイル情報紙

編集：ゼロ・ウェイスト円卓会議
発行：水俣市環境モデル都市推進課

ちょっとだけ
間に合わせず

資源の日の分別が変わります！

4月から月1回の「資源の日」の分別が次のように変わります。

① 雑びんが5種類→3種類(その他色・透明・茶色)へ！

「雑びん」
・透明、茶色以外の「雑びん」は
量が少ないので「その他色」として一緒に集めます。

「生きびん」
・すりガラスは「透明」へ
・割れたびんも色ごとに「雑びん」
に入れて下さい！
(割けて再利用するので大丈夫です！)

洗って繰り返し使用
できる「生きびん」は、
ごみ減量の最善生です！
とんこみ利用したいですか？

② 「なべ・蓋類」は廃止！
→なべ・蓋類は「破砕・埋立」へ
(入らぬ大きさの物が「積大」へ)

「破砕・埋立」はそのまま埋立せずに
再資源センターにて分別を行っています。
ご安心を！

4月からは
「なべ・蓋類」は
破砕・埋立
に入れます！

③ 新規！
「ペットボトルのふた」のコンテナ登場！

これまで容器包装プラで出していた方も、
4月からは月1回の「資源の日」にお出し下さい。

その他のふたはこちら

アクリルの調味料や
決まりのないふたは
「容器包装プラ」

のみ入れて下さい

「破砕・埋立」

エコショップでゴミを減らすお買い物ができます！

水俣市では、食品トレーを減らしたり、マイバッグでのお買い物をおススメしている
お店を「エコショップ」として認定しています。家に持ち帰らなくてもごみになっ
てしまうものを減らせる、素敵なお買い物ができるエコショップをご紹介します。

店名	取り組み	店名	取り組み
生活協同組合くまもと 【本店・陣内店・八幡店・丸島店・津和野店】 【認定：H11年〜】	食品トレイやレジ袋の削減/マイバッグ利用促進/はかり売り有/レジ袋などの回収/リサイクル商品の販売/有価、減額	みなまた販売物産課 まつぼっくり 【認定：H11年〜】	レジ袋を減らして手づくり紙袋を使用/マイバッグ利用のすすめ/有価、減額/商業産物の販売など
エムズシティ水俣店 【認定：H16年〜】	商業産物の販売など		
水俣市久木ふるさとセンター愛科館 【認定：H11年〜】	雑穀詰り/高利用ボトル詰り/地元産農産物の販売/有価、減額	もじよか堂 【認定：H26年〜】	新聞紙で包装/はかり売り有/地元産農産物の販売/有価、減額
紀伊軒 【認定：H15年〜】	はかり売り/ノトレイ不使用/新聞紙で包装/海苔製食品色紙渡し使用など	JAあしきた 農家から直産 【認定：H26年〜】	雑穀詰り/マイバッグ利用のすすめ/有価、減額/商業産物の販売など
福田農産ワイアリー 【認定：H13年〜】	雑穀詰り/有価、減額/商業産物の販売など	天の御膳 和紅茶工房 【認定：H26年〜】	雑穀詰り/有価、減額/宇治煎茶のお茶販売など

イベントのご案内

山と海のあいだに生きる わたしたちのエコフェスタ in 久木野

日時：3月22日(日) 10:00-15:30 会場：愛林館(久木野)

みなくる(スでの来場者には無料なプレゼントがあります)などでも気軽にお越しください！

11:00〜 リサイクル自転車販売/13:30〜 森のコンサート/15:00〜 久木野自然観察クラブ

11:00〜 水俣各地の自産の料理が楽しめる「家庭料理大会」(一日持ち帰り参加費500円)

13:00〜 太陽光発電をつくらうワークショップ(事前申込み:費林館☎69-0485、参加費3万8千円)

13:00〜 ビジネスでゴミを減らす(事前申込み:費林館☎69-0485、参加費500円)

10:15〜13:15〜 ノルディックウォークでフィットネス(事前申込み:水俣自然学校(三村)☎090-5255-4989、各10名まで、参加費500円)

山と海の恵みフェア(農産物などの販売)/美のみと本よみ/特産芋焼酎「水俣あかり」やごみ処理課「キエーロ」エコカマゴの展示紹介、電気自動車・電動アシスト自転車などの試乗体験、パネル展示など

「みなへら通信」は、この情報紙を自由に持ち帰る方が市民・事業者・行政の連携でつくっていく、ゼロ・ウェイスト円卓会議が発行する情報紙です。円卓会議に参加する市民ボランティアで集めた取材・編集しています。お問い合わせは：水俣市環境モデル都市推進課 TEL 61-1612

- 24 -

第 2 部

2014 年度の環境施策の取組状況

環境基本計画の体系と市の取り組み状況

1 取り組み状況一覧表

第2次水俣市環境基本計画後期実施計画に沿って市が2014年度に取り組んだ状況を一覧にしました。成果は○（目標どおり取り組むことができた。）、△（おおむね計画どおり取り組めたが、目標に達することができなかった。）、×（目標に大幅に達することができなかった。取り組むことができなかった。）であらわしています。それぞれの取り組み内容は「掲載頁」を参照ください。

テーマ	キーワード	プログラム事業	指標	対応部署	成果	掲載頁		
水俣病の教訓を胸に		(1) 祈りを捧げ、忘れない						
		水俣病犠牲者慰霊式の実施	水俣病犠牲者慰霊式への参加者数	環境モデル都市推進課	○	27		
		火のまつりの実施	火のまつりへの参加者数	環境モデル都市推進課	×	27		
		(2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり						
		水俣病被害者と地域を結ぶ	もやい直しセンター利用者数	振興公社(もやい館、おれんじ館)	△	27		
			水俣病相談窓口の設置継続、相談員配置職員数	環境モデル都市推進課	○	27		
		埋立地等の安全対策	熊本県に対する要望活動	環境モデル都市推進課	○	27		
		水銀フリー社会の実現に向けて	水銀フリー社会に向けた普及啓発活動	環境モデル都市推進課	○	27		
			・街路灯及び防犯灯のLED化 ・公共施設におけるLED化推進	総務課、該当部署(環境モデル都市推進課)	○	27		
		「もつたいない」の心の実現にもつちまらづくり (ゼロウェイスト)	・「むだ」なものはないですか？ ・まだまだ使えるものを探し ・形を変えてもう一度	(1) ごみの減量・分別の徹底(重点)				
マイマイ運動の促進	マイバッグ持参率			環境モデル都市推進課	○	28		
	ごみゼロ推進活動証書の授与件数			環境モデル都市推進課	○	28		
ごみ減量取組団体への支援	市報におけるごみ減量情報提供回数			環境モデル都市推進課	○	28		
ごみ減量・リサイクルの推進	市民1人1日あたりのごみ排出量			環境クリーンセンター	△	29		
	ごみ総量			環境クリーンセンター	△	29		
	リサイクル率			環境クリーンセンター	△	29		
	可燃ごみへの資源ごみ混入率			環境クリーンセンター	△	29		
	山間部における生ごみの自家処理推進(生ごみ処理機普及推進)			環境モデル都市推進課	○	29		
リユースの促進	公共施設におけるリユース促進の拠点数			福祉課(こどもセンター)、企画課(ふれあいセンター)、図書館、環境モデル都市推進課	○	29		
(2) 地域丸ごと環境ISOの推進(重点)								
家庭版環境ISOの推進	家庭版環境ISO登録世帯数			環境モデル都市推進課	○	30		
学校版環境ISOの推進	学校版環境ISOの普及率			環境モデル都市推進課、教育総務課	○	30		
事業所版環境ISOの推進	事業所版環境ISO登録事業所数			環境モデル都市推進課	△	30		
	エコショップ認定店舗数			環境モデル都市推進課	△	30		
水俣市役所環境ISOの推進	公共施設における二酸化炭素排出量t-CO2(基準年2005年比削減率)			全庁(環境モデル都市推進課)	○	30		
環境とビジネスを結ぶまちづくり	・環境と経済の調和したまちづくり ・地域資源を活かした水俣らしい産業づくり ・環境ビジネスの活性化及び交流の場づくりと充実			(1) 安心安全なものづくり(重点)				
				環境保全農業と地産地消	特産品づくりへの取組み(みなまたブランドづくり)	農林水産振興課	○	31
					直売所(有人、物産館含む)の設置数	農林水産振興課	○	31
		学校給食への地場産食材使用品数	学校給食センター		○	31		
		地区寄り会活動助成件数	生涯学習課		×	31		
		休耕地面積	農林水産振興課		△	31		
		生分解性マルチの転換(補助件数、対象面積)	農林水産振興課		×	31		
		環境マイスター制度の推進	環境マイスター認定者数		環境モデル都市推進課	△	31	
		(2) 資源循環のまちづくり(重点)						
		水俣エコタウンの推進	エコタウン企業の資源取引量	総合経済対策課	-	32		
			環境関連事業への支援案件	総合経済対策課	○	32		
			産業団地まつり参加者数	総合経済対策課	○	32		
			地場企業の活性化支援と環境関連事業の推進	地場企業の環境関連投資への支援	総合経済対策課	○	32	
		環境技術研究開発助成事業等申請支援	総合経済対策課	△	32			
		(3) 自然資源の保全と活用(重点)						
		住民が優先的に地域の自然資源を利用する権利の確保	住民が優先的に地域の自然資源を利用する権利を確保するための方策検討	環境モデル都市推進課、企画課、総合経済対策課	○	32		
		再生可能エネルギーの活用促進	太陽光発電システム設置補助件数(一般家庭)	環境モデル都市推進課	○	32		
			太陽熱利用システム設置補助件数(一般家庭)	環境モデル都市推進課	○	32		
			公共施設等への再生可能エネルギー新規導入件数及び容量	環境モデル都市推進課	○	32		
			バイオマス資源の活用	廃食用油の回収量 バイオディーゼル燃料(BDF)製造量	環境クリーンセンター	○	33	
		バイオマス資源活用事業所数	総合経済対策課・農林水産振興課・環境モデル都市推進課	-	33			

テーマ	キーワード	プログラム事業	指標	対応部署	成果	掲載頁		
3・4	環境にこだわる地域と暮らしづくり ・「循環」と「共生」による元気づくり ・心を和ませ、健やかな環境づくり ・環境に配慮した暮らしづくり	(1) 自然環境(海・山・川・大気)の保全(重点)						
		環境保全活動の実施	環境月間清掃活動拠点数	環境モデル都市推進課	○	33		
			海と川のクリーンアップ作戦実施箇所数・参加者数	環境モデル都市推進課	△	33		
			地区環境協定の締結地区数	環境モデル都市推進課	○	33		
		環境調査の実施	海と川の水質検査実施回数	環境モデル都市推進課	○	34		
			ばい煙測定事業所数	環境モデル都市推進課	○	34		
		豊かな森づくりの推進	豊かな森(実生の森)づくり活動参加者数	環境モデル都市推進課	○	34		
			森林の間伐面積・育林保育面積	農林水産振興課	×	34		
			海藻収穫量(海藻の森づくり)	農林水産振興課	-	34		
		生物多様性の保全	生物多様性保全のための活動	生涯学習課、環境モデル都市推進課	○	34		
			ホテルマップの作成	環境モデル都市推進課	○	34		
		(2) 水源のかん養機能の向上(重点)						
		水源の保全・保護・涵養機能の向上	愛林館における森づくり活動等参加者数	農林水産振興課	△	34		
			水源の保全・保護に関する啓発活動	水道局	○	34		
		(3) 公共用水域の水質保全						
		下水道への接続推進	公共下水道接続率(公共下水道供用開始区域内)	下水道課	○	34		
		合併処理浄化槽の設置推進	合併処理浄化槽設置率(公共下水道供用開始区域外)	下水道課	△	34		
		(4) 花と緑のまちづくり						
		花いっぱい運動	花の苗配布団体数	都市政策課	○	35		
		湯の児チェリーラインの整備活動	湯の児チェリーライン清掃参加者数	都市政策課	○	35		
		ポケットパーク、公園整備の支援	中尾山コスモス会主催によるコスモス祭り開催数	都市政策課	-	35		
			「住民のできる公園管理」委託箇所数	都市政策課	○	35		
		グリーンカーテンの推進	公共施設におけるグリーンカーテン設置数	各施設(環境モデル都市推進課)	○	35		
		(5) 健やかな住まいと建物づくり						
		環境に配慮した公共施設の整備	公共事業環境配慮の推進	該当部署(環境モデル都市推進課)	○	35		
		地域の伝統と風土に根ざした市営住宅の整備	環境配慮型市営住宅の建設・供給戸数	都市政策課	△	35		
		環境共生型住宅の普及	環境共生型住宅の普及件数(補助件数・市産材活用数)	環境モデル都市推進課	△	35		
			エコハウス来館者数	都市政策課	×	35		
		(6) 人と環境にやさしい交通のまちづくり						
		自転車のまちづくり	自転車市民共同利用システム設置数・会員登録数・走行距離	企画課	○	36		
			ノーマイカーデーの実施	企画課	○	36		
		コミュニティバスとおれんじ鉄道の利用促進	コミュニティバス年間利用者数	企画課	○	36		
			肥薩おれんじ鉄道の市内における年間利用者数	企画課	○	36		
		エコカーの普及(インフラ整備・低公害車導入)	市役所における低公害車導入数(ハイブリッド・電気・低排出ガス・燃費基準達成)	財政課	○	36		
			電気自動車走行距離数	環境モデル都市推進課	○	36		
		5	感性や五感を活かした環境学習 ・学び(実践)の場づくり ・学習(実践)の機会づくり ・エコ路人の育成による人づくり	(1) 公害・環境学習の拠点づくり(重点)				
				水俣病の教訓発信	水俣病資料館入館者数	水俣病資料館	△	37
					語り部の講話の聴講者数	水俣病資料館	△	37
				水俣病と環境を学ぶ場の提供	水俣病資料館、熊本県環境センター、国立水俣病情報センターとの連携	水俣病資料館	○	37
				集中講義等研修活動の受入	拠点施設の整備・運営	企画課	△	37
				(2) 公害・環境学習プログラムの充実(重点)				
				みなまた環境大学の実施	みなまた環境大学セミナー(開催及び受講者数)	環境モデル都市推進課	×	37
				みなまた環境塾の実施	みなまた環境塾(受講者数)	総合経済対策課	△	37
				村丸ごと生活博物館	村丸ごと生活博物館指定地区数・来訪件数	農林水産振興課	×	37
				環境モデル都市市民講座の実施	環境モデル都市市民講座(開催及び参加者数)	環境モデル都市推進課	○	37
				視察研修の実施・受入れ	視察研修の実施受入れ(団体数及び人数:環境モデル都市推進課対応分)	環境モデル都市推進課	○	38
				エコマップづくり	環境マップの作成	環境モデル都市推進課	○	38
エコツアーの実施	スタディーツアー本数・参加者数			環境モデル都市推進課	○	38		
環境学習資料の作成	環境レポートの作成発行			環境モデル都市推進課	○	38		
	みなまた環境絵本大賞作品応募数			図書館	○	38		
(1) 市民協働による環境モデル都市づくりの推進(重点)								
環境まち協働づくりによる市民参加による評価	円卓会議等による市民協働の推進			環境モデル都市推進委員会の開催数	環境モデル都市推進課	×	39	
	市民協働による普及啓発活動の実施			環境モデル都市フェスタの開催	環境モデル都市推進課	○	39	
	市民参加による評価			市民監査の実施・公表(環境ISO)	環境モデル都市推進課	○	39	

2 取り組み内容

水俣病の教訓を胸に

水俣病は人の健康被害と環境破壊の大きさにおいて世界に類例を見ないと言われていています。水俣病の教訓を胸に、多くの生命の基盤となる様々な自然環境の保全・再生・回復に努め、環境に負荷をかけない暮らしづくりを進めます。

【プログラムと市の取り組み状況】

(1) 祈りを捧げ、忘れない

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の実況	成果
水俣病犠牲者慰霊式 (※1)の実施	・国・県・近隣市町村 への参列の呼びかけ	・参列者数 700 人	・参列者数 750 人	○
火のまつり(※2)の実施	・実行委員会の開催 ・市民参加の促進(菜 の花あかり製作な ど) ・ライトダウンの呼び かけ	・参加者数 500 人	・参加者数 330 人 ・実行委員会(5回)開 催 ・雨天対応により、屋 内(情報センター講 堂及び水俣病資料 館)にて開催	×

(2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の実況	成果
水俣病被害者と地域を 結ぶ	・施設及びもやい直し や交流等事業の周知 及び充実 ・被害者の高齢化に伴 う相談対応と充実 ・相談内容と件数の把 握	・もやい直しセンター 利用者数(もやい 館) 70,300 人 ・もやい直しセンター 利用者数(おれんじ 館) 11,000 人 ・水俣病相談窓口の設 置 2 箇所 ・水俣病相談員配置職 員数 3 人	・もやい直しセンター 利用者数(もやい 館) 66,266 人 ・もやい直しセンター 利用者数(おれんじ 館) 10,502 人 ・水俣病相談窓口の設 置 2 箇所(市役所、 保健センター) ・水俣病相談員配置職 員数 3 人	△
埋立地等の安全対策	・国県等関係機関への 働きかけ、連携協力	・水俣・芦北地域振興 計画への掲載	・水俣・芦北地域振興 計画への掲載	○
水銀フリー社会の実現 に向けて	・国県等との連携 ・情報発信(市HP・資 料館など) ・水銀廃棄物の適正管 理検討 ・公共事業環境配慮の 実施	・水銀フリー社会に向 けた普及啓発活動 ・公共事業環境配慮の 実施	・中学生の参加による 水俣条約1周年フォー ラムを環境省、熊 本県、水俣市の共催 で水俣病情報セン ターにて開催 ・広報みなまた3月号	○

(※1) 水俣病の発生によって、犠牲となり亡くなられた方々の慰霊と、環境破壊に対する反省と環境再生への誓いを込め、全市民で祈りを捧げることを目的として水俣病の公式確認日(1956年)である5月1日に毎年開催しています。

(※2) 水俣病で犠牲になった全ての生命に祈りを捧げ、その思いを炎に託し、あわせて水俣再生を願うものです。1994年から始まり、市民の手づくりで毎年9月のお彼岸に近い土曜日に開催されています。

			への啓発記事掲載 ・公共事業環境配慮調整会議で公共施設でのLED化推進を依頼
--	--	--	---



「もったいない」の心を持つまちづくり ～ゼロ・ウェイストの実現に向けて～

資源には限りがあります。私たちが取り組んでいるごみの分別、リサイクルはとても大事なことです。その行為にも、資源やエネルギー、お金が使われています。これから先も豊かな生活を営むために、資源を大切に、そして有効に使っていくためにはどうすればいいのでしょうか。

一人ひとりが自分の暮らしの中で環境に配慮することができる地域社会の構築をめざします。

キーワード

- ・「むだ」なものはないですか？
- ・まだまだ使えるもの探し
- ・形を変えてもう一度

【プログラムと市の取組状況】

(1) ごみの減量・分別の徹底（重点）

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
マイマイ運動 ^(※3) の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参率調査の実施 ・ごみ減量女性連絡会議との協働による広報活動等 ・イベントやキャンペーン実施による強化期間の設定 ・ごみゼロ推進活動証書^(※4)について周知広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参率90%(有料化店) ・ごみゼロ推進活動証書の授与件数7団体、750人 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参率生協くまもと90.6% ・ごみゼロ推進活動証書の授与7団体、1,068人 	○
ごみ減量取組団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ・ウェイスト^(※5)円卓会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・市報におけるごみ減量情報提供回数4回 	<ul style="list-style-type: none"> ・市報におけるごみ減量情報提供（みなへ 	○

(※ 3) 水俣市では、暮らしの中でのごみを減らすために、「マイマイ運動」の取り組みを進めています。これは、自分のお箸（マイはし）や水筒（マイ水筒）を持ち歩くことで、割りばしやペットボトルなどのごみを減らそうというものです。

(※ 4) 水俣市では、水俣市を訪れる学校や団体がマイマイ運動の取り組みをされたときに「ごみゼロ推進活動証書」を授与しています。これは、お箸や水筒を持ち歩くそんなちょっとしたことが、環境にやさしい暮らしについて考えるきっかけになるというものです。

(※ 5) 水俣市では、2009年11月22日に、「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」を行いました。ゼロ・ウェイストとは、資源やエネルギーなどの無駄な消費をなくして、ごみを限りなくゼロに近づけていこうという考え方です。日本では、徳島県勝浦郡上

	<ul style="list-style-type: none"> ・みなへら通信^(※6)の発行 		<ul style="list-style-type: none"> ら通信発行) 回数 4 回 	
<p>ごみ減量・リサイクルの推進</p> <p>※ごみ処理の状況について詳細はP.50～P.53に掲載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進委員会の開催 ・リサイクル推進員説明会の開催 ・出前講座の開催 ・ゼロ・ウェイト円卓会議との連携 ・みなへら通信の発行 ・可燃ごみの組成調査の実施 ・ごみ減量女性連絡会議^(※7)との連携 ・イベントによる普及啓発 ・市報等による紹介 ・生ごみ処理容器モニターの支援 ・生ごみ処理容器普及支援（補助制度等の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人1日あたりのごみ排出量 736g/人・日 ・ごみ総量 7,702t/年 ・リサイクル率 43.9%以上 ・可燃ごみへの資源ごみ混入率 48.3%以下 ・みなへら通信発行回数 4 回 ・生ごみ処理容器普及啓発活動モニター推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人1日あたりのごみ排出量 809g/人・日 ・ごみ総量 7,815t/年 ・リサイクル率 38.6% ・可燃ごみへの資源ごみ混入率 54.0% ・みなへら通信 4 回発行 ・生ごみ処理容器モニター調査の実施 ・生ごみ処理容器普及補助事業の検討・準備 	△
リユースの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンターにおける使用済み物品等のリユース（再利用）の徹底 ・各課、各施設等における使用済み物品等の相互再利用のための全庁的なリユース関連情報共有システム（制度）の構築 ・センター利用者の子育て関係等使用済み、不用品等の寄附受入れ及びリユース（再利用）希望者へのリユース物品提供のためのリユース関連情報の収集・提供と「もったいないボックス」^(※8)の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設におけるリユース促進の拠点数 4 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設におけるリユース促進の拠点数 4 か所（市庁舎（環境モデル都市推進課もったいないボックス）、こどもセンター、ふれあいセンターリユースコーナー^(※9)、市立図書館（古本市年 2 回開催）） 	○

勝町と福岡県三潴郡大木町が宣言しており、ごみ処理を焼却や埋立に頼らないしくみをつくるという目標を立て、取り組みを進めています。

(※6) ゼロ・ウェイト円卓会議では、『ゼロ・ウェイト宣言のまち、みなまたから無理なく、楽ちんに、みんなでごみを減らしたい』という想いから、市民目線でごみ減量について紹介する情報紙「みなへら通信」を編集し、環境モデル都市推進課が発行しています。

(※7) 水俣市では、水俣市内の女性活動団体の 16 団体からなる「ごみ減量女性連絡会議」を 1997 年 12 月に発足させ、ごみ減量に必要な仕組みづくりを検討し、ごみになるものを家庭に持ち込まないことや、あるものを永く大事に使い続けたり、環境に配慮した商品の購入をすすめるなどを実践されています。

(※8) 家庭の中に眠っている不用品をゆずりたい、新品でなくてもいいので使いたいものがあるという方のための生活用品のリユース・リサイクルの情報交換の場です。窓口は環境モデル都市推進課で、情報は市役所 1 階のもったいないボックスコーナーと市のホームページに掲載しています。

(※9) 地域の方がどなたでも利用できる「ふれあいセンター」を 2008 年に栄町(水光社本店近く)にオープン。作品展示販売コーナーや

(2) 地域丸ごと環境 I S O の推進 (重点)

事業	推進手段	2014 年度の目標	2014 年度の取組状況	成果
家庭版環境 I S O ^(※10) の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連補助金申請者への案内、登録 円卓会議と連携した普及推進 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭版環境 I S O 登録世帯数 1,700 世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭版環境 I S O 登録世帯数 (延べ) 1,808 世帯 	○
学校版環境 I S O ^(※11) の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校版 ISO 制度の周知広報 担当職員研修の開催 定期審査、更新審査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学校版環境 I S O の普及率 100% 	<ul style="list-style-type: none"> 学校版環境 I S O の普及率 100% (定期審査不適合校なし) 環境教育担当者研修会の開催 	○
事業所版環境 I S O の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業所版 ISO 制度の確立 広報や説明会の実施 調査と分析フォロー実施 小規模小売店舗への拡大 市民への周知、PR 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所版環境 I S O 登録事業所数 30 事業所 エコショップ^(※12) 認定店舗数 14 店舗 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所版環境 I S O 制度の検討に伴うアンケート調査の実施 事業所版環境 I S O 登録事業所 (エネルギー消費実態調査回答事業所) 数 26 事業所 エコショップ認定店舗数 13 店舗 	△
水俣市役所環境 I S O の推進	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ・省資源の徹底 新設備の随時導入検討 (公共事業環境配慮の推進) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における二酸化炭素排出量 5,336.3t-CO₂ (基準年 2005 年比削減率 △14.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設における二酸化炭素排出量 5,250.2t-CO₂ (基準年 2005 年比削減率 △15.88%) 	○



2014 年度のまとめと 2015 年度の方向性

地域丸ごと環境 I S O の取組みは、おおむね目標を達成しており順調に進んでいます。一方、ごみ減量・リサイクルの推進については、市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量、ごみ総量、リサイクル率及び可燃ごみへの資源ごみ混入率のいずれも悪化しています。原因を究明するとともにゼロ・ウェイスト円卓会議と連携しながら周知啓発に努めるなどの改善が必要です。

喫茶コーナー、絵本コーナーもあり、家庭で不用になったものを販売できるリユースコーナーも設けています。

(※10) 市民一人一人が、各家庭で環境にいい暮らしづくりを推進するため、2000 年から取り組んでいます。2009 年には制度の見直しを行い「みなまたエコダイアリー」を作成。取り組み内容を登録して行動し、家庭で使った電気、ガスなどのエネルギー、水などの資源を記録して行動を見直すことを繰り返し、省エネ・省資源につなげます。

(※11) ISO14001 環境マネジメントシステムの一部を取り入れた水俣市オリジナルの制度です。それぞれの学校で、水俣の海、山、川そして大気を守り、次の世代に伝えていくため、二酸化炭素の削減、資源の有効利用、環境負荷の軽減、環境保全などの行動を宣言し取り組んでいます。2000 年度から市内の全小中学校が取り組んでいるのに加え、2008 年度に熊本県立水俣高校が認証を取得し、市内にあるすべての学校が「環境にいい学校づくり」に取り組んでいます。

(※12) 省エネ・省資源・リサイクルの推進・環境にいい商品の販売など環境に配慮した店づくりをしている店舗を「エコショップ」として水俣市が認定し応援する制度で 1999 年から始まりました。認定された店舗は年 1 回の定期審査、3 年に 1 回の更新審査を受けています。

水俣病の経験を教訓として環境に配慮したまちづくりを進めてきました。水俣が持つ地域資源や特性を十分に活かして、資源循環による環境と経済の両立に基づく水俣らしい、持続可能な産業振興により調和の取れたまちづくりを進めていきます。

キーワード

- ・環境と経済の調和したまちづくり
- ・地域資源を活かした水俣らしい産業づくり
- ・環境ビジネスの活性化及び交流の場づくり

【プログラムと市の取組状況】

(1) 安心安全なものづくり (重点)

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
環境保全農業地産地消	<ul style="list-style-type: none"> ・新規作物の導入支援等 ・既存の特売所の継続 ・JAあしきたの物産館建設については、費用対効果等と検討し、補助金活用を検討 ・旬の地場産食材の使用 ・給食だより、市HPで紹介 ・生産者との交流、体験学習 ・試食会の開催 ・寄る会みなまた^(※13)の菜の花事業の活性化。各地区の会員の勧誘 ・農地バンク推進事業、日本型直接支払制度等を活用し、農地の維持管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特産品づくりへの取組み(みなまたブランドづくり) 1品目 ・直売所(有人、物産館含む)の設置数6箇所 ・学校給食への地場産食材使用品数40品目以上 ・地区寄る会活動助成件数9件 ・休耕地面積95ha ・生分解性マルチへの転換(補助件数12戸、対象面積4.05ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規作物導入支援の継続 ・直売所設置数6箇所(東部かつさい市場、湯の鶴温泉保健センター、おろろんこ、愛林館、まっぼっくり、鶴の屋) ・学校給食への地場産食材使用品数40品目 ・地区寄る会活動助成件数6件 ・休耕地面積100.7ha(再生可能な荒廃農地531,873㎡、再生利用が困難と見込まれる農地(非農地判断済み農地を除く)280,884㎡、非農地判断済み農地194,694㎡) ・生分解性マルチへの転換(補助件数7戸、対象面積3.1ha) 	×
環境マイスター ^(※14) 制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなマイスター人材の掘り起こし ・マイスター活動の広報PR 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マイスター認定者数36人 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マイスター認定者数35人 	△

(※13) 1991年、水俣病によって分断された地域コミュニティを再構築するため、当時の26の行政区ごとに住民の自治的組織「地区寄る会」が発足。その集合体が「寄る会みなまた」。「いっちょう寄ろうかい」、「いっちょうやろうかい」という掛け声があるまま組織名となっています。地域資源の再発見とその活用を図るために、住民自ら寄り合い話し合い、自らの手で環境にいい地域づくりを行うことを目的としています。

(※14) 「マイスター」とはドイツ語で職人の師匠・親方を意味し、認定されると一定の地位を得ることができると言われています。水俣市では1998年2月から環境や健康に配慮した安心安全なものづくりをする職人を「環境マイスター」として認定し、地位向上と水俣ブランドの確立を図っています。

(2) 資源循環のまちづくり (重点)

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
水俣エコタウン ^(※15) の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境関連事業への支援 企業支援センター等による支援 産業団地まつりの魅力向上と周知 	<ul style="list-style-type: none"> エコタウン企業の資源取扱量前年以上 環境関連事業への支援案件1件 産業団地まつり参加者数800名 	<ul style="list-style-type: none"> エコタウン企業の資源取扱量61,282t (取引先との契約等により実績を開示できない事業所取扱分を除く) 環境関連事業への支援案件1件 産業団地まつり参加者数約960名 	○
地場企業の活性化支援と環境関連事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> みなまたグリーン制度^(※16)の周知 補助事業の周知 企業支援センター等による支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地場企業の環境関連投資への支援延べ2億円 環境技術研究開発助成事業等申請支援5件 	<ul style="list-style-type: none"> 地場企業の環境関連投資への支援延べ215,590,000円 環境技術研究開発助成事業等申請支援4件 	△

(3) 自然資源の保全と活用 (重点)

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
住民が優先的に地域の自然資源を利用する権利を確保するための方策検討	<ul style="list-style-type: none"> 環境首都創造ネットワーク^(※17)への企画・連携 環境先進自治体の動向調査 	<ul style="list-style-type: none"> 住民が優先的に地域の自然資源を利用する権利を確保するための方策検討 	<ul style="list-style-type: none"> 環境首都創造ネットワーク全国フォーラム(京都府京丹後市)参加等情報収集 	○
再生可能エネルギー ^(※18) の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市報、インターネット、イベント等での広報 国・県等の補助事業の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム設置補助件数(一般家庭)25件 太陽熱利用システム設置補助件数(一般家庭)20件 公共施設等への再生可能エネルギー新規導入件数延べ17件、容量延べ509.8kW 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム設置補助件数(一般家庭)41件 太陽熱利用システム設置補助件数(一般家庭)37件 公共施設等への再生可能エネルギー新規導入件数延べ18件、容量延べ511.16kW 	○

(※15) 2001年2月、水俣市は環境保全活動を活かした資源循環型社会の構築を目指して「環境モデル都市」(1992年)にふさわしい産業の創出と育成など、小都市型の展開を特徴とした「水俣エコタウンプラン」を策定し、経済産業省と環境省の承認を受けました。コンセプトは、資源循環型社会、環境共生を軸とする環境モデル都市にふさわしい産業を育成するとともに、全国他地域への普及を図り、全国中小都市のモデルとなる質の高い環境ビジネスの拠点となることです。

(※16) 水俣市では、市内中小企業が事業の用に供するエコカーや省エネ機器など、環境にやさしい設備への投資をすることで、経費削減や環境配慮の取り組みを促進するため、熊本県信用保証協会が実施する「くまもとグリーン保証制度」を利用した融資を受けた市内中小企業者に対して、信用保証料と当初3年間分の利子を全額補助する「みなまたグリーン制度」を実施しています。

(※17) 環境首都創造ネットワークは、環境首都を目指し、自治体、NGO、研究機関によって2012年に発足し、地域から持続可能な社会を実現するための調査・研究、政策立案、実施、全国への普及に協働で取り組んでいます。

(※18) 再生可能エネルギー、太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマスなど、自然の力で定常的(もしくは反復的)に補充されるエネルギー全般をいいます。

バイオマス資源 ^(※19) の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収及びバイオディーゼル燃料（BDF）製造を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収量 3,000 L ・バイオディーゼル燃料（BDF）製造量 2,700 L ・バイオマス資源活用事業所数 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収量 4,116 L ・バイオディーゼル燃料（BDF）製造量 2,900 L ・バイオマス資源活用事業所数 4 事業所 	○
------------------------------	--	--	--	---



2014 年度のまとめと 2015 年度の方向性

エコタウンをはじめとする地場企業の活動を市民に知ってもらう「産業団地まつり」は毎年多くの参加者で賑わっています。また、地場企業の環境関連投資への支援、再生可能エネルギーの活用、農産物直売所や学校給食への地場産食材使用など順調に取り組んでいます。

環境にこだわる地域づくり

水俣病を経験した水俣市では、その経験を教訓として環境に配慮したまちづくりを進めてきました。これからも、水俣病の犠牲を無駄にしないよう、地域に存在するすべてのものの共生と循環を考え、持続可能なまちづくりを目指します。

キーワード

- ・「循環」と「共生」による元気づくり
- ・心を和ませ、健やかな環境づくり
- ・環境に配慮した暮らしづくり

【プログラムと市の取組状況】

(1) 自然環境（海・山・川・大気）の保全（重点）

事業	推進手段	2014 年度の目標	2014 年度の取組状況	成果
環境保全活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会長への周知・市報、回覧等での呼びかけ ・実施箇所の増加検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境月間清掃活動拠点数 80 箇所 ・海と川のクリーンアップ作戦実施箇所数 11 箇所・参加者数 1,000 人 ・地区環境協定^(※20)の締結地区数 8 地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境月間清掃活動拠点数 107 箇所 ・海と川のクリーンアップ作戦実施箇所数 11 箇所・参加者数 924 人 ・地区環境協定の締結地区数 8 地区（薄原、石坂川、久木野、古里、大川、越小場、頭石、長崎） 	△

(※19) バイオマス資源とは、家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源をいい、循環型のエネルギーなどに活用されています。生物資源から得られるエネルギーで、薪や炭、動物の糞を燃やすという方法や、植物から燃料用エタノールを作るなどさまざまな利用方法があります。

(※20) 地区の環境保全を地区住民自身が行っていくため住民でできる最低限度の生活ルールをつくり、守りながら生活していこうとするもので、地区の住民間で締結されます。

環境調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 水質検査・ばい煙測定の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 海と川の水質検査実施回数6回 ばい煙測定事業所数2事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 海と川の水質検査実施回数6回 ばい煙測定事業所数2事業所 	○
豊かな森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 実生の森実行委員会の開催及び活動支援 高性能林業機械を2台購入することで、間伐をより多く行う。 適切な資源管理・養殖等の整備 県漁連等との連携による販路拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな森（実生の森^(※21)）づくり活動数1活動 森林の間伐面積265ha 海藻収穫量（海藻の森づくり^(※22)）36t 	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな森（実生の森）づくり活動数1活動 森林の間伐面積172.05ha 海藻収穫量（海藻の森づくり）集計中 	—
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動の実施 無田湿原の保全活動 ホタルマップの作成 市報等による周知PR 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全のための活動2回 ホタルマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全のための活動2回 ホタルマップの作成 	○

(2) 水源のかん養機能の向上（重点）

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
水源の保全・保護・涵養機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> 「水源の森」の水源涵養機能を維持するための森づくりの活動（蔓きり、下刈り等）を住民と連携し継続的に行う。 ホームページ、パンフレット配布による広報 水道週間時の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 愛林館における森づくり活動等参加者数1,480人（累計） 水源の保全・保護に関する啓発活動1回 	<ul style="list-style-type: none"> 森づくり活動参加者数840人（4月実施） 働くアウトドア参加者数620人（8月実施） 水源の保全・保護に関する啓発活動1回 	△

(3) 公共用水域の水質保全

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
下水道への接続推進	<ul style="list-style-type: none"> 水俣市水洗化促進計画に基づく公共下水道接続促進活動 ホームページへの掲載 広報紙への掲載 戸別訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道接続率（公共下水道供用開始区域内）87.48% 	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道接続率（公共下水道供用開始区域内）88.63% 	○
合併処理浄化槽の設置推進	<ul style="list-style-type: none"> 水俣市水洗化促進計画に基づく浄化槽普及促進活動 	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽設置率（公共下水道供用開始区域外） 	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽設置率（公共下水道供用開始区域外） 	△

(※21) 公害防止事業により水俣湾に造成された埋立地（現在の水俣広域公園「エコパーク水俣」）内に、シイ、カンなどのドングリの実を植えた実生の森づくりが市民の手で進められています。

(※22) 水俣市では、海を浄化し、魚のえさ場や産卵の場所にもなる海藻を増やす「海藻の森づくり」に取り組んでいます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載 ・広報紙への掲載 ・戸別訪問の実施 	29.95%	29.24%	
--	---	--------	--------	--

(4) 花と緑のまちづくり

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
花いっぱい運動	・市内企業、事業所に対する呼びかけを行なう	・花の苗配布団体数 69 団体	・花の苗配布団体数 74 団体	○
湯の児チェリーラインの整備活動	・市報による呼びかけや、市内団体への直接呼びかけ	・湯の児チェリーライン清掃参加者数 200 人	・湯の児チェリーライン清掃参加者数 221 人	○
ポケットパーク、公園整備の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中尾山コスモス会主催による新聞折込広告等を用いたイベント周知 ・自治会等を中心とした管理を希望する団体等への呼びかけ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中尾山コスモス会主催によるコスモス祭り開催数 1 回 ・「住民でできる公園管理」委託箇所数 9 箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・中尾山コスモス会主催によるコスモス祭り雨天により中止 ・「住民でできる公園管理」委託箇所数 9 箇所 	—
グリーンカーテン ^(※23) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンカーテン取組みの設置呼びかけ ・取組み状況調査の実施と公開（年 1 回） 	・公共施設におけるグリーンカーテン設置率 42%	・公共施設におけるグリーンカーテン設置率 45%	○

(5) 健やかな住まいと建物づくり

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
環境に配慮した公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業環境配慮調整会議の実施 ・環境配慮チェックシート¹の作成 ・環境側面抽出及び環境影響評価書の作成 	・水俣市環境 I S O における公共事業環境配慮の実施	・水俣市環境 I S O における公共事業環境配慮の実施	○
地域の伝統と風土に根ざした市営住宅の整備	・牧ノ内団地の建替	・18 戸（建設）	・18 戸建設中（2015 年 7 月しゅん工）	△
環境共生型住宅の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の周知 ・業者向け説明会の開催 ・補助金利用者アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ住宅建設 17 戸 ・エコ住宅での市産材利用 207.7 m³ ・エコハウス来館者数 1,110 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコ住宅建設 15 戸 ・エコ住宅での市産材利用 206.0 m³ ・エコハウス来館者数 695 人 	×

(※23) 室内温度の上昇を抑えるために、窓際にツル性の植物（あさがお、ゴーヤなど）を植え、植物のカーテンをつくることです。

(6) 人と環境にやさしい交通のまちづくり

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
自転車のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・HPや市報等を活用し、利用促進を図る ・市報等への掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車市民共同利用システム会員登録数 850人 ・ノーマイカーデーの市報等への掲載回数 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車市民共同利用システム会員登録数 898人 ・ノーマイカーデーの市報等への掲載回数 1回 	○
コミュニティバスとおれんじ鉄道の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・運行内容の見直し等、利便性の向上を図るとともに、時刻表の作成やHP、市報等を活用し、利用促進を図る ・関係機関と連携し、利用促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス年間利用者数 106,833人 ・肥薩おれんじ鉄道の市内における年間利用者数 212,848人 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス年間利用者数 117,971人 ・肥薩おれんじ鉄道の市内における年間利用者数 221,288人 	○
エコカーの普及（インフラ整備・低公害車導入）	<ul style="list-style-type: none"> ・更新又は新たに導入する車両（特殊車両を除く。）について、より環境負荷の少ない自動車の選定に努める。 ・電気自動車走行距離数 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所における低公害車導入数（ハイブリッド自動車・電気自動車・低排出ガス車・燃費基準達成自動車）2台 ・電気自動車走行距離数 5,000 km ・エコカー普及啓発イベント1活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所における低公害車導入数（ハイブリッド自動車・電気自動車・低排出ガス車・燃費基準達成自動車）2台 ・電気自動車走行距離数 5,275 km ・エコカー普及啓発を環境モデル都市フェスタで実施 	○



2014年度のとまとめと2015年度の方向性

清掃活動や環境保全活動など、市民や企業の理解と努力により継続・維持されています。今後も水俣の豊かな自然を子孫へ残すために地域全体で活動を続けていきます。

感性や五感を活かした環境学習

水俣は、海、山、川の豊かな自然に囲まれています。そして、そこに根ざした地域の文化や食、生活の知恵などさまざまな地域資源もあります。このような水俣の環境を水俣に住む私たちが五感を使って理解し興味を持つことで、環境に配慮した行動が当たり前になっていくことを目指します。

キーワード

- ・学び（実践）の場づくり
- ・学習（実践）の機会づくり
- ・エコ路人の育成による人づくり

(1) 公害・環境学習の拠点づくり（重点）

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の実績状況	成果
水俣病の教訓発信	<ul style="list-style-type: none"> 企画展や常設展示の充実 水俣病公式確認60年、水銀フリー社会に向けた検討等 2014年11月には、新語り部室が完成するため、収容人員が増加。聴講環境の整備を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病資料館入館者数 50,000 人 語り部の講話の聴講者数 29,500 人 	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病資料館入館者数 41,824 人 語り部の講話の聴講者数 27,655 人 	△
水俣病と環境を学ぶ場の提供		<ul style="list-style-type: none"> 水俣病資料館、熊本県環境センター、国立水俣病情報センター3館の連携 	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病資料館、熊本県環境センター、国立水俣病情報センター3館の連携 	○
集中講義等研修活動の受入	<ul style="list-style-type: none"> 環境首都創造事業等補助金の活用及び関係機関との連携、全国大学への営業活動 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設の整備・運営 基本設計・実施設計 	<ul style="list-style-type: none"> 拠点施設の整備・運営 基本構想 	△

(2) 公害・環境学習プログラムの充実（重点）

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の実績状況	成果
みなまた環境大学 ^(※24) の実施	<ul style="list-style-type: none"> 周知の工夫 魅力あるコース設定 	<ul style="list-style-type: none"> みなまた環境大学セミナー開催 みなまた環境大学セミナー受講者数 62 人 	<ul style="list-style-type: none"> みなまた環境大学セミナー開催 ①入門編（9月） ②じっくり編（10月、3月） 受講者数 48 人 	×
みなまた環境塾 ^(※25) の実施	<ul style="list-style-type: none"> 社員研修コース等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> みなまた環境塾受講者数 18 名 	<ul style="list-style-type: none"> みなまた環境塾受講者数 17 名 	△
村丸ごと生活博物館 ^(※26)	<ul style="list-style-type: none"> 市広報紙・HPでの周知 物産展等への出展を通じてのPR等、ものづくり推進 	<ul style="list-style-type: none"> 村丸ごと生活博物館指定地区数 4 地区 村丸ごと生活博物館来訪件数 40 件 	<ul style="list-style-type: none"> 村丸ごと生活博物館指定地区 4 地区（頭石、久木野、大川、越小場） 村丸ごと生活博物館来訪件数 26 件 	×
環境モデル都市市民講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> 講座プログラムの充実 受講者アンケート実施 市報等での呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 環境モデル都市市民講座開催数 4 回 環境モデル都市市民講座参加者数 40 人 	<ul style="list-style-type: none"> 環境モデル都市市民講座 ①水俣の海に親しむ♪「シーカヤック体験」（8月） 	○

(※24) 水俣病の経験を教訓として、環境に配慮したまちづくりを实践する水俣の取り組みを現地で学ぶ仕組み。水俣の海・山・川がキャンパス、地元住民が講師の「屋根のない大学（講座）」です。

(※25) 資源循環型社会の構築に貢献できる人材や環境保全の担い手を育成することを目的に、2008年度から熊本大学と水俣市が協働で実施する人材育成プログラムです。

(※26) 生活文化、自然、産業などを守り、伝え、育てることに意欲のある地区を水俣市が指定します。目に見える建物や田畑、目に見えない知恵や言い伝え、そこに住む人々、村のすべてを博物館に見立てた「屋根のない生活の博物館」です。

			②水俣の秋を楽しむ ♪「お芋ほり&青空ランチでにっこり体験」(11月) ③「みなまた・茶会」～いつものお茶をちょっとおいしく～(12月) ④省エネセミナー(3月) ・環境モデル都市市民講座参加者数 57 人	
視察研修の実施・受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な視察研修の受入れ 環境モデル都市実践事例集の紹介(販売冊数) 	<ul style="list-style-type: none"> 視察研修の実施受入れ団体数(環境モデル都市推進課対応分) 47 団体 視察研修の実施受入れ人数(環境モデル都市推進課対応分) 630 人 	<ul style="list-style-type: none"> 視察研修の実施受入れ団体数(環境モデル都市推進課対応分) 45 団体 視察研修の実施受入れ人数(環境モデル都市推進課対応分) 805 人 	○
エコマップづくり	<ul style="list-style-type: none"> 配布・活用 内容のリニューアル、再印刷 	<ul style="list-style-type: none"> 環境マップの作成、配布 	<ul style="list-style-type: none"> 環境マップの作成、配布 	○
エコツアーの実施	<ul style="list-style-type: none"> 水俣市、宇部市、対馬市の3市による企画会議開催 実績報告集の発行 	<ul style="list-style-type: none"> スタディーツアー^(※27)実施回数 1 回 スタディーツアー参加者数 10 人 	<ul style="list-style-type: none"> スタディーツアー宇部市派遣、参加者数 12 人 	○
環境学習資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な更新 公表(水俣市ホームページ等) 第3回みなまた環境絵本大賞受賞作の絵本出版 	<ul style="list-style-type: none"> 環境レポートの作成発行 1 回 第3回みなまた環境絵本大賞受賞作の絵本出版企画検討 	<ul style="list-style-type: none"> 環境レポートの作成発行 1 回 第3回みなまた環境絵本大賞受賞作の絵本出版 第4回みなまた環境絵本大賞企画検討 	○



2014 年度のまとめと 2015 年度の方向性

県内の小学5年生による「水俣に学ぶ肥後っ子教室」や全国公募して開催する「みなまた環境大学短期セミナー」、市民が海や山など水俣の身近な自然に触れる「環境モデル都市市民講座」など水俣の環境について誰でも知ることができるよう取組みを続けていきます。

(※27) 水俣市、宇部市、対馬市では、環境先進自治体として連携、交流を深め、持続可能な社会づくりに取り組むため、子どもたちのためのスタディーツアーを行い、人材育成を行っています。

市民協働による環境まちづくり

環境のまちづくりを市民協働で推進していくために、テーマに応じた部会「円卓会議」を設立し、市民協働による環境モデル都市づくりを目指します。「円卓会議」という名称には、市民、事業者、行政が同じ一つのテーブルを囲んで話し合い・実行していくという意味が込められています。

(1) 市民協働による環境モデル都市づくりの推進（重点）

事業	推進手段	2014年度の目標	2014年度の取組状況	成果
円卓会議等による市民協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・円卓会議の開催 ・環境まちづくり課題の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境モデル都市推進委員会の開催回数6回 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境モデル都市推進委員会及び円卓会議の見直しを行なっているため開催なし。 	×
市民協働による普及啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会の開催 ・フェスタ内容の充実 ・各地域を巡る開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境モデル都市フェスタを2年に1回ペースで開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・山と海のあいだに生きるわたしたちのエコフェスタ in 久木野として3/22(日)に開催 	○
市民参加による評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO 市民監査委員会 ・市民監査の実施 ・エコスター評価と公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO 市民監査の実施・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民監査93点（5エコスター） 	○



第3部

水俣の環境

自然を大切に

自然は私たち人間のものではなく、多くの生き物も共に棲む生命のより所です。水俣には、海や山、川があり、水俣を流れる川の流域を生命基盤としています。

1 海の保全・再生 水俣の海、海べり

海べりが海水を浄化すると共に小魚の群れ育つ場であることから、自然の渚の保全再生が基本となりますが、改修する時には自然に配慮し、その影響を最小限にしておくことがまず求められます。また、改修した所でもできるだけ生態系を回復すること、また開発の際に環境に配慮し環境負荷を極小化することが求められていますが、そのためにも環境アセスメントの実施は不可欠です。

海べりの開発状況

1994年度から2004年度においては、茂道漁港や丸島漁港で一部埋立等整備が行われており、また、月浦地区（壺谷）での埋立及び湯の児温泉街前海岸で高潮対策による整備が進められました。

光の届く浅い海の保全状況

小魚の群れ育つ浅い海を保全もしくは再生することを目的に、当面、現存する浅い海を残していくことを目標としています。

埋立地などの人工護岸の多自然化状況

人工護岸を多自然化することを目的に、当面、現存する石積み護岸など、人の手加わりながらも生物が生息できる護岸を残すことが目標となります。

海藻の森づくり

環境の変化によって減少した藻場を再生することにより、水質の浄化と豊かな漁場づくりを目指しています。

第33回全国豊かな海づくり大会

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持培養と海域環境保全の大切さを広く情報発信するとともに水産業の振興を図ることを目的に、毎年全国各地を巡りながら開催されており、2013年10月26日より27日まで、天皇皇后両陛下をお招きして、熊本県の熊本市、水俣市、天草市の3海域で実施されました。あわせてヒラメ（約1,000尾）、鮎の稚魚（約500尾）を放流しました。



2 山(森)の保全・再生

(1) 水俣の山(森)の状況

水俣市の面積 16,290ha のうち、2013 年 4 月現在の林野面積は 12,136ha (74.5%) です。

【単位：ha】

年	総面積	総林野面積	人工・天然の区分		所有者区分		
			人工林	天然林	国有林	公有林	私有林
2007	16,287	12,217	9,334	891	1,755	1,197	9,263
2010	16,288	12,160	9,114	1,053	1,715	701	9,744
2013	16,290	12,136	10,380	1,482	1,714	706 (市有林 418)	9,716

資料：熊本県林業統計要覧（熊本県農林水産部）

(2) 対策

森林のうち 80%を占める民有林のうち、スギ・ヒノキなどの人工林が 87%以上を占め、その人工林の大半が 40 年生以上の伐採対象となる森林部分です。これらの森林では間伐等を行うことにより、環境負荷が小さく、再生産可能な資源である木材の生産という目的以外にも、下層植生が繁茂し、公益的機能が十分に発揮できるという効果があります。森林のもつ公益的機能とは、土壌流出、山腹崩壊、水質汚濁等の防止、水源涵養、二酸化炭素固定、生物多様性、景観等です。

また、炭焼きやレクリエーション等により、里山の機能を見直し、保全していきます。

1) 森林の整備

木材生産以外に、土壌流出防止、水源涵養のためにも、人工林では間伐等の森林整備を行うことが不可欠です。民有林では、森林整備において経済性が大きく関係するため、助成制度を利用した間伐や植栽、道路網の整備を推進していきます。また、若い樹木を成長させることで、二酸化炭素固定効果も期待できます。

【人工林の除間伐面積】

年 度	2012	2013	2014
面積 (ha)	261	278	199

2) 森林の保全・再生

林道路網からの距離・地形等勘案して、複層林、混交林、広葉樹林等、その土地に適した樹種、施業方法で森林をつくっています。植栽・施業困難地は、経済性・生物多様性の面から天然林として残すことが望ましいと考えられています。市有林でも公益的機能にも充分配慮して管理しています。

公益上重要な機能を持つ森林は、保安林制度を活用し、その機能が充分発揮されるよう誘導しています。

【保安林の指定状況】

【単位：ha】

	水源涵養 保安林	土壌流出防 備保安林	潮害防備 保安林	干害防備 保安林	落石防止 保安林	魚つき 保安林	保 健 保安林	合 計
国有林	1,112	482	43	5		18 (43)	3 (37)	1,663 (80)
民有林	470	176			10	4	(24)	660 (24)

※（ ）は兼ねて指定

3) 漁民の森へと

漁民は流域の自然環境に大きな恩恵を受けています。豊かな海は森が育てています。このことから、豊かな水を供給する森林を守り育て、豊かな海づくりにつなげるため、漁業者が中心となった森づくりが行われるようになりました。

【漁民の森づくり】

事業主体：水俣市漁業協同組合

事業年度：2002年度～2005年度、2013年度

植栽場所：水俣市久木野字金迫（4ha）

【2002】植栽面積：1ha、植樹：山桜500本、ケヤキ250本、クヌギ500本、イチイガシ500本、もみじ150本、イチヨウ100本（合計2,000本）

【2003】植樹面積：1ha、植樹：ケヤキ500本、クヌギ500本、イチイガシ500本もみじ200本、イチヨウ100本（合計1,800本）

【2004】植栽面積：1ha、クヌギ500本、イチイガシ500本、もみじ100本、イチヨウ200本、ヒノキ200本、緑の少年団記念樹100本（合計1,600本）

【2005】植栽面積：1ha、ケヤキ100本、クヌギ300本、イチイガシ300本、もみじ100本、イチヨウ400本（合計1,200本）

【2013】植栽面積：0.1ha、イチイガシ80本、ヤマモモ20本（合計100本）

3 川の保全・再生

(1) 対策

1) 自然な川べりの森の保全と再生

目的：自然な川べりの森の保全と再生

目標：昔の自然に近い形態の護岸を保全再生

実施：特になし。ただし、寄ろ会みなまたで調べた「水の経路図」を活用し、地域懇談会などで話し合われたことをもとに調査。

2) 伝統的な石積み護岸の保全と再生

目的：伝統的な石積み護岸の保全と再生

目標：現存する石積み護岸などの調査と保全

実施：石積みの保全については、これまでの河川改修などでなくなる傾向にありましたが、近年はコンクリートで河岸や川床を固めたりするのではなく、現地にある材料を使用したり、生物の生育に配慮した形態の材料を使用する工法が主流になっており、石積みの護岸も増えつつあります。また、地区住民の意見を反映する制度を作るなど、話し合いを重ねていくことが必要であると考えています。

3) 自然な川相の保全と再生

目的：自然な川相の保全と再生

目標：自然な川相の保全・再生。魚道づくり。

現状：23 箇所の井堰全てに魚道があります。ただし、アユ、ウナギ、カニ、ヨシノボリなどが遡上しにくいので、構造的に改良した方がいいものがあります。

自然と共に

人は人だけでない多くの生命の存立基盤である自然環境に手を加え、半自然にしながら生きてきました。その手の加え方は、10 数年ごとに伐採し炭などにしていく雑木林のように使いながら、使い尽くさない循環を基調とするものでした。言葉を変えて言うなら、改変された半自然と共に生き続けることが可能な暮らし方でした。

暮らしの中に伝えられてきた循環と共生のあり方を再び把握しなおし、環境に負荷の少ない暮らし方を促していくことが求められています。

1 環境に負荷の少ない暮らし方の促進

(1) 水環境 水俣の水めぐり

水俣市は豊富な水資源により、安定した市民生活を営んでいます。しかしながら、1994 年度から 1995 年度にかけての少雨による異常渇水が発生し、山間部を中心に生活用水の補給がなされました。

水俣の水めぐりをよくしていく行動は、森から始まり、生活の中で使う水をきれいにして流し、また川を保全していくことから始まります。

◆水のゆくえ 水の経路図の作成

【調べた内容】自然林、雑木林、水路、川、農業用水路、井堰、自家水源、簡易水道、上水道の水源、配水池、管路、湧き水、洗い場、排水先、田、畑、自然神（山の神、水神、田の神、荒神）

【期間】1992～1993 年

【主体】「寄ろ会みなまた」各地区（26 地区）ごとに市と協働で実施

1) 水利用の状況

飲み水は以前、谷の表流水や湧き水、井戸で汲み上げた地下水などを利用した自家水道でしたが、都市化の進展、衛生観念の普及、人工林の拡大で、市街地だけでなく、水俣の海べりは上水道になっています。農山村地域でも簡易水道施設の整備が進みました。

2) 上水道

上水道は、1937 年の給水開始以来、常に清浄・豊富で、安全な水を安く供給しています。2012 年 3 月 31 日に水道事業変更申請（第 6 次拡張事業）が認可され、現在の計画給水人口は 24,100 人、一日最大給水量 13,700 トンとなっています。

3) 簡易水道等

簡易水道は 2 ヲ所、専用水道 1 ヲ所、飲料水供給施設は 57 ヲ所あります。1950

年代から 1960 年代に設置された小規模で老朽化した施設が多く、使用量の増加に対応できず、改修が必要となっています。また、少子高齢化の進行により、維持管理が困難となっている施設もあります。

4) 水俣市簡易水道事業等統合計画

特に、東部地区や久木野地区においては、経営や水質面で大きな問題を抱えている簡易水道等が存在し、地元住民から早急な施設整備及び経営の市への移管の要望が寄せられていました。

そこで、本市では 2009 年 7 月に「水俣市簡易水道事業等統合計画」を策定し、東部地区の 3 簡易水道（渡野、深川、釣橋）及び 6 飲料水供給施設（中鶴、深川下向、松山、今俵、ひご山、市渡瀬 8 組）と久木野地区の 2 簡易水道（鶴、有木・田頭）を 2016 年度末までに上水道に統合し、併せて必要な施設整備を行うこととしました。

この計画に基づき、2010 年度から基本計画、資産調査、水道事業変更認可申請、国庫補助金要望等を行いました。次いで、2011 年 10 月 1 日には 5 簡易水道（渡野、深川、釣橋、鶴、有木・田頭）について経営を組合から水俣市水道局に移管し、水道料金も上水道と統一しました。さらに、2012 年 3 月 31 日付けで 5 簡易水道は上水道に統合されました。

今後は、2016 年度までに必要な施設整備を行い、対象地域の皆様に安心して安全な水を供給できるよう努めます。



簡易水道施設（計画給水人口が101人以上5,000人以下）

No.	区	組合名	設置年月	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	源 水	貯水容量 (m ³ /日)	給水量 (m ³ /日)
1	15	湯出総合	1971/12	74	135	湧 水	40	55
2	15	湯出流合	1958/05	57	138	湧 水	54	27
計				131	273			

専用水道施設（1日最大給水量が20m³を超える）

No.	区	組合名	設置年月	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	源 水	貯水容量 (m ³ /日)	給水量 (m ³ /日)
1	16	野川	2001/11	33	76	深井戸	10	24

飲料水供給施設（給水人口が100人以下かつ1日最大給水量が20m³以下）

No.	区	組合名	設置年月	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	源 水	貯水容量 (m ³ /日)	給水量 (m ³ /日)
1	6	松尾平	2001/01	13	33	深井戸	10	6
2	6	大窪	1983/04	30	84	深井戸	10	19
3	6	鶴団地	1985/10	19	48	深井戸	19	16
4	6	中尾山	1997/09	9	22	深井戸	20	19
5	7	中鶴	1992/03	5	21	深井戸	20	19
6	8	風穴	1963/09	9	24	湧 水	12	8
7	8	小野川内	1958/07	9	23	湧 水	20	10
8	8	石神	1961/09	5	13	湧 水	10	10
9	9	深川下向	1958/09	22	66	浅井戸	40	19
10	9	松山	1961/10	11	21	浅井戸	12	8
11	9	今俵	1996/06	13	27	深井戸	40	15
12	9	深川長谷	2009/03	5	10	深井戸	-	-
13	10	集	1957/02	14	39	深井戸	30	15
14	10	丸石	1958/08	6	16	湧 水	10	5
15	10	新屋敷	1958/08	16	41	深井戸	20	15
16	10	宝川内川原	2003/12	5	14	深井戸	13	5
17	10	中屋敷上	1957/11	13	22	湧 水	9	19
18	11	中屋敷下	1956/09	6	13	湧 水	10	5
19	11	羽迫上	1962/01	8	26	湧 水	15	12
20	11	羽迫下	1960/02	12	41	深井戸	10	10
21	11	市渡瀬	1962/06	5	13	湧 水	7	3
22	11	市渡瀬日当	2007/06	7	15	深井戸	10	4

23	11	ひご山	1996/03	22	43	深井戸	10	11
24	11	元村	1962/11	19	57	浅井戸	20	17
25	11	馬淵	1962/11	5	15	深井戸	-	5
26	11	仁王木	1957/12	17	37	深井戸	10	13
27	12	石坂川・構	1958/12	19	37	深井戸	40	16
28	13	井良迫	1928/04	9	22	湧水	30	10
29	14	薄原	1958/08	24	66	湧水	40	19
30	14	薄原丸尾	1957/03	15	33	湧水	25	17
31	14	桜野	1999/07	26	55	深井戸	24	16
32	15	湯出新屋敷	1955/04	11	31	湧水	12.5	8
33	15	下村	1952/05	12	24	湧水	14	13
34	15	芦刈	1958/02	10	25	湧水	6	9
35	15	桜野上場	1972/12	8	29	深井戸	8	7
36	15	頭石中村	1959/09	11	34	湧水	10	10
37	15	頭石手小田	1958/09	16	40	湧水	15	15
38	15	頭石上	1960/10	2	4	湧水	10	3
39	15	招川内	1961/11	5	10	湧水	11	5
40	16	長崎	1961/10	23	54	深井戸	40	19
41	16	茂川	1963/03	18	45	湧水	20	19
42	23	暖谷	1960/12	4	10	湧水	5	2
43	23	寒川	1958/11	17	68	湧水	20	19
44	24	中小場	1958/12	21	41	湧水	30	19
45	25	大川	1958/10	23	51	湧水	25	19
46	25	大川日添	1958/10	4	5	湧水	20	6
47	25	大川井手山	2007/08	3	5	深井戸	-	3
48	25	柳平	1958/12	5	10	湧水	10	10
49	25	寺床	1960/03	18	26	湧水	18	11
50	26	日当野	1960/03	21	57	湧水	40	19
51	26	一本木	1960/01	9	20	湧水	4	10
52	26	本井木中尾	1960/03	3	4	深井戸	5	3
53	26	本井木	1962/02	20	34	浅井戸	20	15
54	26	中須	1960/03	4	8	湧水	4	4
55	26	岩井口上	1960/03	4	10	湧水	20	3
56	26	岩井口日当	1952/03	12	22	湧水	9	9
57	26	無田	1961/03	9	18	湧水	6	7
計				691	1,682			

※空き家で水道のみ引いている家があるため、給水戸数が給水人口を上回る場合がある

(2) 水をきれいに

水俣川の水質は、生活環境の保全に関する環境基準では A 類型、AA 類型といわれ、きれいな状態です。でも川に入ってみると、ごみの散乱、コンクリート護岸の増大による川の浄化力の低下、家庭排水のほか田畑に散布される農薬や化学肥料等の河川流入などでの水質汚染があり、回復してきたとはいえ、ダクマ(テナガエビ) やホタルなど水棲生物は昔ほど生息していません。

1) 公共下水道

水俣市の下水道の整備は 1975 年度から整備をはじめ、1992 年 3 月から市街地の一部を供用開始しました。現在、汚水の処理について全体計画区域 695ha のうち 384ha について事業認可を受け、工事を実施しています。

2014 年度末における供用面積は 355ha、普及率約 51.5%となっていますが、2014 年度末における全国の普及率 77.6%、同じく熊本県の 66.2%に対して大きく遅れています。

公共下水道の計画及び整備状況

2015 年 3 月末現在

区分	項目	全体計画 ～2020 年度	事業計画認可 ～2015 年度	整備状況 2013 年度末	整備状況 2014 年度末
処理区域面積		695ha	384ha	356ha	同左
処理人口		22,700 人	15,200 人	13,612 人	13,465 人
終末処理場処理能力		15,600 m ³ /日	12,000 m ³ /日	8,400 m ³ /日	同左
ポンプ場	汚水	4	2	2	同左
	雨水	6	6	5	同左
下水道普及率		—	—	51.3%	51.5%
水洗化人口		—	—	11,969 人	11,934 人
水洗化率		—	—	87.9%	88.6%
行政人口		—	—	26,519 人	26,161 人

2) 合併処理浄化槽

生活雑排水による生活環境の悪化や、河川の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域外において、合併処理浄化槽を設置する市民に対して、補助金を交付する補助制度(合併処理浄化槽設置整備事業)を 1989 年度から開始し、合併処理浄化槽の普及に取り組んできました。

この制度により、2014 年度まで 1,689 基が設置されており、今後は啓発活動を行うなどして、さらに普及促進を図ることにしています。

合併処理浄化槽設置数

人槽 年度	5	6～7	8～10	11～20	年 計	事業費 (千円)
1989 ～1991	6	8	0	0	14	5,425
1992	2	5	0	0	7	2,850
1993	1	12	0	0	13	5,700
1994	1	12	0	0	13	5,700
1995	0	27	0	0	27	12,150
1996	6	30	27	0	63	37,992
1997	7	42	48	0	97	61,161
1998	39	71	20	0	130	53,367
1999	48	43	12	1	104	41,874
2000	61	56	5	4	126	71,840
2001	58	48	4	0	110	60,750
2002	65	46	5	3	119	66,840
2003	68	47	2	2	119	65,750
2004	32	42	1	1	76	43,020
2005	53	45	1	0	99	37,896
2006	32	22	3	1	58	22,827
2007	27	24	1	0	52	19,988
2008	27	29	2	0	58	22,426
2009	35	26	2	3	66	26,837
2010	28	32	2	1	63	24,939
2011	46	21	4	0	71	37,878
2012	46	23	0	0	69	37,587
2013	53	17	2	0	72	36,270
2014	45	17	1	0	63	32,606
計					1,689	

し尿処理は、公共下水道として処理される区域と、浄化槽で処理される区域があり、発生する汚泥は一般廃棄物として、処理計画に基づき、衛生的かつ適正に処理することと定められています。水俣市では、し尿・浄化槽汚泥は、それまで海洋投入で処分を行っていましたが、2001年10月からアール・ビー・エス肥料工場が稼動し、し尿・浄化槽汚泥は全てここで処理・製品化され、各方面に出荷されています。

2 資源の循環

水俣市は1993年から、燃やすもの・資源・粗大・埋立・有害ごみの5種類20分別の収集を始めました。それまで燃やすもの、不燃ごみとして焼却や埋立処分されていた紙・布、アルミ・スチール缶、びん類が資源として回収されるようになり、埋立量も約3分の1に減少しました。

資源の回収については、1998年4月にはペットボトル、2000年4月からは廃プラスチック類等、2002年12月からは生ごみ、2005年4月からは電気コード類の収集を開始し、2009年4月からは、食用油の収集を開始しました。収集された食用油は、燃料（BDF）やせっけんなどの原料として利用されます。その他品目統合を図りながら、現在24分別を実施しています。

また、2002年12月からは、可燃ごみの処理を水俣芦北広域行政事務組合に移行。同組合の熔融炉から搬出される熔融スラグは、道路の路盤材としてリサイクルされています。熔融炉で処理することにより、埋立量もさらに減少しました。生ごみの分別収集は、リサイクル率の向上とごみ総量の抑制に効果がありましたが、今後のごみ減量やリサイクルに向けた取り組みを向上させていく必要があります。

(1) ごみ処理の状況

1) ごみ排出量の推移 (単位：t)

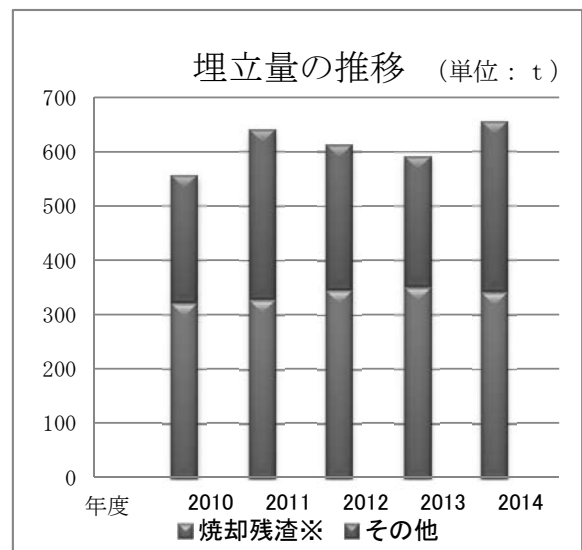
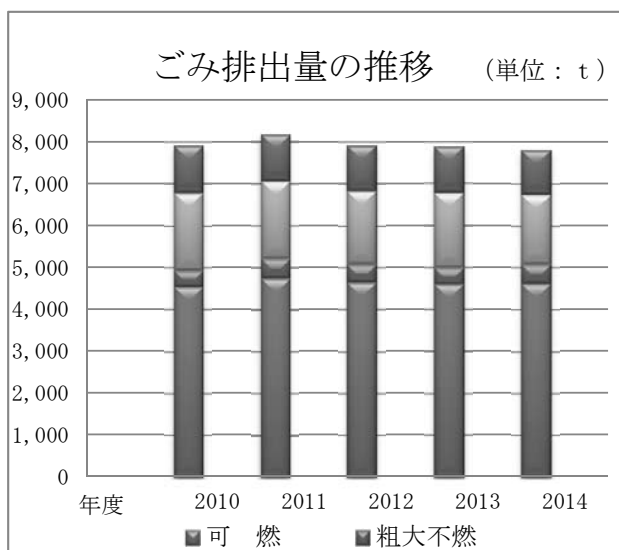
年度 種類	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
可燃	4,550	4,748	4,655	4,602	4,626
粗大不燃	387	472	433	397	455
資源	1,851	1,847	1,752	1,787	1,670
生ごみ	1,135	1,116	1,082	1,099	1,064
計	7,923	8,183	7,922	7,885	7,815
資源化量	3,447	3,304	3,164	3,156	3,019
リサイクル率	43.5%	40.4%	39.9%	40.0%	38.6%

※リサイクル率は資源物出荷量に応じて算出

2) 埋立量の推移 (単位：t)

年度 種類	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
焼却残渣※	322	329	346	351	342
焼却残渣水俣市分	174	184	190	186	181
その他	235	313	268	241	314
計	557	642	614	592	656
計(水俣市分)	409	497	458	427	495

※焼却残渣には津奈木町・芦北町・水俣市公共下水道汚泥分が含まれる。



3) ごみ分別の変遷

～平成6年 2分別+粗大	平成5年8月 20分別	平成10年4月 21分別	平成12年4月 23分別	平成14年12月 24分別	平成15年4月 21分別	平成18年4月 22分別	平成22年4月 23分別	平成23年4月 24分別	
不燃物	びん類(6分別) 生きびん 透明びん 水色 茶色 緑色 黒色	びん類(6分別) 生きびん 透明びん 水色 茶色 緑色 黒色	びん類(6分別) 生きびん 透明びん 水色 茶色 緑色 黒色	びん類(6分別) 生きびん 透明びん 水色 茶色 緑色 黒色	びん類(6分別) 生きびん 透明びん 水色 茶色 緑色 黒色	びん類(6分別) 生きびん 透明びん 水色 茶色 緑色 黒色	びん類(6分別) 生きびん 透明びん 水色 茶色 緑色 黒色	びん類(6分別) 生きびん 透明びん 水色 茶色 緑色 黒色	びん類(6分別) 生きびん 透明びん 水色 茶色 緑色 黒色
	空き缶(2分別) スチール アルミ	空き缶(2分別) スチール アルミ	空き缶(2分別) スチール アルミ	空き缶(2分別) スチール アルミ	空き缶(2分別) スチール アルミ	空き缶(2分別) スチール アルミ	空き缶(2分別) スチール アルミ	空き缶(2分別) スチール アルミ	空き缶(2分別) スチール アルミ
可燃物	なべ・釜類 破砕・埋立 ビンのふた 板ガラス	なべ・釜類 破砕・埋立 ビンのふた 板ガラス	なべ・釜類 破砕・埋立 ビンのふた 板ガラス	なべ・釜類 破砕・埋立 ビンのふた 板ガラス	なべ・釜類 破砕・埋立 板ガラス	なべ・釜類 破砕・埋立	なべ・釜類 破砕・埋立	なべ・釜類 破砕・埋立	
	有害(2分別) 電池類 蛍光管・電球類	有害(2分別) 電池類 蛍光管・電球類	有害(2分別) 電池類 蛍光管・電球類	有害(2分別) 電池類 蛍光管・電球類	有害(2分別) 電池類 蛍光管・電球類	有害(2分別) 電池類 蛍光管・電球類	有害(2分別) 電池類 蛍光管・電球類	有害(2分別) 電池類 蛍光管・電球類	有害(2分別) 電池類 蛍光管・電球類
粗大	紙類(3分別) 新聞・チラシ ダンボール 雑誌	紙類(4分別) 新聞・チラシ ダンボール 雑誌 その他紙類	紙類(4分別) 新聞・チラシ ダンボール 雑誌 その他紙類	紙類(4分別) 新聞・チラシ ダンボール 雑誌 その他紙類	紙類(3分別) 新聞・チラシ ダンボール 雑誌・その他紙類	紙類(3分別) 新聞・チラシ ダンボール 雑誌・その他紙類	紙類(3分別) 新聞・チラシ ダンボール 雑誌・その他紙類	紙類(3分別) 新聞・チラシ ダンボール 雑誌・その他紙類	
	布類 粗大 燃やすもの ペットボトル	布類 粗大 燃やすもの ペットボトル	布類 粗大 燃やすもの ペットボトル	布類 粗大 燃やすもの ペットボトル 廃プラスチック類 生ごみ	布類 粗大 燃やすもの ペットボトル	布類 粗大 燃やすもの ペットボトル	布類 粗大 燃やすもの ペットボトル	布類 粗大 燃やすもの ペットボトル	布類 粗大 燃やすもの ペットボトル 容器包装プラスチック 生ごみ 電気コード類 食用油 小型家電

4) 2014年度のごみ処理状況

① ごみ処理量

種 類	年間 (t)	一日平均 (kg)	一戸平均 (kg)	一人平均 (kg)
可 燃	4,626	12,674	382	175
生ごみ	1,064	2,915	88	40
粗大・不燃	455	1,247	38	17
資 源	1,670	4,575	138	63
計	7,815	21,411	646	295

(2014年9月30日現在)

人口 26,453 人
世帯数 12,098 世帯

(2014年度稼働日数)

可燃・生ごみ収集 206 日
粗大・資源収集 208 日
センター稼働 255 日
焼却処理 315 日

※生ごみの分別収集は中山間地域を除く市街地域のみで行っているが、ここでは市全体の人口、世帯数で算出。一日平均は365日で算出。

(ア) 家庭系の内訳

種 類	年間 (t)	一日平均 (kg)	一戸平均 (kg)	一人平均 (kg)
可 燃	3,426	9,386	283	130
生ごみ	842	2,307	70	32
粗大・不燃	355	973	29	13
資 源	1,556	4,263	129	59
計	6,179	16,929	511	234

※一日平均は、365日で算出

(イ) 事業系の内訳

種 類	年間 (t)	一日平均 (kg)
可 燃	1,200	3,288
生ごみ	222	608
粗大・不燃	100	274
資 源	114	312
計	1,636	4,482

※一日平均は、365日で算出

② 中間処理の状況 (2014年度)

種 類	年間 (t)	一日平均 (kg)
焼却処理	4,662	12,773
破碎処理	380	1,041
資源化量	3,019	8,271
計	8,061	22,085

※一日平均は、365日で算出

※焼却処理量は粗大ごみ破碎によって発生した可燃物分が含まれる。

※焼却処理量は過年度の粗大可燃分が含まれる。

※資源化量は粗大ごみ破碎によって発生した金属分が含まれる。

※資源化量は本年度出荷量に応じて算出するため、過年度分が含まれ、翌年度繰越分は含まれない。

③ 最終処分の状況

種 類	年間 (t)	一日平均 (kg)
埋 立 処 理	656	1,797
残灰※	342	937
残灰(水俣市分)	181	496
カレット	239	655
瓦礫	75	205

※一日平均は、年日数365日で算出

※焼却残渣には津奈木町・芦北町・水俣市公共下水道汚泥分が含まれる。

④ ごみ処理費用

単位：円

経費計 (人件費含む)	1tあたり	一日あたり	一世帯あたり	一人あたり
506,176,362	64,770	1,386,785	41,840	19,135

※一日あたりは、365日で算出

(2) 対策

1) ごみの減量とリサイクルの促進

ごみの減量とリサイクルを促していくためには、次の4段階で実施する必要があります。

- A 家庭にごみを持ち込まないようにすること（例：無駄なものを買わない）
- B 家庭で処理できるものは、処理すること（例；生ごみを生ごみ処理容器キエーロや家庭コンポスト等でリサイクルする）
- C できるだけ長く、大切に使い続けること
- D 出す時は、分別して出すこと

このうち、家庭に持ち込むごみを減らす（Refuse：リフューズ）ことに関しては、買い物袋の利用、過剰包装を少なくするなど、主にごみ減量女性連絡会議を中心とする活動が進んでいます。また、生ごみは家庭で処理できる唯一のごみと考えられますので、生ごみ処理容器キエーロの普及を検討しています。資源ごみとして出していただいたものについては、市が処理もしくはリサイクルして、その収益金を各地域の実績に応じてリサイクル還元金という形で配分をしています。

① 生ごみの堆肥化の推進

全市的な生ごみの減量化・堆肥化

② 資源化の徹底

目的：資源化率を40%（総量比）

目標：資源化率40%（総量比）以上を維持する

実施：2014年度の資源化率 38.6%

③ ごみ分別困窮者に対する対策

本市のごみ分別は24種類に及ぶため、2006年6月から、分別が困難と認められた障がい者や高齢者の方に「生ごみ・可燃ごみ分別ご免除シール」を配布する制度を実施しています。

④ ごみ減量女性連絡会議の活動

増え続けるごみをまず家庭から減らしていこうと、1997年12月9日に市内の女性16団体が集まり、「ごみ減量女性連絡会議」を発足させました。1998年9月18日には、市内の大型小売4店舗と食品トレイの65品目について「食品トレイの廃止申し合わせ書」の締結を行い、さらには「お買い物袋（マイバッグ）」の全戸無料配布を行いました。また、環境にいい店づくりをしている店舗をエコショップとして認定するための活動も行っています。

3 環境にやさしい暮らし方（ライフスタイル）の創造

毎年6月を中心とした環境月間には、住んでいる地区や学校、道路沿い、公園などの公共施設及び思い出の川や海べりなど、各地区や職場で、美化清掃などを展開しました。

2014年度 環境月間における主な行事

行事名	内容	実施主体 参加者数	場所
花いっぱい運動	花の苗4種類3,419本を市民に無料配布。（花の提供：菊花同好会・身体障害者福祉協会連合会・水俣市）	水俣市 263名	駅前広場
環境美化運動	地区の排水路、居住地周辺の清掃・除草作業	市民 3,500名	各地区
海のクリーンアップ作戦	川や海岸・港周辺のごみ拾いなどを実施	市民 914名	水俣川周辺、海沿い11ヵ所
湯の児チェリーライン清掃活動	湯の児の桜の状況をより多くの市民に知ってもらい、桜を次世代に引き継ぐため市民参加の清掃活動を行う	市民 221名	湯の児海岸道路周辺

4 心を癒す住まい町並みづくり

村の佇まいは美観ではなく、生存景観です。水場のある山の麓に住まいを求め、家まわりには食べ物などを得る有用木があり、さらにそのまわりに水田や畑があります。また裏手には雑木山などがあります。

都市部における町並みは生存する場であると共に、水路の水べり、緑と共に歴史的伝統的な建物が存在し、潤いをもたらしてくれます。

(1) 都市・農村景観の保持と形成

1) 都市景観

水俣市では、国土交通省による国道3号の一部電線類地中化事業を実施しました。また、花苗の無料配布や花のまちづくり百景事業の実施による「花と緑のまちづくり」、景観形成地域指定による景観創出に努めてきました。

これからも、景観に対する市民意識の高揚を図り、地域の特性を生かした景観誘導を進めながら、市民と行政の協働による都市景観の形成を推進します。

2) 農村景観の保全

農村・漁村などの集落景観は、住む人とその生業、それに風土がつくりあげてきたもので、暮らしそのものが景観といえます。農村景観の保全には、暮らしていけることを前提に、農村の風土と暮らしの醸し出す優れた景観の保全にあたっています。

石飛や桜野上場などの茶畑、湯出・久木野地区の棚田、冬場に大根を干し上げる櫓の木のある風景など水俣の特徴あるいは景観要素、葛渡・久木野・湯出・深川などの日当あるいは日添え山つきの村の佇まいの景観保全に努めています。

- ・ 第1回熊本県農村景観コンクール 農村景観努力賞 薄原地区 (1990年度)
- ・ 第4回熊本県農村景観コンクール 農村景観特別賞 石飛地区 (1993年度)
- ・ 第9回国土庁全国アメニティコンクール 国土庁長官表彰「最優秀賞」
石飛地区 (1994年度)

3) 村丸ごと生活博物館

人と地域と経済が元気な村づくりに向けて、豊かな村づくり、農村漁村の風格のある佇まいづくりを交流により進めるため、意欲のある地区を「村丸ごと生活博物館」として水俣市が指定するものです。

この生活博物館には、集落の暮らしを案内・調査する「生活学芸員」と、漬物づくりや石積みなど生活技術の熟練者である「生活職人」がいますが、これらは指定地区の住民が担い、水俣市が認定します。

2002年度に頭石（かぐめいし）地区、2004年度に久木野地区、大川地区、2006年度に越小場地区を指定しました。

- ・ 「村丸ごと生活博物館」頭石地区を指定。生活学芸員8名、生活職人15名を認定 (2002年8月5日)
- ・ 頭石地区から生活学芸員1名、生活職人3名を認定 (2002年10月10日)
- ・ 「村丸ごと生活博物館」久木野地区を指定。生活学芸員8名、生活職人5名を認定 (2005年2月24日)
- ・ 「村丸ごと生活博物館」大川地区を指定。生活学芸員6名、生活職人18名を認定 (2005年2月24日)
- ・ 頭石地区が「第44回豊かなむらづくり全国表彰」農林水産大臣賞を受賞 (2005年10月7日)
- ・ 頭石地区から生活職人2名、久木野地区から生活学芸員1名、生活職人1名、大川地区から生活職人1名を認定 (2007年1月17日)
- ・ 「村丸ごと生活博物館」越小場地区を指定。生活学芸員19名、生活職人19名を認定 (2007年3月1日)
- ・ 頭石地区が「平成20年度立ち上がる農山漁村」(農林水産省)として選定される (2008年3月3日)

- ・水俣市の「元気な村づくり」が「平成 21 年度過疎地域自立活性化優良事例」として総務大臣賞を受賞（2009 年 7 月 8 日）
- ・「村丸ごと生活博物館」大川地区が、「平成 22 年度熊本県農業コンクール食と農部門」で優良賞を受賞（2011 年 2 月 3 日）
- ・越小場地区が「第 50 回豊かなまちづくり全国表彰」農林水産大臣賞を受賞（2011 年 10 月 26 日）

（2）健やかで地球環境に配慮した住まい建物づくり

定住化を図るためには、安価で良質な宅地の供給が求められていますが、一方で自然環境と共生し、健康で快適な住まいづくり・建物づくりが必要となっています。

これまで、水俣の伝統と風土に根ざした住まいづくり「水俣市地域住宅計画」を展開してきましたが、その取り組みを継続しつつ、1996 年度に策定した「水俣市環境共生住宅建設基本計画」に基づき、自然環境と共生する健康で快適な住まいづくりを推進しています。

また、2010 年には月浦台地福祉ニュータウン地区に水俣エコハウスを建設し、モデルハウスとして公開しています。この水俣エコハウスは温室効果ガス削減を目標とした住まいづくりを目指しており、昔から受け継がれた伝統構法で地元の職人による地場の材料を使った家づくり、なるべく環境に負荷をかけない暮らし方の普及啓発を推進していきます。

（3）歴史文化遺産の継承

地域の持っている伝統文化の厚み、そして風土が培地となり、交流の中から新たな文化が生まれていきます。伝統文化の厚みと奥行きは地域の風格を構成しています。

水俣の新たな文化創造のため、水俣の歴史文化遺産を継承していきます。

1）文化財の保護

文化財は、歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して継承されてきたもので、地域の文化や歴史を理解するために欠くことのできないものであり、また、将来の地域文化の向上発展にとって基礎となるものです。

水俣市では、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、水俣市文化財保護条例等に基づき、指定文化財をはじめとする文化財の調査・保護に努めています。

●文化財指定状況（2014年3月現在） ※詳細はP.59「指定文化財一覧」に掲載

		国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物			1	1
	絵画			1	1
	書跡			5	5
	典籍				
	古文書				
	彫刻			7	7
	工芸			1	1
	考古				
	歴史資料				
	小計			15	15
無形文化財					
民俗文化財	有形民俗文化財				
	無形民俗文化財			8	8
	小計			8	8
記念物	史跡		2	3	5
	名勝				
	天然記念物		1	3	4
	小計		3	6	9
伝統的建造物群					
保存技術					
合計			3	29	32
重要美術品					
選択無形文化財					
選択無形民俗文化財					
登録文化財		1			1
環境保全地区					
合計		1			1

●周知の埋蔵文化財包蔵地箇所数（2014年3月現在）

箇所数	根拠資料
90件	熊本県遺跡地図〔2005年〕

●文化財保護施策の内容と2014年度実績

区 分	内 容	実 績
文化財の管理	指定文化財の管理・修理・現状変更制限、補助金交付等	水俣市立蘇峰記念館管理運営
		徳富蘇峰・蘆花生家管理運営
		県・市指定史跡等草刈
		無田湿原保全作業（夏草刈等）
		無形民俗文化財保存団体支援
文化財の調査	指定文化財、指定候補物件、埋蔵文化財包蔵地等の調査	水俣城跡確認調査報告書作成
		その他埋蔵文化財調査
文化財の活用	文化財の保存・活用のための施設等の設置、管理 文化財の学習活動、資料提供	亀齢峠看板修繕

2) 文化人の顕彰

水俣が生んだ文化の理解と継承のため、徳富兄弟などの水俣出身の文化人を顕彰します。

○蘇峰・蘆花施設の公開及び活用

徳富蘇峰・蘆花兄弟に関する資料を収集し、その業績をしのび、広く市民の観覧に供するとともに、本市の文化交流の場として、地域文化の向上に資するため、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家を設置しています。

区 分	内 容	2014年度事業実績
水俣市立蘇峰記念館	蘇峰、蘆花に関する資料の収集・展示	入館者数 1,166人
徳富蘇峰・蘆花生家	蘇峰、蘆花に関する資料の収集・展示及び兄弟が幼少時代を過ごした史跡としての保存活用	入館者数 3,187人
蘇峰・蘆花の顕彰	蘇峰・蘆花を顕彰する事業	・蘇峰・蘆花教室 参加者 約200人 ・徳富蘇峰特別講演会 参加者 約110人

指定文化財一覧

水俣市指定文化財

(29件)

(2014年3月末現在)

指定番号	指定区分	名称	指定年月日	所在地
第 1 号	史跡	水俣城趾	1965 年 6 月 10 日	古城
第 2 号	史跡	南福寺貝塚	1972 年 10 月 24 日	南福寺
第 3 号	史跡	石飛遺跡	1972 年 10 月 24 日	石坂川
第 5 号	有形文化財	薩摩部屋	1972 年 10 月 24 日	浜町源光寺
第 6 号	有形文化財	西念寺寺号許可書	1972 年 10 月 24 日	平町西念寺
第 7 号	有形文化財	御奈良院宸筆百人一首	1972 年 10 月 24 日	浜町源光寺
第 8 号	有形文化財	親鸞聖人直筆	1972 年 10 月 24 日	浜町源光寺
第 9 号	有形文化財	加藤清正公木像	1972 年 10 月 24 日	陣内加藤神社
第 10 号	有形文化財	加藤清正公霊牌	1972 年 10 月 24 日	陣内加藤神社
第 11 号	有形文化財	豊太閤紋入鏡	1972 年 10 月 24 日	陣内加藤神社
第 12 号	無形民俗文化財	久木野棒おどり	1972 年 10 月 24 日	久木野寒川地区
第 13 号	無形民俗文化財	久木野俵おどり	1972 年 10 月 24 日	久木野
第 14 号	無形民俗文化財	湯出棒おどり	1972 年 10 月 24 日	湯出
第 15 号	無形民俗文化財	頭石臼太鼓おどり	1972 年 10 月 24 日	湯出頭石地区
第 16 号	無形民俗文化財	袋棒おどり	1972 年 10 月 24 日	袋
第 17 号	天然記念物	無田湿原 (保護地区)	1973 年 6 月 24 日	越小場無田
第 18 号	無形民俗文化財	宝川内臼太鼓おどり	1978 年 2 月 25 日	宝川内
第 19 号	有形文化財	仏涅槃図	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 20 号	有形文化財	誕生釈迦仏	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 21 号	有形文化財	釈迦如来坐像	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 22 号	有形文化財	西念寺開山当時の古文書	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 23 号	天然記念物	キイセンニンソウ	1982 年 2 月 23 日	袋
第 24 号	有形文化財	木造菩薩形立像	1985 年 1 月 25 日	平町西念寺
第 25 号	有形文化財	木造菩薩形立像	1985 年 1 月 25 日	平町西念寺
第 26 号	有形文化財	木造十一面観音菩薩立像	1985 年 1 月 25 日	中小場観音堂
第 27 号	有形文化財	木造聖観音菩薩立像	1985 年 1 月 25 日	中小場観音堂
第 28 号	無形民俗文化財	招川内古代虚無僧踊り	1994 年 3 月 25 日	招川内
第 29 号	無形民俗文化財	宝川内志賀段七踊り	1994 年 3 月 25 日	宝川内
第 30 号	天然記念物	茂川のヤマナシ	2008 年 4 月 18 日	茂川

県指定文化財

(3件)

第388号	史跡	官軍墓地	1977 年 10 月 11 日	古城
第464号	天然記念物	薄原神社のナギ	1978 年 2 月 2 日	薄原
第86号	史跡	徳富蘇峰・蘆花生家	1997 年 10 月 20 日	浜町

国登録文化財

(1件)

43-0005	建築物	水俣市立蘇峰記念館	1997 年 11 月 5 日	陣内
---------	-----	-----------	-----------------	----

生命の尊重

水俣における大気、水、土壌等の環境悪化を防止するため、これまで法規制や監視、企業との公害防止協定等の規制、誘導等を実施してきました。近年、産業廃棄物の処理、自動車の増加に伴う排気ガスによる大気環境の汚染、生活雑排水による水環境への環境負荷の増大などで、都市型、生活型の公害の増大が懸念されます。

1 環境汚染の防止

環境悪化を防止するため、公害関係法令等に基づく工場・事業場への規制・指導を継続するとともに、公害防止協定の見直し等による工場・事業場への指導等の充実、家庭雑排水の浄化などの規制対象外の発生源や事業活動に対する誘導、大気汚染防止のための自動車使用の低減、自転車の利用、低公害車の導入などを促します。

また、産業廃棄物を適正に処理し、化学物質を安全に管理していきます。

① 大気汚染防止

- ・ 関係法令等による規制等の継続
- ・ 公害防止協定に基づく発生源の監視の継続
- ・ 自動車使用の低減、低公害車の積極的な導入、自転車の利用促進を誘導・啓発

② 水質汚濁防止

- ・ 関係法令等による規制等の継続
- ・ 公害防止協定に基づく発生源の監視の継続
- ・ 合併処理浄化槽の設置等で、家庭雑排水による環境負荷の低減
- ・ 有機塩素化合物による環境汚染を未然に防止するため、地下水調査の継続
- ・ 環境測定継続により水質の監視
- ・ 畜産排水浄化の指導と監視

③ 騒音、振動の防止

- ・ 関係法令等による規制等の継続
- ・ 自動車使用の低減等の指導、啓発を図ること
- ・ 道路交通騒音、振動測定に基づき道路改良等の要請
- ・ 楽器等による近隣騒音防止についての指導・啓発の実施

④ 悪臭の防止

- ・ 畜産業、廃品回収業等の発生源に対する悪臭防止対策の指導・啓発の推進

⑤ 土壌汚染の防止

- ・ 化学物質の安全な取り扱い、産業廃棄物の適切な保管、処理の指導・啓発

⑥ 下水道の管理

- ・関係法令等による規制等の継続
- ・公共下水道の整備
- ・公共下水道区域内の指導と管理

⑦ 廃棄物の管理

- ・一般廃棄物処分場の維持管理
- ・産業廃棄物処分場の維持管理
産業廃棄物の適正処理、減量化について事業者への指導・啓発の実施
八幡埋立地については、環境汚染防止のための熊本県が自主調査等監視を継続しています。

⑧ 化学物質の安全管理

- ・建設、解体現場におけるアスベスト対策の徹底について指導・啓発
- ・工場等の化学物質の使用抑制、自己責任による自主管理の徹底などの呼びかけ、安全管理の誘導
- ・化学物質についての情報の提供
- ・日常生活における各種の化学物質の適切な取り扱い情報を提供し啓発
- ・農地、ゴルフ場、山地での農薬使用による環境汚染の防止のため、適切な使用について指導・啓発

(1) 大気汚染の防止 (熊本県「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書」を引用)

1) 概要

環境基本法では、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素などについて環境基準が定められています。

熊本県は、大気汚染防止法、熊本県公害防止条例に基づき、ばい煙発生施設等について適切な届出を行わせるとともに、これらの施設から排出されるばい煙等や、自動車排出ガス等について規制を実施するなど、大気汚染の防止を図っています。

本市は、県と緊密な連絡を取りながら、大気環境を常時監視し、環境保全協定に基づいた立入調査を実施するなど環境保全に努めています。

表1 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	一酸化炭素
環境上の条件	0.04ppm 0.1ppm 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	0.10mg/m ³ 0.20mg/m ³ 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	0.06ppm 1時間値が0.06ppm以下であること。	0.04ppm ～ 0.06ppm 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	10ppm 20ppm 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
評価について	<p>1 短期的評価 連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。</p> <p>2 長期的評価 ア 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%内の範囲内にあるものを除外した値が環境基準を維持し、かつ1日平均値が環境基準を維持しなかった日が2日以上連続しなかった場合は、環境基準が達成されたと評価する。 イ 二酸化窒素の場合 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下に維持された場合は、環境基準が達成されたと評価する。</p>				

2) 大気環境の現況

2014年度は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、降下ばいじん、光化学オキシダント、窒素酸化物について、市が設置している測定局及び熊本県が設置している測定局で大気質の常時監視測定を実施しましたが、2013年度と比較してほぼ横ばいの状況となっており、おおむね良好な大気環境でした。

表2 一般環境自動測定一覧表

項目 測定局名	ガス状物質				粒子状物質		気象
	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	浮遊粉じん	風向風速
水俣丸島	□				□		□
水俣保健所	●	●	●		●		●

注) ●印は県、□印は市が実施したもの。



① いおう酸化物

二酸化硫黄…溶液導電率法による測定を2測定局で実施しました。結果は表3のとおりで、低濃度で横ばい傾向を示しました。また、長期的評価において2測定局とも環境基準を達成しました。

表3 二酸化硫黄年間値測定結果

測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04 ppmを超えた日数 (日)
					(時間)	(%)	(時間)	(%)				
水俣丸島	2009	364	8,738	0.004	0	0.0	0	0.0	0.050	0.008	○	0
	2010	365	8,732	0.004	0	0.0	0	0.0	0.050	0.007	○	0
	2011	366	8,752	0.003	0	0.0	0	0.0	0.050	0.007	○	0
	2012	344	8,284	0.002	0	0.0	0	0.0	0.046	0.006	○	0
	2013	361	8,683	0.004	0	0.0	0	0.0	0.042	0.007	○	0
	2014	327	7,868	0.003	0	0.0	0	0.0	0.039	0.007	○	0
水俣保健所	2009	364	8,718	0.003	0	0.0	0	0.0	0.035	0.007	○	0
	2010	361	8,672	0.003	0	0.0	0	0.0	0.021	0.005	○	0
	2011	365	8,746	0.003	0	0.0	0	0.0	0.051	0.007	○	0
	2012	365	8,743	0.003	0	0.0	0	0.0	0.084	0.008	○	0
	2013	295	9,144	0.003	0	0.0	0	0.0	0.037	0.007	○	0
	2014	365	8,712	0.002	0	0.0	0	0.0	0.044	0.006	○	0

注) 「環境基準の長期的評価による日平均値0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した日数分については除外しない。

② 浮遊粒子状物質

β線吸収法による浮遊粒子状物質の測定は2測定局で実施しました。結果は表4のとおりです。

表4 浮遊粒子状物質年間値測定結果

測定局	年度	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.20 ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.10 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 ppmを超えた日数 (日)
					(時間)	(%)	(時間)	(%)				
水俣丸島	2009	364	8,737	0.022	11	0.1	1	0.3	0.607	0.050	○	0
	2010	365	8,732	0.024	5	0.1	0	0.0	0.556	0.060	○	0
	2011	278	6,651	0.028	10	0.2	2	0.7	0.409	0.062	×	2
	2012	344	8,284	0.022	3	0.0	0	0.0	0.368	0.054	○	0
	2013	360	8,671	0.022	0	0.0	1	0.3	0.173	0.064	○	0
	2014	311	7,590	0.024	0	0.0	0	0.0	0.187	0.067	○	0
水俣保健所	2009	361	8,654	0.020	9	0.1	1	0.3	0.828	0.044	○	0
	2010	365	8,724	0.022	0	0.0	0	0.0	0.183	0.057	○	0
	2011	355	8,543	0.025	14	0.2	2	0.6	0.261	0.058	×	2
	2012	363	8,712	0.023	0	0.0	0	0.0	0.112	0.047	○	0
	2013	365	8,728	0.024	0	0.0	0	0.0	0.120	0.056	○	0
	2014	365	8738	0.025	0	0.0	0	0.0	0.144	0.055	○	0

③ 光化学オキシダント

光化学オキシダントの測定は県により実施されました。結果は表5のとおりで、横ばいで推移しました。光化学スモッグ注意報の発令濃度（0.12ppm）を超えた時間は見られませんでした。環境基準（0.06ppm）を超えた時間が見られました。

表5 光化学オキシダント年間値測定結果

測定局	年度	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	昼間の1時間値の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値 (ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値 (ppm)
					(日)	(時間)	(日)	(時間)		
水俣保健所	2009	361	5,367	0.041	138	893	0	0	0.113	0.056
	2010	365	5,462	0.039	116	708	0	0	0.099	0.053
	2011	366	5,463	0.034	69	476	0	0	0.100	0.047
	2012	365	5,453	0.036	84	436	0	0	0.091	0.048
	2013	365	5,454	0.036	81	498	0	0	0.094	0.048
	2014	347	5,171	0.030	59	265	0	0	0.106	0.044

注) 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。したがって、1時間値は6時から20時まで得られることになる。

④ 窒素酸化物

窒素酸化物の測定は県により実施されました。結果は表6のとおりで、横ばい傾向でした。なお、二酸化窒素については、長期的評価において環境基準を達成しました。

表6 窒素酸化物年間値測定結果

測定局	年度	二酸化窒素 (NO ₂)									環境基準 (適否)
		有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数と割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合		日平均値の年間98% (ppm)	
						(日)	(%)	(日)	(%)		
水俣保健所	2009	320	7,738	0.004	0.023	0	0	0	0	0.008	適
	2010	167	4,031	0.005	0.027	0	0	0	0	0.009	適
	2011	357	8,578	0.004	0.028	0	0	0	0	0.010	適
	2012	238	5,735	0.003	0.019	0	0	0	0	0.007	適
	2013	363	8,696	0.003	0.022	0	0	0	0	0.007	適
	2014	273	6,558	0.004	0.024	0	0	0	0	0.007	適

一酸化窒素 (NO)					窒素酸化物 (NO+NO ₂)					
有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98% (ppm)	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98% (ppm)	$\frac{NO_2}{NO+NO_2}$ (%)
320	7,738	0.001	0.041	0.003	320	7,738	0.005	0.051	0.01	77.1
167	4,031	0.026	0.002	0.002	167	4,031	0.006	0.049	0.011	81.2
357	8,578	0.001	0.026	0.003	357	8,578	0.006	0.046	0.013	77.7
238	5,735	0.001	0.014	0.002	238	5,735	0.004	0.028	0.008	74.3
363	8,696	0.001	0.020	0.002	363	8,696	0.005	0.036	0.009	76.1
273	6558	0.001	0.028	0.002	273	6,558	0.005	0.052	0.008	77.5

※2010年度は有効測定日数が不足しているため、参考値

⑤ ダイオキシン類

1997年4月に施行された改正大気汚染防止法において、長期的に曝露されたとき、健康に影響を及ぼす恐れがあるとされる有害大気汚染物質の中から、健康リスクが高く、優先的に取り組むべき物質として、ダイオキシン類、ベンゼン等の22物質が指定されました。

また同時に、人の健康被害を防止するため、その排出または飛散を早急に抑制しなければならないものとしての指定物質に、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが指定され、平成13年4月にジクロロメタンが加えられ、現在はこれら4物質に環境基準が設定されています。(ダイオキシン類については、2000年1月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法で規制されています。)

県は2000年度から2004年度まで県下10地点において調査を行ってきましたが、これまで基準超過がなかったため、2005年度から調査地点を5ブロックに分けて、各ブロックを年度ごとに調査しました。水俣・芦北地区の2014年度の調査結果は、水質・底質ともに環境基準を達成しています。

3) 立入調査等

公害防止協定を締結している1事業所について、2014年度もばい煙濃度の立入調査を実施しました。結果は表7のとおりで、法、協定基準違反はありませんでした。

表7 事業所施設立入調査結果

ばい煙発生施設		測定年月日	測定項目	法・協定基準	測定値
新栄合板工業(株)	A号ボイラー	2015.3.11	ばいじん	0.30g/N m ³	0.02未満

(2) 水質汚濁防止

1) 概要

① 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として設定されています。このうち「人の健康の保護に関する環境基準」に定められている項目（健康項目）は、その性質上、水域の条件の如何を問わず全公共用水域につき一律に基準が設定されており、現在 27 項目が対象となっています。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」では、これまでどおり水素イオン濃度(pH)をはじめ、生物化学的酸素(BOD)等7項目について、水域ごとの環境要求量基準を定めています。

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下

項目	基準値
1.1.1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1.1.2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1.3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1.4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係わる基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の 定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜鉛酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき水域類型ごとに、次のとおり基準値が設定されています。

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100mℓ 以下	昭 46 環 告 59 の 第 1 の 2 の 2 (2) により、 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100mℓ 以下	
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5.0mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100mℓ 以下	
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5.0mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2.0mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認 められないこと	2.0mg/ℓ 以上	—	

備考

- 1 基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上とする。(湖沼もこれに準ずる)

海域

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以下	1,000 MPN/100mℓ 以下	検出され ないこと	水域類型 ごとに指 定する水 域
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5.0mg/ℓ 以下	—	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2.0mg/ℓ 以下	—	—	

湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人口湖)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	
AA	水道1級水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100mℓ 以下	別に、環 境大臣又 は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2、3級水産2級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100mℓ 以下	
B	水産3級工業用水1級農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5.0mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2.0mg/ℓ 以上	—	

② 水質汚濁防止法に基づく排水基準

ア 人の健康の保護に係る有害物質の排水基準(一律基準)(法及び県条例関係)

【単位：mg/l】

項 目	許 容 限 度				
	排水基準	地下浸透 基準 (県条例)	県・上乗せ 条例 排水基準	特別排水 基準	対象化学物 質を含む 判定基準
カドミウム及びその他化合物	0.1	0.001	0.01	0.01	0.001
シアン化合物	1	0.1	0.1	0.1	0.1
有機リン化合物：パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る	1	0.1	0.1	0.1	0.1
鉛及びその他化合物	0.1	0.005	0.05	0.05	0.005
6価クロム化合物	0.5	0.04	0.05	0.05	0.04
ヒ素及びその化合物	0.1	0.005	0.01	0.01	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	0.0005	—	検出されないこと	0.0005
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	0.3	0.002	0.03	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	0.1	0.0005	0.01	0.01	0.0005
ジクロロメタン	0.2	0.002	0.02	0.02	0.0005
四塩化炭素	0.02	0.0002	0.002	0.002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.0004	0.004	0.004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.002	0.02	0.02	0.002

項 目		許 容 限 度				
		排水基準	地下浸透 基準 (県条例)	県・上乗せ 条例 排水基準	特別排水 基準	対象化学物 質を含む 判定基準
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	0.004	0.04	0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン		3	0.0005	0.3	0.3	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	0.0006	0.006	0.006	0.0006
1,3-ジクロロプロペン		0.02	0.0002	0.002	0.002	0.0002
チウラム		0.06	0.0006	0.006	0.006	0.0006
シマジン		0.03	0.0003	0.003	0.003	0.0003
チオベンカルブ		0.2	0.002	0.02	0.02	0.002
ベンゼン		0.1	0.001	0.01	0.01	0.001
セレン		0.1	0.002	—	0.1	0.002
ほう素及びその 化合物	海域以外の 公共用水域 に排出	10	—	—	—	—
	海域に排出	230	—	—	—	—
ふっ素及びその 化合物	海域以外の 公共用水域 に排出	8	—	—	—	—
	海域に排出	15	—	—	—	—
アンモニア、アン モニア化合物、亜 硝酸化合物及び 硝酸化合物	アンモニア 性窒素に 0.4 を乗じたも の及び、亜硝 酸性窒素及 び硝酸性窒 素の合計量	100	—	—	—	—
1,4-ジオキサン		0.5	—	—	—	—

イ 生活環境項目に係る排水基準 (国の定める全国一律基準)

項 目	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)	備考
pH (水素イオン濃度) 但し、海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下	—	3、4
pH (水素イオン濃度) 但し、海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下	—	3、4
BOD (生物化学的酸素要求量) mg/ℓ	160	120	5
COD (化学的酸素要求量) mg/ℓ	160	120	5
SS (浮遊物質) mg/ℓ	200	150	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 mg/ℓ (鉱油類含有量)	5	—	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 mg/ℓ (動植物油脂類含有量)	30	—	
フェノール類含有量 mg/ℓ	5	—	
銅含有量 mg/ℓ	3	—	4
亜鉛含有量 mg/ℓ	2	—	4、8
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	10	—	3、4
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	10	—	4
クロム含有量 mg/ℓ	2	—	4
大腸菌群数 個/c m ³	—	3,000	
窒素含有量 mg/ℓ	120	60	6、8
りん含有量 mg/ℓ	16	8	7、8

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用します。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存

する硫化鉄鉱を掘採する工業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水については適用しません。

- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧き出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しません。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用します。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらを流入する公共用水域に排出される排水に限って適用します。
- 7 リン含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用します。
- 8 業種によって暫定排水基準があります。

③ 水質汚濁防止法及び下水道方に基づく特定事業場

公共用水域の水質汚濁を防止するため、熊本県は水質汚濁防止法、下水道法及び県公害防止条例に定める特定施設を設置する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）に対し、届出の徹底を期するとともに、これらの特定事業場に対して立入検査を行い、法令違反の防止に努めています。特に排水基準が適用される日間平均排水量 50 m³以上のものや、有害物質を排出するおそれのある特定事業場については、自主検査の励行を指導するとともに、県でも排水検査を実施して、排水規制の徹底を図っています。

本市では、県と緊密な連携をとりながら、公害防止協定等に基づいた立入検査をはじめ、市内の主要な工場・事業場を定期的に排出水の検査を実施し、県の施策と合わせて公共水域の環境保全を図っています。（法令による規制事務の委任はありません。）

2) 水質汚濁の現況

① 河川、海域

ア) 河川

本市の主要河川は、水俣川と湯出川が下流で合流して水俣川を形成し、1日約20万トンもの水流が市内を縦貫しながら、八代海へ注いでいます。

この水俣川は、環境基準類型指定がなされており、中流から上流にかけては、最も清流河川とされるAA類型、下流域はA類型に指定されています。一方の湯出川は類型指定はありませんが、A類型相当の良質な水質で、両河川とも環境基準を維持している状況であり、下流末端においては市民の日常生活に欠くことのできない上水道水源となっています。

しかし、この両河川の流域には、農村集落、住宅、温泉街等があり、水質汚濁に影響を及ぼしつつあります。

一方、市街地を流れる河川小水路は、水俣川から清流水を引き入れ、水質浄化を図っていますが、事業系、生活排水系が多く流入するため、汚濁影響を強く受けている状況です。

イ) 海域

本市の海域は、八代海沿岸と天草諸島とに囲まれた閉鎖的水域で、陸上からの汚濁の影響を非常に受けやすい状況ですが、現在良好な水質を保ち、魚介類も多い好適な漁場になっています。

また、さらに内海である水俣湾の水質は、公害防止事業完了後から徐々に回復し、今では良好な環境基準A類型になっています。

② 水質環境調査総括

ア 河川水質調査

水俣川、湯出川及び都市排水、工場・事業所の排水が流入する4排水路の下流における水質及び河川が流入する遊水池水質の調査結果は、表1のとおりです。

表1 河川水質環境調査結果総括表
(生活環境項目：2014年度)

単位：mg/l

項目 地点	BOD		S S		大腸菌群数	
		a/n		a/n		a/n
浜雨水幹線下流	0.8~1.1	0.9/3	—	—	—	—
丸島水路水門	<0.5~2.6	-/3	—	—	—	—
百間水路水門	<0.5~2.1	-/3	—	—	—	—
田在川下流	1.8	1.8/1	—	—	—	—
湯出川江南橋	<0.5	-/2	<1~2	-/2	780~1,100	940/2
湯出川大森橋	0.5	0.5/1	2	2/1	700	700/1
水俣川鶴田橋	<0.5~0.8	-/2	1~4	2.5/2	7,900~13,000	10,450/2
水俣川桜野橋	0.6	0.6/1	3	3/1	35,000	3,5000/1
袋遊水池	2.1	2.1/1	—	—	—	—

項目 地点	M B A S		総リン (T-P)		総窒素 (T-N)	
		a/n		a/n		a/n
浜雨水幹線下流	0.01~0.06	0.03/3	<0.06~0.065	-/3	0.44~0.79	0.65/3
丸島水路水門	0.01~0.04	0.02/3	0.08~0.17	0.11/3	0.85~1.2	1.0/3
百間水路水門	0.01~0.03	0.02/3	0.075~0.12	0.10/3	0.88~1.3	1.03/3
田在川下流	0.02	0.02/1	0.035	0.035/1	0.083	0.083/1
湯出川江南橋	<0.01~0.01	-/2	0.021	0.021/2	0.61~0.62	0.62/2
湯出川大森橋	0.02	0.02/1	0.027	0.027/1	0.66	0.66/1
水俣川鶴田橋	<0.01~0.01	-/2	0.026~0.031	0.029/2	0.51~0.68	0.60/2
水俣川桜野橋	0.01	0.01/1	0.027	0.027/1	0.48	0.48/1
袋遊水池	—	—	—	—	—	—

(備考：aは平均値、nは検体数)

(健康項目：2014年度)

単位：mg/l

地点 \ 項目	総水銀 (T-Hg)		ヒ素 (As)		鉛 (Pb)		カドミウム (Cd)	
	値	m/n	値	m/n	値	m/n	値	m/n
浜雨水幹線下流	0.0005未満	0/3	0.001未満	0/1	0.001未満	0/1	—	—
丸島水路水門	0.0005未満	0/3	—	—	—	—	—	—
百間水路水門	0.0005未満	0/3	0.003	0/1	0.001未満	0/1	—	—
田在川下流	0.0005未満	0/1	0.001未満	0/1	0.001未満	0/1	—	—
湯出川江南橋	0.0005未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
水俣川鶴田橋	0.0005未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2
袋遊水池	0.0005未満	0/1	0.001未満	0/1	0.001未満	0/1	0.001未満	0/1

地点 \ 項目	シアン (CN)		有機リン (O-P)		六価クロム (6-Cr)	
	値	m/n	値	m/n	値	m/n
浜雨水幹線下流	0.1未満	0/1	—	—	—	—
丸島水路水門	—	—	—	—	—	—
百間水路水門	0.1未満	0/1	—	—	—	—
田在川下流	0.1未満	0/1	—	—	—	—
湯出川江南橋	0.1未満	0/2	0.1未満	0/2	0.005未満	0/2
水俣川鶴田橋	0.1未満	0/2	0.1未満	0/2	0.005未満	0/2
袋遊水池	0.1未満	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満	0/1

(備考：nは検体数、mは基準超過数)

表2 水質経年変化

河川等 (BOD)

単位 : mg/l

地点	年度				
	2010	2011	2012	2013	2014
浜雨水幹線下流	(4.5) 2.6~6.4	(1.4) 0.7~1.8	(1.0) 0.5~2.1	(1.0) 0.7~1.6	(0.9) 0.8~1.1
丸島水路水門	(1.95) 1.0~2.9	(2.1) 1.1~3.0	(4.4) 1.4~7.8	(5.4) 1.3~7.8	(-) <0.5~2.6
百間水路水門		(1.4) 0.6~2.5	(1.5) 1.2~1.8	(2.0) 1.3~3.2	(-) <0.5~2.1
田在川下流	0.8	0.8	0.8	1.4	1.8
湯出川江南橋	(0.6) <0.5	(-) <0.5	(0.7) 0.5~0.8	(0.75) 0.5~1.0	(-) <0.5
湯出川大森橋	<0.5	<0.5	(0.6) 0.5~0.6	0.6	0.5
水俣川鶴田橋	(-) <0.5~0.8	(0.6) <0.6~0.6	(0.7) 0.5~0.8	(-) <0.5~0.6	(-) <0.5~0.8
水俣川桜野橋	0.9	0.7	0.8	0.8	0.6
袋遊水池	- -	- 1.2	- 0.5	2.0	2.1

(備考 : () 数値は平均値)

表3 栄養塩類の経年変化 (年間平均値)

単位 : mg/l

地点	年度					
	2010	2011	2012	2013	2014	
浜雨水幹線下流	総窒素	17.2	0.78	0.95	1.18	0.65
	総リン	0.16	-	0.13	0.11	-
丸島水路水門	総窒素	1.25	0.96	1.63	1.6	1.0
	総リン	0.13	0.13	0.22	0.23	0.12
百間水路水門	総窒素		1.02	2.53	2.6	1.03
	総リン		0.23	0.33	0.35	0.10
田在川下流	総窒素	0.79	0.71	1.2	0.92	0.83
	総リン	0.043	<0.06	<0.06	0.071	0.035
湯出川江南橋	総窒素	0.7	0.62	0.8	0.62	0.62
	総リン	0.02	<0.06	<0.06	0.03	0.021
湯出川大森橋	総窒素	-	0.8	0.61	0.61	0.66
	総リン	-	<0.06	0.06	0.06	0.027
水俣川鶴田橋	総窒素	0.32	0.37	1.13	0.365	0.595
	総リン	0.022	<0.06	<0.06	0.023	0.029
水俣川桜野橋	総窒素	0.32	0.27	0.44	0.29	0.48
	総リン	0.022	<0.06	<0.06	0.016	0.027

イ 袋湾水質調査

新栄合板工場の水面貯木場外周の水質を調査した結果は、表4のとおりです。
 なお、袋湾の環境基準類型は未指定となっています。

表4 袋湾水質調査結果総括表

単位：mg/ℓ

項目 年度	COD		n-ヘキサン 抽出物		MBAS	
	a/n		a/n		a/n	
2014年度	0.8	0.8/1	<0.5	<0.5/1	0.08	0.08/1
	総リン		総窒素		総水銀	
	a/n		a/n		a/n	
	0.071	0.071/1	1.01	1.01	<0.0005	<0.0005/1
	HCHO					
	a/n					
	<1.2	<1.2	(備考：aは平均値、nは検体数)			

ウ 西湯の児水質調査

西湯の児は、八代海に面しA類型の基準指定を受けています。沿岸部には湯の児温泉
 その周辺には住宅などが点在しているため、事業排水及び生活排水等が多いにもかかわらず、
 湾内は魚介類も多く、良好な漁場となっています。

なお、その水質は表5のとおりです。

表5 西湯の児水質調査結果総括表

単位：mg/ℓ

項目 年度	COD		n-ヘキサン 抽出物		大腸菌群数	
	a/n		a/n		a/n	
2014年度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5/1	0	0/1
	MBAS		総リン		総窒素	
	a/n		a/n		a/n	
	0.10	0.10/1	<0.06	<0.06/1	0.38	0.38/1

(備考：aは平均値、nは検体数)

エ 梅戸港水質調査

水質は表6のとおりです。

表6 梅戸港水質調査結果総括表

単位：mg/ℓ

項目 年度	COD		n-ヘキサン 抽出物		総窒素	
	a/n		a/n		a/n	
2014年度	0.7	0.7/1	<0.5	<0.5/1	0.34	0.34/1
	総水銀 (T-Hg)		総リン (T-P)		MBAS	
	a/n		a/n		a/n	
	<0.0005	<0.0005/1	0.077	0.077/1	0.06	0.06/1

(備考：aは平均値、nは検体数)

③ 主要工場排水水質調査総括

ア JNC (株) 水俣製造所

特定施設の排水が主に流れるB水路において、pH、COD、SS等、13の生活環境項目について、水質調査を実施しました。

また、有害物質については、総水銀を中心に10項目の水質調査を実施しましたが、水質汚濁防止法に基づく排水基準(上乘せ排水基準)を超過したものは認められませんでした。

イ 新栄合板工業 (株)

工場排水について、pH、COD、SS等、5項目の水質調査を実施しましたが、協定基準違反は認められませんでした。

表7 JNC (株) 水俣製造所水質調査結果総括表

(生活環境項目)

単位：mg/ℓ (pH以外)

年度	pH		COD		SS	
		m/n		m/n		m/n
2014年度	6.7~7.5	0/6	1.4~3.1	0/17	2~4	0/5
法規制値	5.8~8.6	—	160	—	200	—

n-ヘキサン抽出物		銅		亜鉛	
	m/n		m/n		m/n
<0.5	0/4	<0.3	0/2	<0.5	0/2
30.0	—	3	—	5.0	—

溶解性鉄		溶解性マンガン		全クロム	
	m/n		m/n		m/n
<0.3~<1	0/2	<1	0/1	<0.2	0/2
10.0	—	10.0	—	2.0	—

BOD		総窒素		総リン	
	m/n		m/n		m/n
1.1~2.5	0/6	1.2~2.2	0/2	<0.06~0.30	0/2
160	—	120.0	—	16.0	—

フッ素	
	m/n
<0.08	0/1
15.0	—

(備考：nは検体数、mは基準超過数)

(有害物質)

単位：mg/ℓ (pH以外)

法：法基準

項目 年度	総水銀		カドミウム		ヒ素	
		m/n		m/n		m/n
2014年度	<0.0005	0/6	<0.001	0/2	<0.001	0/2
法規制値	0.0005	—	0.01	—	0.01	—

六価クロム		全シアン		トリクロロエチレン	
	m/n		m/n		m/n
<0.005	0/1	<0.1	0/2	<0.003	0/2
0.05	—	0.01	—	0.03	—

テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		有機リン	
	m/n		m/n		m/n
<0.001	0/2	<0.003	0/1	<0.1	0/2
0.01	—	0.3	—	0.1	—

鉛	
	m/n
<0.005	0/2
0.05	—

(備考：aは平均値、mは基準超過数)

表8 新栄合板工業(株)水質調査結果総括表

単位：mg/ℓ (pH以外)

項目 年度	pH		COD		SS	
		m/n		m/n		m/n
2014年度	7.2~7.9	0/6	0.7~4.5	0/12	2~75	0/12
法規制値	5.8~8.6	—	100(80)	—	200	—

ホルムアルデヒド		n-ヘキサン抽出物	
	m/n		m/n
<1.2	0/3	<0.5	0/3
5.0	—	法：30	—

(備考：nは検体数、mは基準超過数)

④ 他の特定工場排水調査総括

ア 調査概要

本市内の主要2工場以外の2事業場についてpH、COD他有害物質を含む11項目について調査を実施しましたが、基準違反は認められませんでした。

イ 調査結果

表9 事業場排水

(生活環境項目：2014年度)

単位：mg/l

No.	業種	項目	pH	COD	BOD	SS	n-ヘキサン抽出物
1	洗濯業 (ホワイト急便)		6.9	—	—	—	<0.5
2	家畜食料品及び冷凍調理食品製造業 (マルイしらぬい工場)		7.8	4.7	1.5	6	<0.5

No.	業種	項目	MBAS	総リン	総窒素	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	洗濯業 (ホワイト急便)		0.02	—	—	<0.003	<0.001
2	家畜食料品及び冷凍調理食品製造業 (マルイしらぬい工場)		0.02	1.3	6.8	—	—

No.	業種	項目	1.1.1-トリクロロエタン
1	洗濯業 (ホワイト急便)		<0.03
2	家畜食料品及び冷凍調理食品製造業 (マルイしらぬい工場)		—

⑤ 有機塩素化合物による水質汚染調査

有機塩素系化合物を含む水による地下水汚染が全国的に広がりを見せ始めたため、地下水汚染防止対策として、1984年2月に厚生省は、表10の3物質について「水道における暫定水質基準」を定めました。1989年3月には水質汚濁防止法施行令等の一部が改正され、3物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが新たに有害物質に指定され、工場・事業所排水に対して、同年10月1日より規制基準が適用されました。

また、1989年4月には、3物質に加えて四塩化炭素を含む排出水について地下への浸透を禁止し、管理目標値を定めました。

さらに、県では全国に先駆けて1990年10月2日「熊本県地下水保全条例」を公布し、1991年4月1日から施行されています。

このため、本市では、地下水が市民の生活にとって欠くことのできない重要な水資源であることから、地下水汚染を未然に防止するため、この3物質については、1985年度から井戸水、1986年度には工場・事業場排水、さらに1988年度からは河川水等について調査を実施してきました。

2014年度は、表10のとおり井戸水についても3物質の調査を実施しましたが、基準値を超えるものはありませんでした。

表10 有機塩素系化合物に係る調査結果（2014年度）

項目 物質名	井戸数 (本)	濃度 (mg/l)	基準値を超えた井戸数(本)	厚生省の水道水の暫定水質基準(mg/l)
トリクロロエチレン	4	<0.003	0	0.01
テトラクロロエチレン	4	<0.001	0	0.01
1.1.1-トリクロロエタン	4	<0.03	0	0.3

(3) 騒音・振動の防止

1) 概要

騒音は、公害の中でも特に日常生活に密着したものであり、苦情発生の多いものです。

環境基本法では、生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準を定めています。騒音規制法では、騒音防止を図るため、工場及び事業所の騒音と建設作業騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度の必要事項を定めています。さらに、熊本県公害防止条例では、他の法令に特別の定めのない事項につき、騒音の防止に関し必要な事項を定めています。

振動公害として問題となる振動は、主に、工場・建設作業・道路交通・鉄道等に起因しています。振動に係る環境基準は定められていませんが、振動規制法では、振動規制を図るため、工場及び事業所の振動と建設作業振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置等、必要な事項を定めています。

本市は、熊本県とともに、法、条例に基づき、騒音・振動の防止に取り組んでいます。

2) 騒音・振動の現況

① 特定工場等の騒音

2014 年度に実施した、騒音規制法及び熊本県公害防止条例に定める特定施設を有する主要工場・事業所（特定工場等）を対象にした騒音測定では、4 社において規制基準の超過が見られました。測定した全社に対し、測定結果を通知するとともに、騒音防止対策の実施を要請しました。

表 1 特定工場等の騒音測定結果（2014 年度）

No.	特定工場等	区域	測定地点数	規制基準値 (dB)	測定値 (dB)
1	化学品等製造業	3	6	(夜) 50	42～54
		4	8	// 60	42～51
2	合板製造業	3	4	// 50	49～57
3	塩ビフィルム製造業	3	5	// 50	48～57
4	樹脂加工品製造業	3	3	// 50	48～53

3) 特定施設及び特定建設作業の届出状況

騒音規制法、熊本県公害防止条例及び振動規制法では、特定施設を設置もしくは数を変更し、又は特定建設作業を実施しようとするときなどには、届出が義務付けられています。2014 年度の届出状況は表 2～4 のとおりです。

特定建設作業は公害苦情の原因にもなりやすいことから、業者に対して届出及び騒音・振動防止対策の徹底について周知・啓発を行い、また、工事現場の巡回などを実施しました。

表2 騒音規制法に基づく届出（2014年度）

(ア) 特定施設

施設の種類	届出の種類		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定工場等総数	⑥特定施設等総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
金属加工機械											25	107
空気圧縮機等				1						1	50	494
土砂用破碎機等											10	58
織機											3	25
建設用資材製造機械											5	5
穀物用製粉機											0	0
木材加工機械											14	29
抄紙機											0	0
印刷機械											8	27
合成樹脂用射出成型機											0	22
鋳造型機											0	0
計	0	0	0	1	0	0	0	0	1		115	767

注) 1 ①、②、③、④欄の施設別工場等数欄は、当該施設を設置している工場等の延べ数。

⑤欄では、特定工場等の有する施設のうち、代表的な施設のところのみ計上。

2 ⑥欄の施設数=年度の⑥欄の施設数+(本年度の①欄の施設数+②欄の施設数+④欄の施設数-③欄の施設数)

⑦その他の届出				
届出の種類	防止の方法 変更届出	氏名等 変更届出	承継届出	計
件数	0	7	0	7

(イ) 特定建設作業

作業の種類	⑧届出件数
くい打機等を使用する作業	2
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	2
空気圧縮機を使用する作業	1
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2
バックホウを使用する作業	2
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
計	9

表3 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出（2014年度）

(ア) 特定施設

施設の種類	届出の種類		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定工場等総数	⑥特定施設等総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
石材切断機											2	4
セメント製品成型機											1	2
木材加工機械											14	49
鋳造型機											0	0
空気圧縮機等		3		3							104	741
クリーニングタワー											0	56
バーナー											0	80
脱水機											0	48
ダンボール製造機械											0	0
計	0	3	0	3	0	0	0	0	0		121	980

注) 1 ①、②、③、④欄の施設別工場等数欄は、当該施設を設置している工場等の延べ数。

⑤欄では、特定工場等の有する施設のうち、代表的な施設のところのみ計上。

2 ⑥欄の施設数=年度の⑥欄の施設数+(本年度の①欄の施設数+②欄の施設数+④欄の施設数-③欄の施設数)

⑦その他の届出					
届出の種類	防止の方法 変更届出	氏名等 変更届出	使用全廃届出	承継届出	計
件数					0

(イ) 特定建設作業

種類	件数
コンクリートカッター使用作業	0
掘削機械使用作業	6
鋼球使用作業	0
計	6

(ウ) 特定作業

作業	届出	実施届出数	経過措置 届出数	総数
板金作業				0
製かん作業				0
橋梁等組立作業				0
金属研磨作業				0
金属切断作業				0
木材切断作業				0
計		0	0	0

その他の届出	
種類	件数
氏名等変更の届出	1
廃止届出	0
承継届出	0
計	1

表4 振動規制法に基づく届出（2014年度）

(ア) 特定施設

届出の種類	①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤工場等 実数	⑥施設数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
金属加工機械									13	67
圧縮機		1					1		20	194
土砂用破碎機等									5	25
織機									2	38
コンクリートブロックマシン等									1	2
木材加工機械									4	4
印刷機械									1	5
ロール機									1	5
合成樹脂用射出成型機									2	32
鋳造型機									0	0
計	0	1	0	0	0	0	1	0	49	372

⑦その他の届出					
届出の種類	防止の方法 変更届出	使用の方法 変更届出	氏名等 変更届出	承継届出	計
件数			4		4

(イ) 特定建設作業

作業の種類	⑧届出件数
くい打機等を使用する作業	0
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	2
ブレーカーを使用する作業	1
バックホウを使用する作業	0
計	3

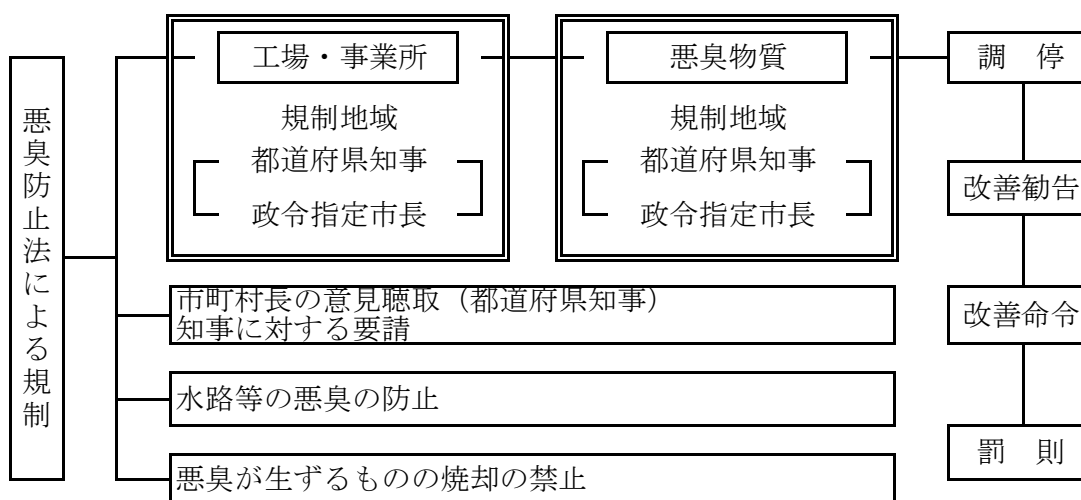
(4) 悪臭の防止

1) 概要

悪臭防止法（1971年制定）では、不快な臭いが原因となって生活環境を損なう恐れのある物質を「特定悪臭物質」として政令で定め、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生するこれらの物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。（図1）

この悪臭防止法を施行することに伴い、1972年に悪臭公害の原因となっている5物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）の特定物質が指定されました。さらに、1976年には3物質（二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）が追加指定され、1989年9月には4物質（ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸）が追加指定されました。悪臭物質の中には、この12物質以外の臭気物質が原因となっているものが多くあることから、法による規制を強化するため、1993年の法改正によってトルエン等10物質が追加指定されました。（表1）

図1 悪臭防止法の体系



○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

1974年3月1日から悪臭防止法に基づく本市の規制地域及び規制基準が施行されています。

- ① 規制地域 (ア) 都市計画用途地域 (イ) 芦北海岸県立公園 (ウ) 観光道路
(エ) 公共施設の悪臭発生源 (オ) 学校周辺の地域

② 規制基準

(ア) 敷地境界

表1 規制基準

悪臭物質名	大気中の許容限度	悪臭物質名	大気中の許容限度
	ppm		ppm
アンモニア	1.0	イソ吉草酸	0.001
メチルメルカプタン	0.002	トルエン	10.0
硫化水素	0.02	キシレン	1.0
硫化メチル	0.01	酢酸エチル	3.0
トリメチルアミン	0.005	メチルイソブチルケトン	1.0
二硫化メチル	0.009	イソブタノール	0.9
アセトアルデヒド	0.05	プロピオンアルデヒド	0.05
スチレン	0.4	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
プロピオン酸	0.03	イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマル酪酸	0.001	ノルマルバレールアルデヒド	0.009
ノルマル吉草酸	0.0009	イソバレールアルデヒド	0.003

表2 悪臭防止法で次の22物質が特定悪臭物質として規制がなされています。

特定悪臭物質名	においの性質	主な発生源事業場
アンモニア	し尿のような臭	畜産事業場、化学肥料工場、ごみ処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎ臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場
トリメチルアミン	腐魚臭	畜産事業場、魚腸骨処理場、複合肥料製造業等
アセトアルデヒド	青ぐさい刺激臭	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、塗装工場、その他金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場等
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	
ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	
イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	
ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	
イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	
イソブタノール	刺激的な醜酵臭	塗装工場、その他金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	シンナーのような刺激臭	
メチルイソブチルケトン	シンナーのような刺激臭	
トルエン	ガソリン臭	
スチレン	都市ガスのような臭	スチレン製造工場、ポリスチレン製造加工工場、ポリスチレン製造業、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キシレン	ガソリン臭	塗装工場、その他金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用器具製造工場、鋳物工場等
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工業等
ノルマル酪酸	汗臭	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下臭	
イソ吉草酸	むれた靴下臭	

(5) 廃棄物の管理

1) 一般廃棄物最終処分場

・岡山不燃物埋立処分地

水俣市袋南志水1587番地-11にあり、一般廃棄物の焼却灰と不燃物の埋立を行っている。

<法定要求項目>

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

第1条の2の十 水質検査項目29個(地下水)

第1条の2の十四 水質検査項目43個(排水)

スラジ溶出試験4個

ダイオキシン類特別措置法 水質検査項目 排水・地下水それぞれ3個

※2014年度は上記全項目について、異常は認められない。

2) 産業廃棄物最終処分場(遮断型最終処分場)

水俣市浜字外平4051番地1にあり、下水道施設の建設に伴う土砂(カーバイト残渣を含む)が埋め立てられている。

<観測井の水質検査項目>

塩化物イオン、電気伝導率 1回/月

2014年度異常なし

水銀及びアルキル水銀その他化合物 1回/年

2014年9月24日採取 異常なし

(6) 公害苦情

1) 公害苦情の発生状況

公害に関する苦情は、近年、日常生活の中から発生するものが増えており、年々複雑多様化するとともに、都市生活型公害へと推移してきています。本市における公害に関する苦情は、関係法令に基づき指導を行っていますが、いずれも、発生源に対する指導と当該事業所の協力でその大半は改善がなされています。

表1 年度別公害苦情件数の推移

年度	種別	典型7公害							計	その他	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭			
1996		2	2		9	2		15	30	21	51
1997		2			4			7	13	7	20
1998		9	2					2	13	3	16
1999		1	3					5	9	0	9
2000		1						3	4	2	6
2001					1			1	2	4	6
2002		4	1		2			3	10	2	12
2003			1	1	1			7	10	0	10
2004		1	1	1	3			5	11	1	12
2005		2		1	2			6	11	3	14
2006			2					2	4	3	7
2007			4	1				3	8	0	8
2008		1	4		3				8	6	14
2009		1	6		1			4	12	22	34
2010		9	2	1	3	1		1	17	31	48
2012		3	4	12				1	20	2	22
2013		4	6	6				3	19	2	21
2014		2	4	9	2	0	0	0	17	4	21

表2 苦情発生源の種類 (2014年度)

種別	発生源	製造事業所											その他				合計		
		食料品	繊維衣服その他の繊維製品	木材・木製品・家具	化学工業・石油石炭製品	パルプ・紙製品	その他の製造事業所	建築・土木事業	交通機関・自動車	牧畜・養豚・養鶏場	家庭生活	鉱業施設・採石場	商店・飲食店	廃品回収業	農作業	その他		不明	
典型7公害苦情	大気汚染																	2	2
	水質汚濁																	2	4
	土壌汚染																	2	9
	騒音																	1	2
	振動																	1	0
	地盤沈下																		0
	悪臭																		0
その他																		4	4
計		0	0	0	0	0	0	0	0	3	8	0	0	0	1	5	4	21	

表3 被害の用途地域別苦情件数

用途地域 種別		都市計画区域						その他	合計	
		第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域			工業地域
典型7 公害苦情	大気汚染	1						1	2	
	水質汚濁				1			3	4	
	土壌汚染	3					1	5	9	
	騒音					1		1	2	
	振動								0	
	地盤沈下								0	
	悪臭								0	
その他		2					1	1	4	
計		6	0	0	1	1	0	2	11	21

2 災害対策

本市は、台風の常襲地帯であり、また、2003 年には梅雨末期の豪雨による土砂災害が発生するなど、風水害・土砂災害の懸念が高く、また、日奈久断層帯、出水断層帯が周辺にあり、地震による被害の懸念も高いものがあります。

本市では、2003 年に発生した水俣豪雨災害の反省と教訓を踏まえ、初動体制の見直しや、地域の防災力活用のために、自主防災組織の育成などを進めています。

(1) 災害対応力の向上

目的：市職員の研修・訓練、自主防災組織の活動強化を図り、災害対応力を向上させる。

目標：市職員の災害対応力の強化、自主防災組織の活動強化。

実施：梅雨入り前に、関係各課と災害対応に係る事前調整を行ったほか、連絡網を活用した伝達訓練や熊本県防災情報メールサービスを活用した伝達訓練を行いました。また、山間部を対象とした土砂災害防災訓練を実施しました。

(2) 防災意識の啓発

目的：災害への備え等を周知し、自助・共助による災害対応を呼びかけ、災害への対応力を向上させる。

目標：災害全般への意識啓発。

実施：災害時の備えについて、市報に掲載を行い、周知を図ったほか、地域などに出向いて防災対策に関する講演を行いました。また、以下の取組みにより、災害全般への意識啓発を行いました。

- ・自主防災組織リーダー研修会の実施
- ・海拔表示板の設置
- ・ハザードマップの修正及び全世帯への配布
- ・非難所表示看板の更新

(3) 消防防災施設の整備

目的：消火活動のための水利確保、老朽化した消防団車両の更新。

目標：水利空白地帯の解消、20 年以上経過した消防団車両の更新。

実施：久木野地区に防火水槽を各 1 基新設しました。

(4) 治水対策の推進

目的：自然環境や景観を考慮した河川の改修事業の推進。

(5) 雨水による浸水対策の推進

目的：都市地域における降雨時の内水はん濫による浸水対策を行う。

実施：雨水管渠の整備及び雨水ポンプ場の整備を行っています。

◆水俣市公共下水道全体計画（2020年度まで）

降雨強度 72mm/h、確率年 7年

排水区の名 称	区域面積	雨水ポンプ場	併用開始
中央排水区	127ha	百間雨水ポンプ場	2004年3月
東部第一排水区	76ha	浜雨水ポンプ場	1980年3月
東部第二排水区	175ha	牧ノ内雨水ポンプ場	1989年3月
		白浜雨水ポンプ場	1980年4月
		水俣川	
北部排水区	72ha	丸島雨水ポンプ場	1996年3月
		丸島公園雨水マンホールポンプ場	2011年3月
西部排水区	160ha	八代海	
		汐見第一雨水マンホールポンプ場	1996年5月
		汐見第二雨水マンホールポンプ場	1996年4月
		港町雨水ポンプ場	
浜松排水区	32ha	八代海	
南部排水区	60ha	水俣川	
内山排水区	7ha	湯出川	
初野排水区	29ha	初野川	
計	738ha		

実施：都市地域内の小水路の氾濫による浸水被害を防ぐため、都市下水路及び雨水ポンプ場を整備してきました。

◆雨水路の整備

雨水幹線名	着手年月日	完了年月日	集水面積	備 考
新地雨水幹線	1961.07.01	1962.03.31	80.8ha	92年度、新地都市下水路から
古賀雨水幹線	1962.12.25	1963.03.31	33.4ha	75年度、古賀都市水路から
陣内雨水幹線	1964.11.04	1966.02.20	95ha	96年度、陣内都市下水路から

白浜雨水幹線	1963. 12. 27	1981. 03. 31	133ha	96年度、白浜都市下水路から
古城雨水幹線	1971. 09. 21	1972. 03. 31	32ha	96年度、古城都市水路から
丸島雨水幹線	1977. 01. 18	1990. 02. 07	69ha	89年度、丸島都市水路から
百間雨水幹線	1977. 01. 18	1990. 02. 07	280ha	89年度、百間都市水路から
牧ノ内雨水幹線	1980. 02. 19	1990. 03. 31	35ha	96年度、牧ノ内都市水路から

◆公共下水道の整備

排水区名	面積
東部第一	76.0 ha
東部第二	176.0 ha
中央	126.0 ha
西部	160.0 ha
南部	60.0 ha
北部	72.0 ha
初野	29.0 ha
内山	7.0 ha
浜松	32.0 ha
合計	738.0 ha

◆雨水ポンプ場の整備

ポンプ場名	計画排水能力	現排水能力	供用開始
白浜雨水ポンプ場	244 m ³ /分	244 m ³ /分	1980年4月
浜雨水ポンプ場	666 m ³ /分	486 m ³ /分	1980年3月
牧ノ内雨水ポンプ場	275 m ³ /分	282 m ³ /分	1989年3月
丸島雨水ポンプ場	672 m ³ /分	372 m ³ /分	1996年3月
汐見第1雨水マンホールポンプ場	5 m ³ /分	5 m ³ /分	1996年5月
汐見第2雨水マンホールポンプ場	9 m ³ /分	9 m ³ /分	1996年4月
百間雨水ポンプ場	1,264 m ³ /分	860 m ³ /分	2004年3月
丸島公園雨水マンホールポンプ場	15 m ³ /分	15 m ³ /分	2011年3月

3 野生の動植物の保護

近年、メダカを見かけなくなり、トンボも少なくなりました。ダクマ（テナガエビ）やホタルも多くなってきたとはいえ、以前のように多くはありません。

水俣には、越冬ツバメが留鳥となって水俣川に生息しています。また、カワセミを町中で見かけることができます。近年は、テンやイタチなども見かけるようになりました。

川魚は次第に、水質などの影響で生息範囲を狭めています。身近なあるいは希少種となっている動植物の保護のため、その生息地の保護育成が急がれています。

なお、「熊本県の保護上重要な野生動植物—レッドリストくまもと 2014」に掲載されている、水俣市に生息が確認されている希少な動植物は以下（1）のとおりです。

（1）野生の動植物の現状

① 植物（維管束植物）

■絶滅危惧ⅠA類（CR）：ごく近い将来における野生での絶滅が極めて高いもの

タキミシダ・サツマハチジョウシダ（要調査）・モエジマシダ・サツマシダ・ホソバヤブソテツ・キュウシュウイノデ・ミゾシダモドキ・アミシダ・アオグキイヌワラビ・シマシロヤマシダ・イヨクジャク・ヤリノホクリハラン（要調査）・キイセンニンソウ・ジュンサイ・ヤッコソウ・ハマハタザオ（要調査）・ツチグリ・ヒナノカンザシ・イヌセンブリ・コバナガンクビソウ（要調査）・アキノハハコグサ・キンバイザサ・クロホシクサ・ミノボロ（要調査）・ビロウ・ヒメミクリ・アンペライ・タコガタサギソウ・ギボウシラン（要調査）・ボウラン・コオロギラン・キヌラン（要調査）

■絶滅危惧種ⅠB類（EN）：絶滅危惧ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の可能性が高いもの。

マツバラン・ヘゴ・ヒメムカゴシダ・アイコハチジョウシダ・ハガクレカナワラビ・クマガワブドウ・ヒメノボタン・ツルギキョウ・イズハハコ（要調査）・ノジギグ（要調査）・コキンバイザサ・オオホシクサ・ヒロハイヌノヒゲ・ハタベカンガレイ・ツクシカンガレイ・ユウシュンラン・オサラン

■絶滅危惧Ⅱ類（VU）：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実に考えられるもの

サイゴクホングウシダ・ヒメサジラン・ツクシケマン・ハマナツメ・オキナワシタキヅル・ゴマクサ・マルバタウコギ・チョウセンスイラン・ホトトギス・イトイヌノヒゲ・イヌノヒゲ・キリシマテンナンショウ・イヌノハナヒゲ・イトイヌノハナヒゲ・シンジュガヤ・ツリシュスラン・ガンゼキラン・ナゴラン

② 哺乳類

■絶滅危惧ⅠB類（EN）

ニホンモモンガ

■絶滅危惧Ⅱ類（VU）

ヤマネ

- 準絶滅危惧 (NT) : 現時点での絶滅危惧度は小さいが生息・生育条件の変化によっては、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

ムササビ

③ 両生類

- 準絶滅危惧 (NT)

コガタブチサンショウウオ・イモリ・ニホンヒキガエル・タゴガエル・ニホンアカガエル・ヤマアカガエル・トノサマガエル・カジカガエル

④ 昆虫類

- 絶滅危惧種 I B 類 (EN)

グンバイトンボ

- 絶滅危惧 II 類 (VU)

コフキヒメイトンボ・ムカシヤンマ・マイコアカネ・コバネササキリ・セアカオサムシ・ムネアカセンチコガネ

⑤ 植物群落

- 破壊の危惧：現在の状態は良いが、日頃から保護・保全の配慮を怠れば、将来破壊されるおそれがある群落

単一群落：恋路島のタブノキ林・冷水のスタジイ林・鬼岳のスタジイ・イスノキ林・大滝のカツラ・ケヤキ林

- 対策が必要：対策を講じなければ状態が徐々に悪化する群落

単一群落：大川のコジイ林

- 緊急に対策が必要：緊急に対策を講じなければ壊滅する群落

複合群落：水俣市無田湿原

(2) 保護対策

① 天然記念物の保護

水俣市では、無田地区の湿地を購入し、湿原植物の保護にあたっています。無田湿原には、ミミカキグサ、タヌキモ、モウセンゴケ等、県下でもごくまれな食虫植物をはじめ、多様な湿地植物が自生しています。湿原の保存状態も比較的無傷のまま残されており、貴重な湿原であることから、1973年6月26日に水俣市文化財保護条例に基づき、水俣市天然記念物に指定し保護しています。

また、2001年2月には熊本県自然環境保全地域に、2003年3月には水俣市ビオトープに指定されています。

◆無田湿原の保護対策

無田湿原は、ヨシやアブラガヤ等の生命力の強い植物がかなり繁殖し、また現在、外部からメリケンカルカヤという植物が入り込み、植生の変化が危惧されるため、今後も草刈り等の維持管理を継続する必要があります。また、湿原に流入する水量が減少し、湿原が乾燥傾向にあることが指摘されているため、湿原への水路の確保方法も検討課題になっています。

目的：希少植物の生育に良好な環境を保つ
 目標：湿原環境保全計画書に基づく保全対策の実施
 実施：草刈りの実施（市）

※ なお、このほかに天然記念物として指定し、保護を図っているものとして、「薄原神社のナギの木」（県指定）、「キイセンニンソウ」、「茂川のヤマナシ」があります。

○無田湿原の主な植物（所在地／水俣市越小場 1528-35）

1	チョウセンスイラン	2	コケオトギリ	3	ホタルイ
4	サワオグルマ	5	タユガタサイソウ	6	コシンジュガヤ
7	サツママアザミ	8	カワラナデシコ	9	イガクサ
10	ヒメシオン	11	ヒメノハギ	12	イヌノハナヒゲ
13	サワギキョウ	14	ヒメミクリ	15	エゾアブラガヤ
16	ヒメトラノオ	17	アキノウナギヅカミ	18	ハリイ
19	ムラサキミミカキグサ	20	カキラン	21	テンツキ
22	コムラサキ	23	ネジバナ	24	ヤマイ
25	ヌマトラノオ	26	コキンバイザサ	27	ヤワラスゲ
28	リンドウ	29	コバギボウシ	30	ゴウソ
31	エゾミソハギ	32	ノギラン	33	チゴザサ
34	カンガレイ	35	イ	36	ヤマドリゼンマイ
37	ハリコウガイゼキショウ	38	オオミズゴケ	39	ヒメノボタン

② ビオトープの創造

水俣市内には、ホタルが飛び交い、希少種であるハッチョウトンボやアキアカネ等のトンボが生息しています。また、小川には、水草が揺れる中をアブラハヤ等が泳ぎ、田園風景の中に暮らしと自然が共生する貴重な空間が残されていますが、しかし残念ながら、本市においても、人間の生活行動によってこれらの場所が侵されつつあります。市では、これらの生活環境を保全しつつ、県下においても先進的な事例であるビオトープの創造を行っています。生物の生息する場をつくり、自然とその周りに暮らす人間が共存できるような仕組みづくりを進め、貴重な自然を後世に残すための取り組みです。

<事業内容>

1 現地調査

水生生物、魚・昆虫類などの生息状況、土地所有者の確認、地区住民の生活状況

2 地元との調整

借地方式の検討、ビオトープ整備方法の検討、管理運営体制の検討

3 地元との整備管理運営契約の締結

<事業実績>

1998 年度石飛地区

1999 年度無田湿原

2002 年度恋路島

2004 年度丸島遊水池

參考資料

(参一 1)

水俣市環境基本条例 (平成5年3月31日条例第2号/改正平成20年12月17日条例第55号)

私たち水俣市民は、古来ふるさとの豊かな自然の恵みに生まれ、生活を営んできた。

しかしながら、わが国の経済優先の産業活動の中で、世界に類例のない水俣病が引き起こされ、甚大な環境破壊と健康被害を経験し、その悲惨さと復元の困難さを深く認識することとなった。また、産業公害の発生は、市民の連帯感の喪失、経済基盤の脆弱化など地域社会に多大な影響をもたらした。

このことは、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや快適性、利便性を追及するだけではなく、良好な環境の確保と共生に努める責務がいかに重要であるかを教えている。

もとより、多様な生命の存立基盤である自然環境と、人と人との関わりや社会の営みによる社会環境とは密接な関係があり、双方の良好な環境が保たれる折り合いの水準を高めていくためには、人間は生物の一員であるとの認識を持つことが求められている。

私たち水俣市民は、誰もが健康で文化的な生活を営む権利を持っているが、その権利が保障されるためには、循環する自然の生態系に配慮し、自然環境と調和し安定した経済活動を維持するとともに、持続可能な地域社会を築いていかなければならない。

このような地域社会の創造に加え、地球規模で進行する温暖化等の大きな問題にも目を向け、低炭素社会の実現に向けて有限な資源を大切に活用していく社会システムの構築を含む環境モデル都市づくりを追求する。

ここに、水俣病の経験を貴重な教訓として、市民協働による主体的な環境まちづくりの実践によって良好な環境を確保し、海、山、川のつながりの中で維持されている自然環境を市民の

生命基盤として次の世代に引き継ぐため、この条例を制定する。

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この条例は、水俣病の経験を貴重な教訓として、環境優先の理念の下、自然環境を継承しつつ市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、市民、市民団体、事業者(以下「市民等」という。)、市内に一時的に滞在する者、通過する者(以下「滞在者等」という。)、市及び市職員の責務を明らかにするとともに、良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 多様な生命が生存できる存立基盤としての自然環境及び持続可能な地域社会を維持できる社会環境をいう。
- (2) 環境モデル都市 平成4年に市が宣言し、これまで継承してきた環境モデル都市づくりに加え、平成20年に国によって選定された新たな環境モデル都市の視点を踏まえ、低炭素社会の構築を目指しながら、市民協働で自然の生態系に配慮した暮らしを営む都市をいう。
- (3) 市民協働 市民等、市及び市職員が環境まちづくりを行うに当たり、各々の立場を理解し、活動に伴う成果及び責任を共有する関係の中で、共通の目標に向かって対等な立場で協力しながら取り組むことをいう。

(4)環境まちづくり 良好な環境の確保に関する市民等の取組み、市民等が安心して暮らすことができる地域社会の構築及び地域の持つ環境や特性を活かした環境モデル都市を構築するための具体的活動をいう。

(5)市民団体 公益の増進に寄与することを目的とする市民による自治組織、ボランティア団体等をいう。

(6)事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(自然環境の継承)

第3条 私たち水俣市民は、多様な生命の生存基盤として自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ有限な自然環境を健康で文化的な生活に欠くことができないものとし、次の世代にこれを継承していかなければならない。

(自然環境と調和した持続可能な地域社会の構築)

第4条 私たち水俣市民は、人の活動が環境に影響を及ぼしつつ行われていることを認識したうえで、自然環境に配慮しながら健康で文化的な生活を確保し、安定した経済活動が自然環境と調和し適正に維持され、持続することが可能な地域社会を築くように努めなければならない。

(環境モデル都市づくり等の基本となる考え方)

第5条 環境モデル都市づくりは、前条に規定する持続可能な地域社会の構築を推進するために、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等の地域資源を守り活かしながら進めるものとする。

2 環境モデル都市づくりは、環境問題の空間的な広がりや念頭におき、地球環境保全との結びつきを強く意識し、環境への負荷の軽減による循環型社会を築くことを目指すものとする。

3 環境まちづくりの推進は必要な情報を市民等、市及び市職員が共有し、市民協働で推進する

ものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の精神を重んじ、日常生活において環境に深く配慮し、自ら進んで良好な環境を確保し、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、この条例の精神を重んじ、自らの活動によって生じる環境負荷を低減し、環境まちづくりに積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、この条例の精神を重んじ、その事業活動によって環境を損なわないよう自己の責任において、必要な措置を自ら進んで講ずるとともに、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

(滞在者等の責務)

第9条 滞在者等は、第6条に規定する市民の責務に準じて環境への配慮等に努めなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、施策を実施するに当たって、この条例の基本的な考え方に従い、良好な環境を確保するための仕組みづくりに努めなければならない。

2 市は、教育活動、広報活動等を通じて、市民等の環境に関する意識を向上させ、責任の自覚を促すとともに率先的な行動に努めなければならない。

3 市は、環境モデル都市づくりを推進するに当たって、関係部局等による総合的かつ横断的体制を整備しなければならない。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、自らの職務に関連する環境まちづくりの専門職員としての自覚を持ち、市民等への情報提供及び連携に努めなければ

ならない。

- 2 市職員は、環境まちづくりが行われる場合、協力するよう努めなければならない。

第2章 施策の基本

(水俣病の教訓伝達及び地球環境の保全)

第12条 私たち水俣市民は、人類への警鐘となった水俣病の教訓を重く受け止め、継承し続け、日本のみならず広く国際社会に伝え、その教訓に基づいた環境の保全及び再生の取組みを国際社会と共有し、地球環境の保全に役立てなければならない。

- 2 市は、市民協働により環境モデル都市づくりを推進する中で、数値目標及び実施時期をあらかじめ明確に示し、それを踏まえて温室効果ガス等の大幅な削減を達成するよう努めなければならない。

(環境基本計画)

第13条 市は、良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1)水俣病の経験及び教訓を踏まえた目指すべき環境像に関すること。
- (2)海、山、川等の生態系に配慮した健康で文化的な暮らしの創造に関すること。
- (3)安心安全な生活を維持するための持続可能な地域社会の形成に関すること。
- (4)その他良好な環境を確保し、及び継承するために必要な事項に関すること。

- 3 市は、基本計画を策定するとき、又は変更するときは、市民等の参画の機会を保障し、意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

- 4 市は、基本計画を策定したとき、又は変更し

たときは、遅滞なく公表しなければならない。

- 5 市は、基本計画の策定及び実施について、他の計画との整合を図らなければならない。
- 6 市は、基本計画の実施状況、環境の状況等を明らかにするために、報告書を毎年作成し、及び公表することとし、報告書に対する市民等の意見を提出する機会の保障に努めなければならない。
- 7 前項に規定する報告書は、環境白書をもって代えることができる。

第3章 施策の推進及び評価

(自主的な活動の促進)

第14条 市は、良好な環境の確保に係る活動に多くの市民等が関われるよう、その自主的活動を促進するために、地区別の行動計画又は学校版行動計画の策定を支援する等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置及び体制整備)

第15条 市は、第13条第2項各号に掲げる事項の推進につき、財政上の措置を講じ、及び体制を整備するよう努めるものとする。

(指導等)

第16条 市長は、環境の低下及び悪化を防止し、又はこれを除去するため、市民等に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(弁明の機会)

第17条 市長は、前条の規定による公表をしようとするときは、公表をされる者に対し弁明の機会を与えるものとする。

- 2 市長は、緊急の必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、前条の公表をすることがで

きる。

(評価)

第18条 市は、基本計画の実効性を確保し、効果的な運用を図るために、基本計画に基づく施策の進捗状況及び成果の評価を実施するものとする。

2 市は、前項の評価を実施する場合、市民等の参画の機会を保障しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第19条 市は、良好な環境を確保するため、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)と連携してその施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう提言又は要請するものとする。

第4章 水俣市環境審議会

(審議会の設置及び権限)

第20条 水俣市に、水俣市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他良好な環境の確保に関する基本的事項を審議する。

3 審議会は、基本計画その他良好な環境の確保に関する事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第21条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会の委員は、良好な環境の確保に関し、識見を有する者の中から市長が任命又は委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(水俣市公害防止条例の一部改正)

2 水俣市公害防止条例(昭和46年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第18条中「水俣市環境基本条例(平成5年条例第2号)第14条」を「水俣市環境基本条例(平成20年条例第55号)第20条」に改める。

(参－２)

環境・健康・福祉を大切にすまちづくり宣言

我が水俣市は、戦後復興期の生産第一主義による急速な経済成長の過程で発生した、環境汚染による健康被害と自然生態系の破壊の深刻さにおいて、人類史上その類を見ない産業公害である水俣病を経験してきたところである。この間市民は、その未曾有の被害とはかりしれない影響を克服するため、これまでの貴重な教訓を生かし、環境を大切にし、自然と人間と産業が調和したまちづくりを目指し、市民一体となって努力しているところである。

近年、環境破壊が地球の存亡にかかわる最大の問題として認識されつつある中で、水俣病の教訓を広く情報発信し、環境破壊への警鐘としていくことは、公害の原点と言われてきた水俣市が世界の環境問題に寄与する最大の役割であると考えている。

よって市民は、創意を結集し、水俣病による犠牲を忘れることなく、いまだに苦しんでいる被害者の救済を図るとともに、二度と再び災禍を繰り返さないという決意と、過去の反省の上に立って、生命の尊厳を守り、自然への畏敬の念を持って生態系に留意し、市民相互のふれあいと融和を図り、環境と健康を守り、福祉を大切にすまちづくりを推進することを宣言する。

平成４年６月２５日

水俣市議会

(参-3)

環境モデル都市づくり宣言

水俣市の歴史と風土は、私たち人間が自然とどう向き合い、共生していくべきかを問いかけています。古くから、人々は水のほとりを中心に野や山さらに川や海の、豊かな恩恵に浴しながら、生活を営んできました。

しかしながら、近代工業都市化の過程での、人の健康被害と環境破壊の大きさに置いて世界に類をみないといわれている水俣病の発生は、地域に深刻な影響を与え、人のみならず多くの生命を奪い、人びとの心を蝕み、地域社会の存立さえも危うくし、市民は36年余の永い間苦悩を重ねてきました。

水俣市は、この水俣病の経験を貴重な教訓として、あらゆる生物の生命基盤である自然環境の変化は、産業社会のあり方や人びとの暮らしのあり方の投影であることを深く認識し、自然の生態系に配慮した環境モデル都市づくりを目指すことを決意し、さらに、水俣病の教訓を広く世界に伝えていきたいと考えます。

われわれは、二度と再び水俣病のような不幸な出来事を繰り返してはならないという強い使命感のもとに、次のことに努め、その成果を内外の人びとと共有していきたいと念願します。

- 1 水俣病の教訓を学び、後世に伝えていく。
- 2 水俣病被害者の救済と、市民の融和を図っていく。
- 3 循環する自然生態系の中の、人やその他多くの生物に配慮した産業活動への転換を促していく。
- 4 生命の基盤である海、山、川を大切に守り、次の世代に引き継いでいく。
- 5 文明社会のあり方を問い直し、有限な資源のリサイクルを基調とする社会システム作りを進めていく。

「環境・創造・みなまた'92」が開催された本年を、水俣市の新たな出発の年にするため、ここに宣言いたします。

平成4年11月14日
水俣市

(参-4)

ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言

1. 前文

私たち水俣市民は、水俣の豊かな自然と文化に育まれてきました。
雲がたなびく矢筈岳、愛林の里、冷水の森、清らかな湯出川、水俣川の流れ、不知火の海に恋路島
そんな豊かな暮らしの中で、私たちは水俣病の経験をしました。
水俣病は、工場から海へすてられた水銀が食べ物のつながりを通して起きた病気です。
たくさんのいのちが傷つき、失われ、人をとりまく社会も壊れました。
「自然はすべてつながっている。自然にすてたものはいつか戻ってくる」
水俣病は「自然と共に生きる」ということの意味を私たちに教えています。

私たちが考える「ゼロ・ウェイスト」とは、
資源やエネルギーの消費を “できるだけ減らす”
暮らしの中で使うものをムダなく “できるだけ回す”
自然にすてなければならないごみを “限りなく減らす”
そして、そのための暮らしやしぐみを “みんなでつくり、支えていく”
ということです。

世界中に「ゼロ・ウェイスト宣言」をするまちが広がりつつあるのは、
「将来にわたって誰もが安心して暮らせる社会をつくっていきたい」という思いを、
世界中の人たちみんなが持っているからです。
それは、私たちが1992年から進めてきた「環境モデル都市づくり」に込めた思いと同じです。

私たちの思いが向かう目標のために、そして同じ思いを持つ仲間どうしがつながるために、
私たち水俣市民は「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」をします。

2. 水俣がめざすゼロ・ウェイストのすがた

私たち水俣市民は、「水俣がめざすゼロ・ウェイストのすがた」を掲げ、水俣で生きる者として
ゼロ・ウェイストの取り組みを進めます。

○水俣病の教訓を生かすゼロ・ウェイスト

私たちが水俣病から学んだこと、その1つが、廃棄物でいのちの基盤をこわしてはならないと
いうことでした。ゼロ・ウェイストの取り組みを進めることは、水俣病の教訓を生かすことにつな
がっています。

○処分場反対運動からのゼロ・ウェイスト

水俣市民はいのちと水を守るために、水俣に計画された産業廃棄物最終処分場の建設に反対し
ました。「埋立に頼らない」という選択は、最終処分場建設を止めた私たちにとってとるべき1つ
の方向性です。

○高度分別回収の経験を生かすゼロ・ウェイスト

私たちは1993年から、家庭ごみの高度分別収集を地域の力で支えながら続けてきました。
この経験で得たリサイクルの習慣と意識を、リユース（再利用）・リデュース（発生抑制）へと
発展させ、ゼロ・ウェイストの実現をめざします。

○環境モデル都市づくり宣言（1992年）の理念を大切にすゼロ・ウェイスト

1992年に水俣市が行った「環境モデル都市づくり宣言」は、水俣病の教訓から生態系へと思いを
はせ、文明社会のあり方を問うものでした。そしてこの宣言を機に、さまざまな取り組みを行って
きました。

私たちはこの理念と実践を大切にす、ゼロ・ウェイストを進めていきます。

○環境モデル都市（2008年）のゼロ・ウェイスト

水俣は、2008年に政府から認められた「環境モデル都市」の1つとして、ゼロ・ウェイストの取り組みを通して低炭素社会をめざし、他の環境モデル都市にもゼロ・ウェイストを広めていきます。

○私・私の家・私の地区のゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイストはすでに私たちの暮らしの中にあります。私がいり物でマイバッグを使うこと、家での洗濯に石けんを使うこと、地域でのステーション回収…

ごみになるものを家に持ち込まず、環境に良いものを選び、ものを長く使う私たちの行動と、ゼロ・ウェイストとのつながりをいつも意識します。

○実現にこだわるゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイストの実現に向けて、市民・事業者・行政協働のもとで、裏付けのある目標設定をし、具体的な行動計画をつくります。

さらに、現状を評価しながら、常に目標の確認と再検討をし、ゼロ・ウェイストを確実に実現する方法の検討を続けます。

○継続・持続するゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイスト達成のために、議論を継続し、そのための場を確保し続けます。

また、経済的な持続可能性に留意し、達成後も必要な取り組みを続けながら、ゼロ・ウェイストを持続させます。

○世界の自治体のモデルとなるゼロ・ウェイスト

水俣は、ゼロ・ウェイストの達成とその過程も含めて、他のモデルとなる「ゼロ・ウェイストモデル都市」を目指し、そのための情報発信をしていきます。

○日本中・世界中の自治体と連携するゼロ・ウェイスト

日本中・世界中のゼロ・ウェイスト宣言自治体どうしで、実質的な意義のある連携を実現し、そのしきみを持続します。

○広がっていくゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイスト宣言都市の活動を「点」から「面」へ展開させ、ゼロ・ウェイストの動きを日本全体・世界全体へ広げていきます。また、そのためのリーダーシップを発揮します。

3. ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言

私たち水俣市民は、私たちの日常をあらためて見直して、自然の恵みを大切に、限りある資源やエネルギーを最大限有効に利用する暮らしとしきみづくりに努めます。

私たち水俣市民は、大切なふるさと水俣の自然をけがさず、全ての生き物の命と健康を脅かさないため、2026年までに、ごみ処理を焼却や埋立に頼らないまちづくりのしきみをつくります。

私たち水俣市民は、1992年「環境モデル都市づくり宣言」以来、私たちが続けてきた取り組みと努力に誇りを持ち、この経験と成果を生かしてゼロ・ウェイストを進めます。

私たち水俣市民は、ゼロ・ウェイストの取り組みを進めるために、市民・事業者・行政が必要な情報を共有し、継続的に話し合う場を設け、常に目標・行動・成果を見直しながら、協働で取り組みます。

私たち水俣市民は、志を同じくする日本中・世界中の人々や自治体と手をつなぎ、連携して問題解決を図り、日本と世界の環境をよくするゼロ・ウェイストの仲間づくりを進めます。

平成21年11月22日
熊本県水俣市

(参一 5)

(基本理念)

私たちは、環境破壊と健康被害の大きさに世界に類例のない水俣病の経験から、自然環境及び生態系を保全し、調和していくことの大切さを深く認識しました。水俣市は1992年の地球サミット「世界都市フォーラム」に参加し、同サミットで合意された「持続可能な社会の構築」を目指し、「環境モデル都市づくり宣言」を行いました。これに基づき環境基本条例の制定及び水俣市環境基本計画の策定を行い、行政と市民が一体となって「環境モデル都市」づくりを進めてきました。さらに2009年には「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」を行い、自然の恵みを大切に、限りある資源やエネルギーを最大限有効に利用する暮らしとしくみづくりに努めています。このことから、水俣市役所は自らの自然環境への負荷を減らすことはもとより、環境モデル都市の実現に向けた取り組みの強化を図り、地域及び地球環境の保全・再生等に向けた地方公共団体の役割を積極的に担っていきます。

水俣市役所環境方針

水俣市役所は市民と協働して、水俣病の経験を教訓とした環境モデル都市の実現に向け、温室効果ガス排出量削減等の地球環境への負荷の軽減を図り、限りある資源やエネルギーを最大限有効に利用する暮らしとしくみづくりに努めるとともに、水俣市民の生命基盤である水俣の海、山、川、大気、そして豊かな暮らしと生態系を将来に引き継いでいくため、継続的に環境の保全と改善に取り組み、持続可能な社会の構築を目指します。

1 環境モデル都市づくりを推進します。

- ①水俣病の経験を教訓として内外に発信するとともに、市民・事業者など多様な主体と協働し、環境モデル都市づくりを推進します。
- ②生態系の基盤である海、山、川の保全、再生、回復に努め、市民共有の財産として将来にわたりこれを守り継承していきます。
- ③地球環境への負荷の軽減を図り、限りある資源やエネルギーを最大限有効に利用する暮らしとしくみづくりに努めます。

2 地球温暖化防止に向け、省エネルギーの推進、新エネルギーへの転換を進めます。

庁舎及び公共施設におけるエネルギーの使用を削減して温室効果ガスの排出を抑制し、また新エネルギーの導入及び転換を進め、地球温暖化の防止に貢献します。

3 ゼロ・ウェイストの実現に向け、市役所で使用する資源を削減し、ごみの減量、3Rを推進します。

庁舎及び公共施設で使用する資源を削減し、ごみの減量、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。

4 環境マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルに基づいた継続的な改善を図りながら運用します。

- ①ISO14001の規格に対して自己適合宣言を行い、庁舎及び公共施設における環境マネジメントの組織と運営体制を整備し、役割と責任の明確化を図り、PDCAサイクル（計画、実施、点検、見直し）に基づいたシステムの継続的な改善を進めます。
- ②市役所の事務及び事業全般にわたる環境影響評価を行い、具体的な方針、目的、目標を定め行動し、定期的に見直します。
- ③環境関連法令等を順守するとともに、更に厳しい自主的な管理基準を設定し、環境汚染の防止と予防に努めます。
- ④構築した環境マネジメントシステムを効果的に運用するために、環境管理協力団体等に環境方針を周知し、協力を求めます。
- ⑤職員が市民や事業者の模範となるよう、環境保全と環境問題改善に関する意識の向上と知識の獲得のため、教育や訓練を実施し、人材の育成を図ります。

5 市民の目線に立った環境施策に取り組むため、市民監査を実施します。

市民監査により市役所の取り組みを監査・評価し、市民の目線に立った意見や提案を取り入れ、市の環境施策に反映します。

6 情報を公開し、市民の環境意識の向上に努めます。

市役所が保有する環境に関する情報を公開し、環境ISO14001の取り組み等を市民にも広げ、環境意識の向上に努めます。

この環境方針は、水俣市役所の内外に公表します。

2014年2月18日
水俣市長 西田弘志

(参-6)

水俣市地球温暖化対策推進実行計画

水俣市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行に伴い、2001年3月1日に「水俣市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、市公共施設を実行範囲として、地球温暖化防止に向けての取り組みを開始しました。その後、2014年の水俣市第2次環境基本計画後期実施計画の策定を踏まえ、2014年4月に改定を行い、2019年度までに市役所等の事務活動で排出される二酸化炭素を17%削減することとし、温暖化防止対策を進めてきます。（*2005年度を基準としています）

なお、取り組み内容及び二酸化炭素の総排出量については以下のとおりです。

①電気使用量の削減

目 標：2019年度までに14%削減する。

実行手段：ノー残業デーの実施、エコスタイルの奨励
冷房温度を28℃に設定、開始時期を7月1日に設定
昼休み時間及び不要な電灯の消灯など

②LPG使用量の削減

目 標：2019年度までに73%削減する。

実行手段：使用管理の徹底など

③重油使用量の削減

目 標：2019年度までに19%削減する。

実行手段：暖房開始温度を18℃に設定など使用管理の徹底

④灯油使用量の削減

目 標：2019年度までに41%削減する。

実行手段：使用管理の徹底など

⑤公用車車両燃料（ガソリン）の使用量の削減

目 標：2019年度までに5%削減する。

実行手段：公用自転車の導入、エコカーの導入、アイドリングストップ実施など

⑥公用車車両燃料（軽油）の使用量の削減

目 標：2019年度までに16%削減する。

実行手段：使用管理の徹底、アイドリングストップなど

⑦通勤車両燃料の使用量の削減

目 標：2019年度までに17%削減する。

実行手段：ノーマイカーデーの実施、徒歩・自転車通勤・相乗り通勤の奨励など

水俣市地球温暖化対策推進実行計画(水俣市役所チームマイナス17%)

① 省エネルギーの推進

環境目的	使用量	基準	実績値	目標値	実績値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	達成度	主な実行手段
	削減率	平成17年度 2005年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度		
電気使用量の削減 ・2019年度までに電気使用量をチーム全体で14%削減する	使用量(kwh)	10,434,469	9,459,276	9,292,591	9,008,359	9,238,248	9,183,906	9,129,563	9,075,220	9,020,878	○	・昼休み時間等の消灯 ・パソコン機器の節電 ・エコスタイルの奨励 ・冷暖房温度の管理
	2005年度比		-9.35%	-11.0%	-13.67%	-11.5%	-12.0%	-12.5%	-13.0%	-13.5%		
LPG使用量の削減 ・2019年度までにLPG使用量を72%削減する	使用量(m3)	35,905.4	9,146	9,925	9,461	9,867	9,809	9,751	9,693	9,635	○	・使用管理の徹底
	2005年度比		-74.53%	-72.4%	-73.65%	-72.5%	-72.7%	-72.8%	-73.0%	-73.2%		
重油使用量の削減 ・2019年度までに重油使用量をチーム全体で19%削減する	使用量(L)	655,447.0	565,219	546,418	551,360	543,222	540,027	536,831	533,636	530,441	×	・使用管理の徹底
	2005年度比		-13.77%	-16.6%	-15.88%	-17.1%	-17.6%	-18.1%	-18.6%	-19.1%		
灯油使用量の削減 ・2019年度までに灯油使用量をチーム全体で41%削減する	使用量(L)	4,582.0	2,599	2,778	2,480	2,762	2,746	2,729	2,713	2,697	○	・使用管理の徹底
	2005年度比		-43.28%	-39.4%	-45.88%	-39.7%	-40.1%	-40.4%	-40.8%	-41.1%		
ガソリン使用量の削減 ・2019年度までにガソリン使用量をチーム全体で5%増加にとどめる	使用量(L)	40,093.0	49,064	43,566	47,988	43,311	43,057	42,802	42,547	42,292	×	・公用自転車の利用 ・省エネ車の導入 ・相乗り出張の促進 ・アイドリングストップの実施
	2005年度比		22.38%	20.0%	19.69%	17.0%	14.0%	11.0%	8.0%	5.0%		
軽油使用量の削減 ・2019年度までに軽油使用量をチーム全体で16%削減する	使用量(L)	54,548.8	47,671	47,063	48,112	46,788	46,513	46,237	45,962	45,687	×	・使用管理の徹底
	2005年度比		-12.61%	-13.7%	-11.80%	-14.2%	-14.7%	-15.2%	-15.7%	-16.2%		
通勤車両燃料の使用量の削減 ・2019年度までに通勤車両燃料の使用を通常費で17%削減する	通常比	-10.5%	-15.9%	-15.0%	-9.2%	-15.5%	-16.0%	-16.5%	-17.0%	-17.0%	×	・ノーマイカーデーの実施 ・自転車通勤の奨励 ・相乗り通勤の奨励

② 省資源・リサイクルの推進

環境目的	使用量	基準	実績値	目標値	実績値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	達成度	主な実行手段
	削減率	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度			
コピー用紙の使用量の削減 ・2019年度までにコピー用紙の使用量をチーム全体で15%削減する	使用量(枚)	2,450,000	2,226,214	2,202,401	2,451,857	2,179,218	2,156,035	2,132,852	2,109,668	2,086,485	×	・不必要なコピー削減 ・両面コピーの徹底 ・必要部数の確認 ・裏面利用
	2008年度比		-9.13%	-10.1%	0.08%	-11.1%	-12.0%	-12.9%	-13.9%	-14.8%		
一般廃棄物量の減量 ・2019年度までに一般廃棄物総量をチーム全体で17%削減する	排出量(kg)	70,602.9	49,808	49,559.2	53,643.0	49,310.2	49,061	48,812	48,563	48,314	×	・リデュース、リユースの推進
	2005年度比		-29.45%	-29.8%	-24.02%	-30.2%	-30.5%	-30.9%	-31.2%	-31.6%		
一般廃棄物のリサイクル推進 ・2019年度までに一般廃棄物のリサイクル率を60%にする	リサイクル率 2009年度比	54.7%	55.6%	56.0%	57.1%	57.0%	58.0%	59.0%	59.50%	60.0%	○	・分別・リサイクルの徹底
グリーン購入の推進 ・2019年度までにグリーン購入率を70%にする	グリーン購入率	57.6%	68.8%	65.0%	64.79%	66.0%	67.0%	68.0%	69.0%	70.0%	×	・グリーン購入ガイドライン等の利用啓発

③ 二酸化炭素の排出量及び削減率

年度	基準	実績値	目標値	実績値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	達成度
	平成17年度 2005年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	
CO2排出量(kg)	6,241,335.9	5,460,509.4	5,336,342.2	5,250,187.2	5,305,135.5	5,273,928.9	5,242,722.2	5,211,515.5	5,180,308.8	○
CO2削減率		-12.51%	-14.50%	-15.88%	-15.00%	-15.50%	-16.00%	-16.50%	-17.00%	

(参-7)

水俣市役所グリーン購入の推進

水俣市役所では、以前からグリーン購入ネットワークに加入し、グリーン購入を推進してきましたが、ISO14001 の認証取得に伴い、「水俣市環境マネジメントシステム」の中で、「グリーン購入推進指針」を制定し、購入率目標 60%以上を定めて推進しています。

本市のグリーン購入の基本的な考え方は次の通りです。

製品の調達に当たっては、国の基本方針を踏まえ、品目に係る判断基準に適合した環境物品等を調達することとします。またその際、以下の点について留意するものとします。

- (1) 製品の調達に当たっては、事前に必要性和適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制すること。
- (2) 品目に係る判断基準は、あくまでも環境物品等の調達の推進に当たっての最低基準を示すものであり、製品の調達に当たっては、価格や品質に加え、資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について、次の点から環境負荷の低減により一層配慮した環境物品の調達に努めること。
 - ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
 - ②資源やエネルギーの消費が少ないこと
 - ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
 - ④再生された素材や再使用された部位・部品を多く利用していること
 - ⑤長期使用、再使用、リサイクルが可能なこと
 - ⑥廃棄する際に処理や処分が容易なこと
 - ⑦包装等が過剰でないこと
- (3) 別に定めた「グリーン購入対象品目及び調達目標」に掲載されていない製品を調達する場合は、国が定める基本方針を参考とし、また、これにより難しい場合は、環境ラベル（エコマーク、国際エネルギースターロゴ、省エネラベル等）を参考にして環境物品等を調達すること。

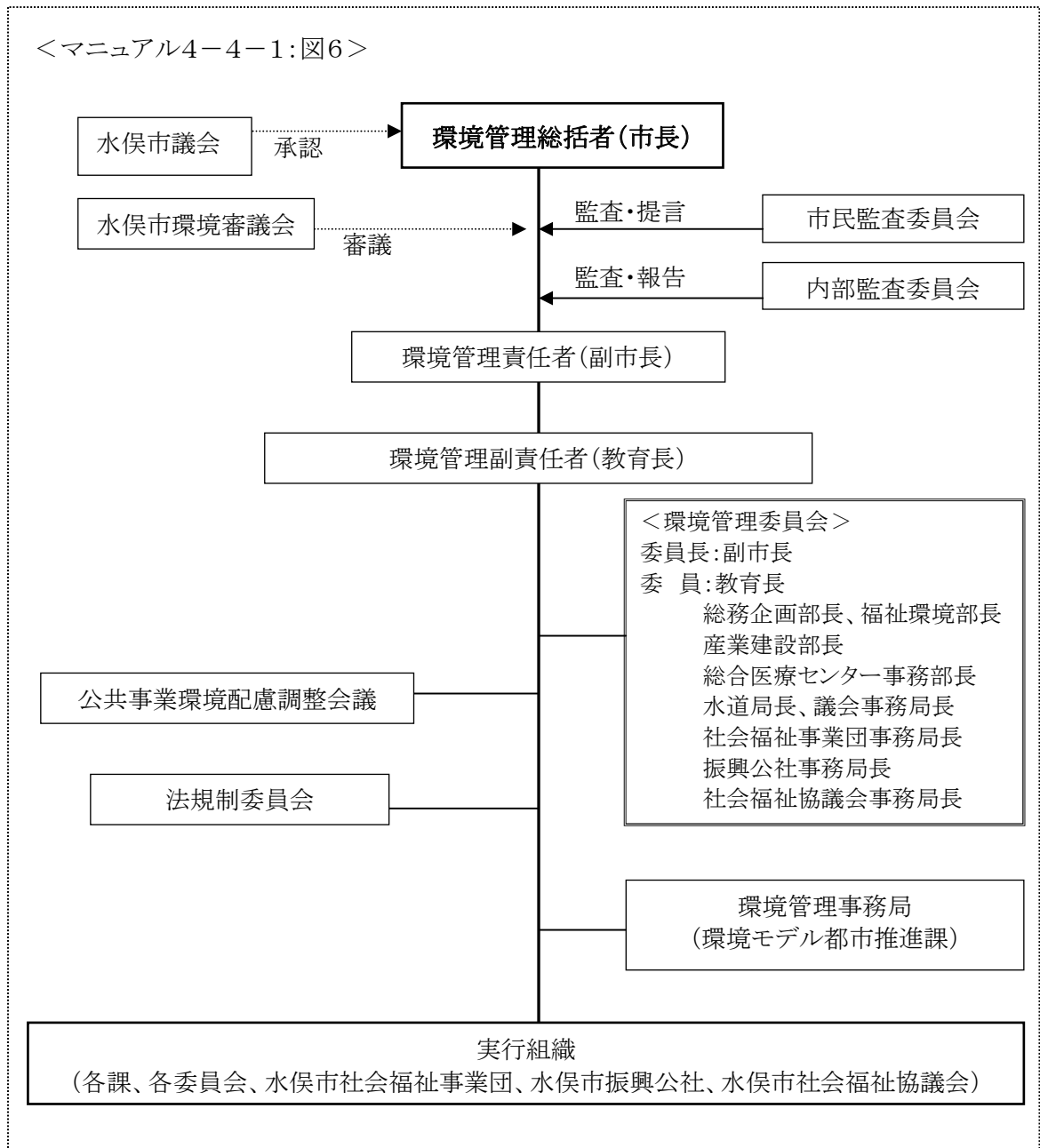
【グリーン購入率の推移】

2006（平成 18）年度：67.3%	2007（平成 19）年度：61.8%
2008（平成 20）年度：67.4%	2009（平成 21）年度：67.7%
2010（平成 22）年度：74.3%	2011（平成 22）年度：63.11%
2012（平成 24）年度：63.77%	2013（平成 25）年度：68.78%
2014（平成 26）年度：64.79%	

(参-8)

水俣市環境ISOマネジメントシステム推進組織図

水俣市役所は環境マネジメントの国際規格であるISO14001を1999年2月に認証取得しました。その後、2003年には自己適合宣言へと移行し、水俣市環境ISOマネジメントマニュアルに沿って推進しています。



環境モデル都市アクションプラン概要(水俣市) 平成26年4月

1. 全体構想

基準年(2005年)排出量: 17万4千t-CO₂

- ・2020年削減目標: 32.6%
- ・2050年削減目標: 50.0%

<取組の全体像>

環境に配慮したまちづくりから

環境モデル都市実現に向けて

部門	基準年 (2005) (t-CO ₂)	2020年目 標 (t-CO ₂)	増減 率(%)
産 業	65,790	38,929	40.8
業 務	28,864	25,362	12.1
家 庭	31,673	25,728	18.8
運 輸	42,537	25,662	39.7
そ の 他	6,671	3,301	50.5
森林等吸収	△1,238	△1,447	16.9
計	174,297	117,536	32.6

★市民協働の取組強化

★先進的な環境技術の開発・導入

★水俣病の教訓発信

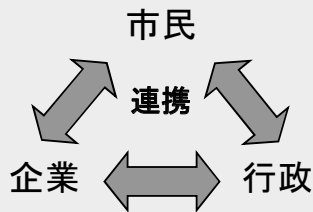
環境配慮型暮らしの実践(主に民生部門)
 市民版の環境ISOやごみ分別など、省エネ・省資源、リサイクルを実践し、環境に配慮したライフスタイルを日常化し、クリーンなエネルギーの使用に転換していくことで、大幅な温室効果ガスの削減を目指す。

環境にこだわった産業づくり(主に産業部門)
 産業分野における省エネ・省資源、リサイクルを推進し、クリーンなエネルギーの使用に転換していく。また、市内の先進的な環境技術を活かした新たな産業を導入・実践することで、大幅な温室効果ガスの削減を目指す。

**自然と共生する環境保全型都市づくり
(主に自然環境保全分野)**
 本市の豊かな自然を守りながら、森林を育て街中の公園や緑地の整備を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用や環境と共生する住まいづくりを進めることで、大幅な温室効果ガスの削減を目指す。

環境学習都市づくり(主に環境意識の啓発)
 悲惨な公害をどこの地域でも発生させないために水俣病の教訓を発信し、本市の環境モデル都市づくりを全世界へ波及させるための取組を実施していくことで、各取組の実践行動を促進し市外の温室効果ガスの削減に貢献する。

フォローアップ



アクションプランに基づく推進・進捗管理

地域の活力の創出等

これまでの取組み

- ・ごみ分別・エコタウン・自然環境保全...
- ★市民の高い環境意識と行動★

環境モデル都市へ向けた取組み

環境への取組みの強化
 地域経済の活性化
 国内外からの関心・注目

市民意識の向上
人材育成

環境産業の発展
雇用創出

市民生活の改善向上

地域経済の活性化

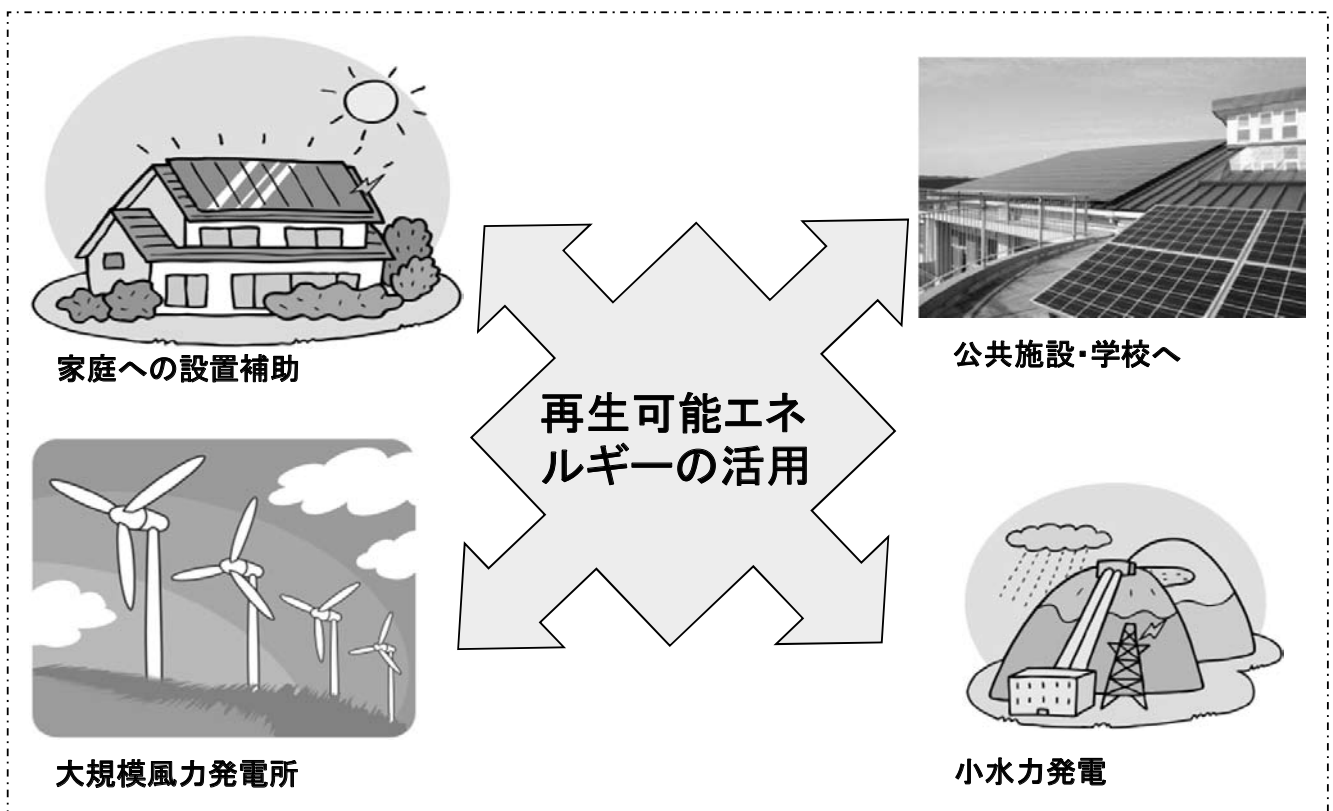
「環境」と「経済」が調和した持続可能な社会へ

2. 5年以内に具体化する主な取組

取組の内容 地域丸ごと環境ISOの推進	主体・時期	削減見込(CO2-t) 部門の別		活用を想定 する事業等
<p>(1)家庭版環境ISOの推進 家庭版環境ISO「みなまたエコダイアリー」の普及・フォローを実施することにより、省エネ・省資源の意識の啓発、行動の習慣化を行うとともに、温室効果ガス排出削減を図る。</p> <p>(2)学校版環境ISOの推進 市内小中学校において学校版環境ISOを実施することにより、省エネ・省資源の意識の啓発、行動の習慣化を行うとともに、温室効果ガス排出削減を図る。</p> <p>(3)事業所版環境ISOの推進 事業所版環境ISO制度を構築し、省エネ・省資源の意識の啓発を図るとともに、省エネ設備の導入等による温室効果ガス排出削減量を掌握し、市全体の温室効果ガス排出削減に繋げていく。</p> <p>(4)水俣市役所環境ISOの推進 公共施設における環境ISOの継続・実施により、温室効果ガス排出削減を図る。</p> <p>(5)LED化の推進 公共施設や街路灯のLED化を推進し、温室効果ガス排出削減を図る。</p>	各家庭 小中学校 各事業所 公共施設 等	5年間	1,247	
	平成11年 度～	中期	1,331	
		部門	民生部門 (家庭・ 業務) 産業部門	



取組の内容 再生可能エネルギーの導入促進	主体・時期	削減見込(CO2-t) 部門の別		活用を想定する事業等
<p>(1)一般家庭への再生可能エネルギーの導入促進 (2)公共施設や地域拠点への再生可能エネルギー導入促進</p> <p>太陽光発電・太陽熱利用システムを導入する一般家庭への設置補助支援を行い、水俣市内への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、国や県の動きに対応した、利用しやすい導入促進制度の仕組みづくりを行う。</p> <p>また、国や県等の補助制度の活用と併せて、事業所等への導入支援策の検討を行いながら、事業所や公共施設、地域拠点施設等へも再生可能エネルギーの導入を推進していく。</p>	行政 一般家庭 公共施設 地域拠点	5年間	954	
		平成11年度～	中期	1,054
	部門	民生部門 (家庭・業務)		



(参-10) 水俣市環境審議会委員

任期：2014年3月1日から2016年2月末日まで (2015年3月31日現在)

	氏名	職名
学識経験者	篠原 亮太	熊本県立大学教授
	沢畑 亨	久木野ふるさとセンター愛林館館長
市民の代表者	齋藤 潔	水俣市環境 ISO 市民監査委員会委員長
	棚橋 康子	水俣市地域婦人会連絡協議会会長
	山口 二三代	水俣市社会教育委員
行政機関の代表者	児玉 修	熊本県水俣保健所長

(参-11) 水俣市議会公害環境対策特別委員会委員 (2015年3月31日現在)

役職	氏名
委員長	淵上 道昭
副委員長	中村 幸治
委員	谷口 明弘、田口 憲雄 塩崎 信介、牧下 恭之 緒方 誠也、野中 重男

(参-12) 土地利用等

(1) 市の土地利用の現況

2014年の市の面積は16,290haで林野面積が最も多く74.5%を占めています。

【単位：ha】

年次	総面積	林野面積	耕地面積					その他
			計	田	畑	果樹園	採草放牧地	
2014	16,290	12,136	1,687	445	1,232	10	0	2,502

*熊本県林業統計要覧(平成25年度版)より引用

ただし、耕地面積については、水俣市農業委員会「農地の基本統計」より引用

(2) 都市計画

水俣市では都市計画法に基づき、都市計画区域(12,393ha)を定め、市街地においては用途地域(729ha)を指定し、建築確認などで一定の秩序あるまちづくりを誘導しています。

また、都市生活・都市機能の充実のため、街路や公園、緑地、下水道などの都市施設が整備されています。

主な都市施設 (2015年3月現在)

種類	概	要
公園	計画箇所 7箇所 (このほか、広域公園 1箇所)	計画面積 32.9ha 41.8ha
公共下水道	計画面積	695.0ha
ごみ焼却場	箇所数 1箇所	面積 1.5ha
卸売市場	箇所数 1箇所	面積 0.35ha

さらに都市計画区域内で3,000㎡を超える開発行為には許可を必要としています。2008年度から2014年度までの申請状況は次のとおりです。

年度	件数	面積
2008年度	1箇所	4,669㎡
2009年度	0箇所	0㎡
2010年度	1箇所	4,294㎡
2011年度	1箇所	18,219㎡
2012年度	0箇所	0㎡
2013年度	0箇所	0㎡
2014年度	0箇所	0㎡

(参-13) 2014年度 環境行政の概要

年 月 日	経 過
2014. 4. 1	第1回環境にやさしい暮らし円卓会議・食と農作業部会
15	第1回ゼロ・ウェイスト円卓会議
(平成26年) 18	環境ISO職員研修会 (対象：環境推進員、環境ISO担当職員)
24	エコ住宅補助金事業者向け説明会
25	第1回環境大学・環境学習円卓会議
5. 1	水俣病犠牲者慰霊式を「水俣病慰霊の碑」前で開催。水俣病患者・遺族、石原環境大臣、蒲島熊本県知事、森田チッソ社長など関係者約750人が参列
12	第1回茶のみ場作業部会
20	第2回環境にやさしい暮らし円卓会議・食と農作業部会
26	第2回ゼロ・ウェイスト円卓会議
29	第42回花いっぱい運動
6. 1	環境月間 (清掃活動の呼びかけ)
1	ほたるマップの設置
5	第1回ごみ減量女性連絡会議
9	第2回茶のみ場作業部会
15	みなへら通信9号の発行
16	第3回ゼロ・ウェイスト円卓会議
17	第3回環境にやさしい暮らし円卓会議・食と農作業部会
26	第1回公共事業等環境配慮調整会議
26	第1回火のまつり実行委員会
27	第1回みなまた環境大学実行委員会
7. 1	水俣市学校版環境ISO審査 (～8日)
14	第3回茶のみ場作業部会
22	第4回ゼロ・ウェイスト円卓会議
24	第2回火のまつり実行委員会
27	海と川のクリーンアップ作戦 約900人が参加
31	第4回環境にやさしい暮らし円卓会議・食と農作業部会
8. 6	水俣市環境スタディーツアー市内中学生12人が山口県宇部市を訪問 (～8日)
6	新潟と水俣の子どもたちの交流事業 (～8日)
21	第3回火のまつり実行委員会
25	第5回ゼロ・ウェイスト円卓会議
29	第4回茶のみ場作業部会
31	第1回市民講座「水俣の海に親しむ♪シーカヤック体験」
9. 3	火のまつり「菜の花あかり (廃油ろうそく)」づくり (水一小)
11	第4回火のまつり実行委員会
15	みなまた環境大学「水俣入門編」 (～19日)
15	みなへら通信10号の発行
20	第19回「火のまつり」を開催
22	水俣市環境スタディーツアー報告会
25	第5回火のまつり実行委員会
26	第5回環境にやさしい暮らし円卓会議・食と農作業部会
30	第5回茶のみ場作業部会
10. 2	法規制委員会
7	第2回ごみ減量女性連絡会議
16	第2回環境大学・環境学習円卓会議
18	水銀に関する水俣条約1周年フォーラム (水俣病情報センター)

年 月 日	経 過
	21 第6回茶のみ場作業部会
	24 ゼロ・ウェイスト推進会議出席（大木町）
	29 第6回ゼロ・ウェイスト円卓会議
	31 みなまた環境大学じっくり編「海と山がつながればマチはどげんかなるばい」（～11/3）
11 .	5 水俣市幼稚園・保育園版環境ISO審査（全6園）
	8 第6回みなまた産業団地まつり開催（環境モデル都市ブースを出展）
	8 第2回市民講座「水俣の秋を楽しむ♪お芋ほり&青空ランチでっこり体験」
	12 第6回環境にやさしい暮らし円卓会議・食と農作業部会
	18 第7回茶のみ場作業部会
12 .	7 水俣病を基礎から学ぶフィールドワークツアーの開催（水俣病資料館及び水俣湾周辺地域）
	9 第7回ゼロ・ウェイスト円卓会議
	9 第8回茶のみ場作業部会
	13 第3回市民講座「みなまた・茶会～いつものお茶をちょっとおいしく～」
	13 水俣病解説員養成講座一般向け公開講座の開催（もやい館）
	16 第1回環境管理委員会
	16 水俣病資料館企画展「その時どう動いたかー吉井正澄展」の開催（水俣病資料館企画展示室）
	22 第7回環境にやさしい暮らし円卓会議・食と農作業部会
	25 第1回環境ISO市民監査委員会
	26 第3回環境大学・環境学習円卓会議
2015 .	1 . 7 環境ISO内部監査（～19日）
(平成27)	13 第9回茶のみ場作業部会
	14 第8回環境にやさしい暮らし円卓会議・食と農作業部会
	20 第3回ごみ減量女性連絡会議
	22 第2回環境ISO市民監査委員会
	19 第7回もやい音楽祭開催
	20 第8回ゼロ・ウェイスト円卓会議
	21 第1回実生の森実行委員会
	26 第10回茶のみ場作業部会
	29 第3回環境ISO市民監査委員会
	30 第1回環境モデル都市フェスタ実行委員会
2 .	2 第4回環境大学・環境学習円卓会議
	5 水俣病資料館来館者90万人達成記念式典
	13 環境ISO市民監査
	17 第9回ゼロ・ウェイスト円卓会議
	18 第9回環境にやさしい暮らし円卓会議・食と農作業部会
	18 第2回環境モデル都市フェスタ実行委員会
	26 第4回ごみ減量女性連絡会議
	20 環境ISO市民監査エコスター評価証授与式
	20 平成27年第1回水俣病犠牲者慰霊式実行委員会
	26 第5回環境大学・環境学習円卓会議
	28 第4回市民講座「我が家の省エネ度チェック」
3 .	2 第11回茶のみ場作業部会
	4 エコショップ審査（～6日）
	4 第2回実生の森実行委員会
	8 マイバックキャンペーン
	9 第6回環境大学・環境学習円卓会議
	10 第10回ゼロ・ウェイスト円卓会議
	14 みなまた環境大学じっくり編「エコハウスでじっくりエコライフ」（～17日）

年 月 日	経 過
15	みなへら通信11号の発行
18	第3回環境モデル都市フェスタ実行委員会
20	エコショップ認定証授与式
22	実生の森づくり一斉行動
22	「山と海のあいだに生きる私たちのエコフェスタin久木野」(環境モデル都市フェスタ)開催

(参-14) 2014年度 水俣病問題に関する経過概要

年 月 日	経 過	
2014 4 (平成26)	1 熊本県に認定申請している関東在住男性1人が国による審査を希望していることが明らかになる	
	2 水俣病被害者互助会訴訟勝訴原告らが国の加害責任を認めて原告に謝罪することなどを求める要求書を環境省に提出	
	3 水俣病被害者互助会訴訟勝訴原告らがチッソ本社を訪れ、勝訴原告への謝罪と控訴断念を求める ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（熊本訴訟）で、第4陣105人が熊本地裁に追加提訴（原告数430人、請求総額19億3500万円）	
	4 水俣市に完成した胎児性・小児性水俣病患者らがヘルパーらの介護を受けながら自立して生活するケアホーム「おるげ・のあ」が公開、記念式典	
	8 水俣病被害者互助会訴訟で、原告と被告の国、熊本県が3月31日の熊本地裁判決を不服として、それぞれ福岡高裁に控訴	
	10 水俣病被害者互助会訴訟で、チッソが福岡高裁に控訴 水俣病不知火患者会が特措法に基づく救済策の「対象地域」見直しなどを求める要求書を鹿児島県に提出	
	熊本県が水俣病認定申請未処分者数601人（3月末現在）と発表	
	14 ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（熊本訴訟）の第4回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告2人が対象地域の不当性を訴える意見陳述	
	15 水俣病不知火患者会が子会社の株式売却に制約を設ける会社法改正案の適用対象からチッソを外す関係法整備法修正案を提出しないよう日本維新の会に要請	
	16 水俣病被害者4団体が日本維新の会の修正案に断固反対声明	
	17 石原環境相が衆院決算行政監視委員会で、チッソ子会社JNCの上場、株式譲渡（売却）について今の状況は承認できるような環境にないとの認識示す	
	18 水俣病資料館語り部の会が水俣病関係資料の世界記憶遺産への登録を目指すことを決定	
	26 国の臨時水俣病認定審査会が12年ぶりに開催。運用指針を議論	
	5	1 平成26年度水俣病犠牲者慰霊式が水俣湾埋め立て地で開催。約750人が参列 水俣病関連資料の世界記憶遺産への登録を目指す水俣病資料館語り部の会が石原環境相、蒲島熊本県知事に資料の収集と保存に向けた支援要請
		2 新潟県と新潟市共同設置の認定審査会が再開。新通知に従う方針確認
		11 水俣病不知火患者会などが東京で住民検診実施。受診者16人全員に水俣病症状確認
		12 熊本県が水俣病認定申請未処分者数645人（4月末現在）と発表
		13 水俣病不知火患者会会長が参院法務委員会に参考人出席。チッソ子会社株を売却しやすくする会社法改正案の関係法整備法修正案に反対意見述べる 北川副環境相が参院法務委員会で、チッソ子会社株売却について現状は承認できる環境にないとの従来の見解示す
14 チッソが2014年3月期連結決算発表、4年ぶり増収増益、純損益15億8600万円の黒字。 特措法に基づく一時金給付のための特別損失45億8800万円計上（累積支払総額629億550万円）で計29,955人に一時金210万円給付 新潟市に住む特措法対象者2人が市に認定申請、市は受理せず取り扱いを保留		
16 水俣病被害者互助会会長が食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等を国、熊本県に求める行政訴訟を東京地裁に提起		
18 水俣病不知火患者会などが救済策対象外の鹿児島県伊佐市布計地区で住民検診実施。22人に感覚障害など水俣病症状確認		
21 泉田新潟県知事が環境省を訪ね、水俣病救済制度の抜本的見直しを求める。事務次官は行わない方針伝える		
28 熊本県が認定申請者約640人に国の臨時水俣病認定審査会制度の周知文書送付 ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（新潟訴訟）の第1回口頭弁論が新潟地裁で開催		
6	30 水俣条約の批准に向け国内法整備を検討する中央環境審議会小委員会と産業構造審議会ワーキンググループが初の合同会議 障害補償費不支給決定取消等請求訴訟の第1回口頭弁論が熊本地裁で開催。熊本県は請求棄却求める	
	3 篠田新潟市長が取り扱いを保留している特措法対象者による認定申請について環境省と対応協議	

年 月 日	経 過
4	「水銀フリー社会」の実現に向けた方策を話し合う熊本県の有識者検討会が初会合 水俣条約の批准に向け水銀廃棄物の処理方法を検討する中央環境審議会専門委員会が初会合 水俣病不知火患者会など約50人が環境省を訪ね、特措法に基づく救済策に関する居住地域や年齢などによる線引きの見直し訴え
8	水俣病資料館語り部に5月、複数回の中傷電話と報道される
10	熊本県が水俣病認定申請未処分者数651人（5月末現在）と発表
13	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（熊本訴訟）の第5回口頭弁論が熊本地裁で開催。裁判長が次回以降で争点整理する意向を示す
16	国と熊本県が水俣病資料館語り部の会の水俣病関連資料群の世界記憶遺産登録支援要請に回答。前向きに検討する方針伝える
17	鹿児島県が鹿児島県在住の2人が臨時措置法による認定を環境省に申請し受理（12日付け）されていたことを明らかにする
19	超党派の国会議員11人による「水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会」が発足
20	子会社の株式売却に制約を設ける会社法改正案の適用対象からチッソを外す関係法整備法修正案が参院本会議で可決、成立
23	国連環境総会がケニアで開催（～27日）、水俣条約報告へ
24	熊本県が2014年度のチッソ公的債務返済額69億9千万円、返済猶予額35億9千万円を試算値として県議会経済環境常任委員会で報告 熊本県が臨時措置法への移行申請者が新たに30人増えて32人になったことを県議会経済環境常任委員会で報告
25	蒲島熊本県知事が水俣病語り部の会と懇談、世界記憶遺産登録への支援表明 蒲島熊本県知事が語り部への中傷電話問題で、差別偏見の解消に取り組む姿勢を示す 蒲島熊本県知事が現地で患者らから要望聞き取り。胎児性・小児性患者の親のケアも必要との認識を示す
27	水俣病不知火患者会などによる天草市での住民検診で17人全員に水俣病症状と報道される チッソ社長が子会社株式売却見通せず、国、熊本県との協議必要との認識を示す
29	西田水俣市長が会見で、語り部宅への中傷電話問題について水俣病啓発の必要性強調 水俣病不知火患者会などが大阪府で住民検診実施。20人中19人に水俣病症状確認
7 1	新潟市が特措法対象者2人からの公健法に基づく患者認定申請を受理
5	臨時水俣病認定審査会が環境省で開催。4人を新指針で初の審査
8	北川副環境相が水俣市で会見、水俣病症状軽減の治療法研究に取り組む方針表明
9	環境省が4人の水俣病認定申請を8日付けで棄却したと発表。新指針で初判断 環境省が公健法に基づく認定申請中であり特措法に期限切れで申請できなかった人を対象にした新たな救済策を検討する方針を示す
15	熊本県が水俣病認定申請未処分者数686人（6月末現在）と発表 ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（熊本訴訟）で、第5陣115人が熊本地裁に追加提訴（原告数545人、請求総額24億5250万円）
	岡山大の研究班が胎児期の低レベル水銀汚染による認知機能の一部低下を確認と報道される 環境省が関西訴訟で勝訴した後に熊本県から水俣病と認定された患者が求めたチッソとの補償交渉仲介を拒否 水俣病資料館の解説員14人がデビュー。来館者ガイド開始
17	蒲島熊本県知事が記者会見で棄却相当とした臨時水俣病認定審査会の審査を最高裁判決に沿ったものと評価
31	熊本県が特措法に基づく救済策対象者の判定作業を終え6月末までに結果を通知したことを明らかにする
8 1	食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け請求訴訟の第1回口頭弁論が東京地裁で開催。国と熊本県が訴えの却下を求める
6	新潟県主催の小学生同士の水俣病発生地域間交流事業が水俣市で開催（～8日）
8	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（熊本訴訟）の第6回口頭弁論が熊本地裁で開催。裁判長が水銀暴露証拠の追加提出を求める 障害補償費不支給決定取消等請求訴訟の口頭弁論が熊本地裁で開催。原告側が県の手続き違反を訴える 水俣病認定基準通知の差止め請求訴訟東京地裁判決。原告の訴えを却下
11	熊本県が水俣病認定申請未処分者数701人（7月末現在）と発表
12	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（東京訴訟）で、関東在住の18人がチッソと

年 月 日	経 過
18	国、熊本県に1人当たり450万円（総額8,100万円）の損害賠償を求め東京地裁に提訴
23	水俣病認定基準通知の差止め請求訴訟の原告が東京高裁に控訴
24	熊本学園大学の教授がインターネット上に公開した水俣病問題の記事に対し、水俣病被害者の中傷する書き込みが相次ぐと報道される
27	水俣病資料館で水俣病解説員養成講座（中級編）始まる。10人が受講
29	熊本県が「水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会」開催
9	環境省が特措法に基づく救済策の判定結果を発表。36,361人を救済（熊本、鹿児島県、療養費のみの給付対象者含む）
31	石原環境相が「救済の終了とは考えない」と記者会見で明言
7	蒲島熊本県知事が「特措法で精神で丁寧に審査した結果」と記者会見で強調
8	水俣病不知火患者会などが鹿児島県伊佐市で住民検診。16人中14人に水俣病症状確認
9	国立水俣病総合研究センターがくも膜下出血治療薬による感覚障害改善効果を動物実験で確認、臨床方針と報道される
10	「水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会」が水俣視察。被害者団体と意見交換
12	熊本県が特措法一時金給付対象の280人は一時金希望せず被害者手帳のみ申請したことを明らかにする
15	熊本県が水俣病認定申請未処分者数723人（8月末現在）と発表
18	鹿児島県が特措法一時金給付対象の11人は一時金希望せず被害者手帳のみ申請したことを明らかにする
20	胎児性水俣病患者らが反原発団体を結成と報道される
21	水俣市が「みなまた環境大学短期セミナー入門編」開催（～19日）。県外の大学生ら26人が環境と経済の両立など学ぶ
24	環境省が臨時措置法に基づき7月に認定申請を棄却された2人からの異議申し立てを明らかにする
25	水俣病の犠牲になったすべての命に祈りをささげる「火のまつり」が水俣病情報センターで開催。市民ら330人が参加
29	吉田社民党首が水俣市で患者・被害者6団体と意見交換
10	日米などが国連本部で水俣条約への署名呼びかけ、早期発効を促す
4	熊本県の水銀研究留学生奨学金制度を活用して2人が県立大大学院に入学
10	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（熊本訴訟）で、第6陣65人が熊本地裁に追加提訴（原告数610人、請求総額27億4500万円）
15	新潟水俣病3次訴訟の口頭弁論が新潟地裁で開催、7年半を経て結審
17	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（近畿訴訟）で、大阪や高知など6府県在住の19人がチッソと国、熊本県に1人当たり450万円（総額8,550万円）の損害賠償を求め大阪地裁に提訴
18	芦北町が「うたせ舟で水俣病を学ぶ講座」開催。約60人が患者、漁師を講師に理解深める
19	熊本県が水俣病認定申請未処分者数732人（9月末現在）と発表
23	熊本学園大の教授が水俣湾埋め立て地の水銀処理と環境回復に750億円かかるとの試算を水俣市であった市民学習会で発表
24	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（熊本訴訟）の第7回口頭弁論が熊本地裁で開催。国、熊本県は特措法救済策の判定結果開示を拒否
29	環境省などが主催して水俣条約採択1周年記念フォーラムが水俣市で開催
31	胎児性・小児性患者らが望月環境相と懇談、補償に国が責任持つよう要望
11	水俣病不知火患者会などが補償や救済の対象となっていない約550人を対象に水俣市、天草市で一斉検診（問診）開始（～19日）
1	被害者4団体が全被害者の救済求める要請書を環境省に提出
5	日本弁護士連合会が「水俣病認定補償制度の是正求める意見書」を環境省に提出
	食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け請求訴訟の第2回口頭弁論が東京地裁で開催。原告側は被害調査実施訴え
	熊本県が水俣湾で7月から8月にかけて捕獲した魚類の水銀濃度について国の暫定的規制値の超過はなかったとする調査結果公表
	国立水俣病総合研究センターが水俣病症状の改善が期待できる神経疾患治療法紹介のパンフレット作成、地元医師と連携し患者・被害者に周知と報道される
	新指針通知後初の公害健康被害補償不服審査会の口頭審理が熊本市で開催
	国連が声明で、水俣条約の早期発効に向け批准手続きを急ぐよう各国に促す
	水俣病資料館が解説員養成講座開催
	水俣病資料館の新しい語り部講話室が運用開始

年 月 日	経 過
6	タイのバンコクで開催の水俣条約政府間交渉で患者ら講演 胎児性水俣病患者らが描いた水彩画展が水俣市で開催(～10日)
7	障害補償費不支給決定取消等請求訴訟の口頭弁論が熊本地裁で開催
10	熊本県が水俣病認定申請未処分者数766人(10月末現在)と発表
15	臨時水俣病認定審査会が開催。熊本県の男女9人を審査
24	鹿児島県の認定審査会が1年10か月ぶりに再開。10人を審査 水俣病不知火患者会などが水俣市、天草市、出水市で23日から実施した一斉検診(診察)終了、受診者447人中434人に水俣病症状確認
26	環境省が9人の水俣病認定申請について21日付けで8人棄却、1人保留したと発表
12 2	WHO西太平洋地域事務局長が水俣市を訪問。「ほっとはうす」など視察、市長と懇談
7	水俣市が社会人を対象にした「水俣病を基礎から学ぶフィールドワークツアー」開催
8	水俣病被害者互助会訴訟控訴審の第1回口頭弁論が福岡高裁で開催。原告、被告とも1審判決の誤り主張 関西訴訟原告の遺族がチッソに協定による補償を求め大阪地裁に提訴(水俣病補償地位確認訴訟)
10	熊本県が水俣病認定申請未処分者数777人(11月末現在)と発表
13	水俣病資料館の「水俣病解説員養成講座」が開催。水俣病と環境再生学ぶ
18	鹿児島県が出水市の60代男性を15日付で患者認定したと発表。新指針後初、6年ぶり。9人棄却
19	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟(熊本訴訟)の第8回口頭弁論が熊本地裁で開催。裁判長が国、熊本県に救済策判定結果の開示検討促す 望月環境相が鹿児島県の患者認定について、丁寧な審査と総合的検討の結果と評価
22	中央環境審議会が「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」として環境相へ答申 水俣病犠牲者慰霊式実行委員会が開催。委員から委員会形骸化指摘
27	環境省が水俣病訴訟文書を廃棄、国審査会が誤った判断と指摘と報道される
28	チッソ存続を社長が明言、具体的将来像に初言及と報道される
30	1970年代に非汚染地住民を検診し水俣市住民と比較した熊本大の未発表水俣病論文が見つかる」と報道される
2015 1 7	日本精神神経学会が水俣病新指針に反対の見解発表
(平成27) 13	熊本県が水俣病認定申請未処分者数893人(12月末現在)と発表 特措法救済対象男性がチッソ、国、熊本県に損害賠償を求め東京地裁に提訴
15	北村副環境相が会見で、公健法に基づく認定申請中であり特措法に期限切れで申請できなかった人を対象に特措法に準じた救済策を検討していることを明らかにする
16	食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け請求訴訟の第3回口頭弁論が東京地裁で開催。裁判長が同法が定める国、県の具体的義務などの立証原告に求める
22	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟(熊本訴訟)で、第7陣132人が熊本地裁に追加提訴(原告数742人、請求総額33億3900万円) 国がチッソの特措法債務942億円(利子含む)の返済開始を4年間猶予する方針を熊本県に伝える(チッソが6月に国、県に要請)
23	中央環境審議会が「水俣条約を踏まえた今後の水銀大気排出対策について(答申)」として環境相へ答申
25	水俣病被害者や障がい者が作詞した曲を披露する第8回もやい音楽祭が水俣市で開催
28	環境省が臨時措置法に基づき昨年11月に認定申請を棄却された2人からの異議申し立てを明らかにする
29	水俣病認定基準通知の差止め請求訴訟控訴審第1回口頭弁論が東京高裁で開催
30	水俣湾埋め立て地の耐震・老朽化対策を検討してきた熊本県の有識者委員会が2050年まで耐用可能とする検討結果を取りまとめる
2 3	水俣市が汚染土流出の恐れがあるとしてチッソ廃水貯蔵施設「八幡プール」跡地を通る老朽化した市道の改修工事方針示す
5	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟(東京訴訟)で、第2陣14人が東京地裁に追加提訴(原告数32人、請求総額1億4400万円) 水俣市立水俣病資料館の開館(1993年)以来の来館者が90万人突破
6	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟(近畿訴訟)の第1回口頭弁論が大阪地裁で開催。原告ら被害の深刻さ訴え 水俣病被害者や障がい者が作詞した曲を披露する第8回もやい音楽祭が水俣市で開催
10	熊本県が水俣病認定申請未処分者数909人(1月末現在)と発表
12	熊本、東京、大阪、新潟4地裁の原告ら10団体が「ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団

年 月 日	経 過
	全国連絡会議」結成
13	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（東京訴訟）の第1回口頭弁論が東京地裁で開催。原告ら被害者全員の救済訴え
16	障害補償費不支給決定取消等請求訴訟第4回口頭弁論が熊本地裁で開催、結審。
17	熊本県が廃棄水銀の庁舎内での保管開始 「水銀フリー社会」の実現に向けた方策を話し合う熊本県の有識者検討会が県が取り組むべき施策などをまとめた提言書を知事に提出
18	環境省が熊本県など関係自治体に公健法の補償指針通知、等級分類の留意事項明示
23	水俣条約に対応した水銀対策に関する環境省などによる検討会が東京で初会合
26	水俣病補償地位確認訴訟の第1回口頭弁論が大阪地裁で開催。チッソ側が棄却求める
27	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（熊本訴訟）の第9回口頭弁論が熊本地裁で開催。裁判長が重ねて国、熊本県に救済策判定結果の開示促す
3 9	熊本県が議会でチッソが県から借り入れた特措法債務942億円の返済開始4年猶予やむなしとの認識示す
10	特措法対象者損害賠償請求訴訟第1回口頭弁論が東京地裁で開催
10	熊本県が水俣病認定申請未処分者数927人（2月末現在）と発表 政府が水俣条約の批准に向けた「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」と大気汚染防止法改正案を閣議決定。国会に提出
23	水俣病被害者互助会訴訟控訴審第2回口頭弁論が福岡高裁で開催。原告側が新診断書提出、現地調査申し立て
24	新潟水俣病第3次訴訟の新潟地裁判決。行政責任否定、昭和電工に7人賠償命令
24	昭和電工が新潟水俣病第3次訴訟の新潟地裁判決を不服として東京高裁に控訴
29	熊本県の認定審査会が2年ぶりに開催。個別審査せず会長ら選任
30	障害補償費不支給決定取消等請求訴訟の熊本地裁判決。認定患者の補償請求退ける 新潟県が特措法救済棄却の3人の異議申し立て認め救済対象決定を通知
31	新潟水俣病第3次訴訟原告10人が新潟地裁判決を不服として東京高裁に控訴 ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟（近畿訴訟）で、第2陣18人が大阪地裁に追加提訴（原告数37人、請求総額1億6650万円）
	熊本県とチッソが特措法債務の返済開始を4年間猶予する変更契約締結